

れども企業の利益に参加するのは此の意味に於ての持分参加たるものではない。従つて利害協同契約 *Interessengemeinschaftsvertrag* や用益貸借契約 *Pachtvertrag* の如き債務的契約 *obligatorische Verträge* は之に屬するものではない。有價證券が放資として役立つとき、又は有價證券が轉讓の爲に取得せられたるときにあつても持分参加は存しない。前なる場合に於ては有價證券は投資の下に(7)に、後なる場合に於ては之を運轉資産の下に掲ぐべきである。支配會社 *herrschende Gesellschaft* は從屬會社 *abhängige Gesellschaft* に對する持分を掲げることが必要とする。之に反して從屬會社は——コンツェルン關係に關する營業報告書に於ける報告を除外すれば——其の株式資本について其の中の何程が支配會社の手中に存するものであるかを報告するの義務を負ふものではない。けれども新法に依れば從屬會社は其の支配會社の株式の占有數を掲げる義務を負ふことになつて居る。是は場合に依つては持分参加を示す項下に於て爲すことを必要とするものと認むべきであらう。けれども區分に關する規定(第三百三十一條第三五)は自己株式 *eigene Aktien* と一所に之を掲ぐべきものと規定して居る。此の規定は支配會社の持分の占有についての適用があるのであつて、占有權が株式に於て成立して居る場合のみに限られる。従つて例へば有限責任會社についての持分又は其の他の會社についての持分は、それが永久的の占有 *Dauerbesitz* たる場合に持分参加の下に掲ぐべきである。

(註一) 株式會社は合名會社の社員たることが出来る。

價額の増減は此の場合にあつても貸借對照表中に各別に掲げることが必要とする。

信用銀行 *Kreditbank* の書式に於ては「永久的の持分参加」*dauernde Beteiligung* と社員の持分参加 *Konsortialbeteiligung* とが區別されて居るのであるが、併し此の事實からして、(6)に依る持分参加の中には一時的持分参加 *vorübergehende Beteiligung* も含まれて居るものと解すべきであると推論することは出来ない。寧ろ此の場合には「永久的に會社の營業經營の爲の用途を有する」資産物件たるものなのである。尙ほ持分参加の百分率の多寡は重大な意義を有するものではなく、百分の二十五以下の永久的持分の占有 *Anteilbesitz* も、それが専ら投資の爲に役立つ次第でない場合に於ては、是亦一種の持分参加たるものである。

永久的な價額の減損の場合に於ける減價消却の必要については「10」の(1)の(c)を参照ありたい。税法上は参加證券 *Beteiligungspapiere* の市場價額が無雜作に標準たるものではない。蓋し貸借對照表作成の標準期日に於ける市場價額からは必ずしも絶對的に永久的の價值喪失を推論することを得るものではないからである。市價を持たない有價證券や持分については國評價法第十三條に依り財産税について確定してある原則を適用することが出来るであらう。此の原則に依れば普通價額 *der genuine Wert* が標準となるものである。「販賣 *Verkauf*」からして普通價額を演繹することが出来ないときは、會社若は鑛業會社の總資産及び収益の見込を斟酌して普通價額を評價するを要する。」此の場合稅務署は實體價額 *Substanzwert*

(最近に於ける單價及び收益價値「Ertragswert」〔五分五厘の利息を斟酌して〕の認定) からして手段を引出すやうに處置する。けれども此の場合稅務署は大抵最近三年間の納稅義務ある利益として認定された收益を基礎に執るものである。實際上普通價値を調査するに當つては持分占有者 Anteilhaber に配當された收益のみに限り問題たることを得るものである。稅務署はかくの如くにして調査された價額からして、讓渡困難の理由に因り百分の十乃至百分の十五を控除することを許して居る。外國への持分參加の場合にあつては此の評價 Abwertung も重大な意義を有するのであるが、此の場合にあつても同一の原則に従つて處置することを必要とするのであらう。従つて第一に外國に於ける市場價格が問題となるのであつて、是は貸借對照表作成の標準期日に於ける外國爲替相場に依つて換算することを必要とするのである。此の場合にあつては以上に述べた所の意味に於て普通價額を評價しなければならぬ(註一)。

(註一) シトニツ (Schmitz DStZ. 1937, 131) は別の論據を基礎として同一の論結に到達して居るのである。

株式がそれを結合するに於て一つの特種な經濟財を成す場合にあつては結束株式 Aktienpaket を存する。數個の株式會社が共同して結束株式を所有する場合にも結束株式の所有と認むべきである。かくの如き結束株式に對して手附金 Anteil の支拂はれた場合にあつては、直ちに無雜作に市場價格への納稅免除の減價消却を許すものではない。蓋し結束株式の所有には特殊の利益の伴ふことがあり、特に企業上には決定的の影響が及ぼされるか又は競争が除外されることがあり得るからである(註二)。株式の賣却の禁止

Verkaufssperre の協定は同一の理由からして普通價額の減少を是認せしめるものではない(註二)。また他の半面に於ては讓渡の必要であることの判明して居る結束株式は、往々にして多大の損失の下に於てなくては賣却することが出来ないのを看過する譯にはいかない。持分參加が讓渡されるときは、持分參加は帳簿價額を以て賣却すべく、其の販賣價額 Verkaufswert を以て賣却すべきでない(註三)。利益は損益計算書中に於て臨時收益の下に掲ぐべきである(二一九)の(II)の4を參照ありたい。

(註一) RFl. St. W. 1931 Nr. 520 ; 1929 Nr. 1030, RStB. 1930, 92. 國稅務裁判所の判決 (RFl. 37, 334) 中に於ては國際稅務

子合同會社がフランスの曹達工業會社の株式二萬株をば四千二百フランを以て買收した。市價は其の半額であつた。協約に屬する納稅義務者は一部の株式を買入價額で受取り、之を市價まで減價消却しやうとしたのであつた。尙ほ Kammerrecht S. 419

Ann. 69 を參照ありたい。

(註二) RFl. St. W. 1931, Nr. 867.

(註三) WTr. 1933, 283 を參照ありたい。

組合的持分參加 Konsortialbeteiligung とは組合 Konsortium、換言すれば有價證券の取得及び讓渡の爲の臨時組合 (Teilgenossenschaft) への持分參加を謂ふ。組合員 Konsorte は組合契約 Konsortialvertrag に基いて拂込を爲すの義務を負ひ、之に對して組合に於て(乃至は組合長 Konsortialführer が其の計算を以て)取得したる有價證券についての共有權 Mitigentum を取得し(註一)、其の獲得された利益に對して請

求權を有するものである。組合所有の有價證券 *Konzernaktien* についての共有權は運轉資産の有價證券の下に積極計上を爲すべく、利益に對する請求權は債權の下に積極計上を爲すべきである。未必的の債務 *Eventualverbindlichkeit* としての拂込の義務が組合的持分参加に立脚するときは、拂込の義務は引當金 *Rückstellung* として消極の部に記載することが出来る。拂込の義務が貸借對照表の上からは明白でないときは、營業報告書中で是が報告を爲すことを必要とするのである。

(註一) Osthoff, Der Konzernvertrag 1936, 30.

(7) 其の他の固定資産たる有價證券

こゝには持分参加にも屬しなれば、また運轉資産にも屬さない有價證券を掲ぐべきである。是は特に營業の經營、例へば請負契約若は供給契約に於て見るが如き擔保の提供 *Stellung von Kautionen* に依立つ所の有價證券、又は公課 *öffentliche Abgaben* 若は運賃 *Fracht* の擔保として要求される所の有價證券に關して該當することである。けれどもかゝる目的の存在しない場合にあつても、有價證券が持分参加の意圖を存することなくして永久的の所有の爲に取得された場合には、有價證券は固定資産に屬することを得るものである(註一)。このことは獨り確定額の利息付有價證券 *festverzinsliche Wertpapiere* について該當することであるのみに止まらず、株式にあつてもそれが専ら放資に役立つ場合にあつては亦然りとするものである。自己株式も轉讓の爲に取得されたのでない場合にあつては、固定資産に屬することがある。併し

乍ら區分に關する規定は運轉資産としてのみ自己株式の貸借對照表登載を許して居るのであつて、従つて自己株式は常に貸借對照表作成の標準期日に於ける市價を以て評價することを必要とするのである。

(註一) 同說 *Schlegelberger* § 201 a Anm. 8, 20.

固定資産たる有價證券が同一の目的に役立つ他の有價證券と交換されたときは、交換の爲に交付された有價證券の上に立脚する秘密積立金 *Stille Reserve* は、新に取得された有價證券の上に移轉することが出来る(註一)。

(7) a 其の他の固定資産物件

此の項目は區分に關する規定中には掲げてない。併し乍ら區分に關する規定は決して遺漏のないものではないのであるから、場合に依つてはこゝに、特に各別に營業價額若は商號價額 *Geschäfts- oder Firmenwert* や經營施設費(第三百三十三條第四號)をこゝに掲げることが出来る。其の他の積極計上し得る費消も亦此の項目の下に屬せしめることが出来る。けれども是等のものは各別に之を掲げることが必要としない。積極計上し得る費消が其の性質上一時的の種類のものであるときは(例へば豫納された貸借料)、此の費消は計算界限の爲の項目下に屬する。

(III) 運轉資産

(1) 原料、補助材料及び經營材料

- (2) 半成品
- (3) 完成品、商品

以上三つの項目は實際上には之を總括して貯藏品 *Vorräte* と稱せられて居る。燃料、淨化料、催滑料は原料、補助材料及び經營材料に屬するけれども、之に反して用紙とか、印刷物とか其の他の事務用、包装用の材料の如き管理や販賣の目的の爲に使用せられる材料は原料、補助材料及び經營材料の何れにも屬するものではない(註一)。

(註一) *Minz. Zf. HwF. 1929, 222.* を参照せよ。

運轉資産は商法上も税法上も最低價主義に従つて評價するを要する(一九)の(2)。貯藏品が(低い)時價 *Tagewert* を以て貸借對照表に掲げてあつて、此の時價が次の貸借對照表の標準期日には昂騰したときは、取得價額若は製作價額の額まで此の價額を引上げることが出来る。是は税法上も許されることである(一六)。税法の部分價額は貯藏品の場合にあつては普通時價(貸借對照表作成の標準期日に於ける取引所價額若は市場價額)と同視すべきである(一四)。

半成品については取引所價額若は市場價額を確認することの出来ないことが往々にしてある。此の場合に於ては第四十條の價額、換言すれば適正なる簿記及び貸借對照表作成の原則に従ふ價額を基礎と爲すべきである(註一)。

(註一) 「八」末尾を參照。製造業經營(コルセト製造業)について、完成品を賣却するに當つて細心に判斷するに於ては製作費及び販賣費を支辨した後利益を期待することが出来る場合にあつては、原料は價額の低落にも拘らず取得價額を以て評價することを得る旨を判示した國稅務裁判所の判決 (*R.F.H. 33, 215*) がある。參照せられたい。

貯藏品がいろいろの價額で買入れられ、異つた時期に加工の行はれた場合にあつては、個別的の取得價額若は製作價額は貯藏品については大抵の場合認定することが出来ないのを常とする。是等の場合に於ては平均價額 *Durchschnittspreis* を取得價額として評價することを許される(一四)の末尾)。半成品及び完成品については製作費(材料費に賃銀及び割合に應じた普通費を加へたもの)は往々にして後に至つて初めて之を認定することが出来ることがある。かくの如き場合に於ては見積り *Kalkulation* に基いて製作價額を定めるのが普通である。けれども見積りの率は恣意を以て之を變更することは出来ない。

完成品についても總體的評價 *Kollektivebewertung* を許す。是は特に大口小口の賣買及び大體に於て同種な商品の大量が問題となるやうな營業部門(製藥業、鐵製品、書籍商、織物及び紡績業などの如き)について云ひ得られることなのである(註一)。

(註一) *R.F.H. im RSIBI. 1933 N. 827 S. 1062.*

- (4) 有價證券にしてIIの(6)、(7)又はIIIの(5)、(12)又は(13)に掲げないもの
- 他の箇所で擧げた持分參加及び固定資産たる有價證券、自己株式及び支配會社の株式、手形及び小切手を除いた一切の種類の有價證券はすべて之に屬する。租稅受領證 *Steuerquittchein* も亦有價證券の下に積

極計上するを要する。固有の經營に於て取得された租税受領證の對價は納税勘定 *Steuerkonto* 乃至は、労働者の超過使役 *Mehrjes u. Hinm.* の租税受領證に關する以上は貸銀勘定 *Lohnkonto* に記載することが出來た(註一)。之に由つて租税勘定は納付した租税と拂戻された租税との間の差額のみを以て負擔とされることとなつた。其の場合に於ては租税受領證 *Steuerzugscheine* は有價證券の下に收容され、其の際相當の金額が引當とされた *zurückstellen* のである。次に租税受領證は償還若は讓渡及び積立金の取崩しに際して初めて損益計算書中臨時収益の下に掲げられる。擔保として若は保證の爲に交付された有價證券も亦積極の部に計上するを要する。けれども此の點については營業報告書中で報告をしなければならぬ。

(註一) H. Hom bei Erel II, 175. Koshad. WTr. 1932, 332.

利息證券及び配當證券 *Zins- und Dividendscheine* は證券と一體になつて居る間は、特別に積極の部に計上することは出來ないが、支拂期に到達して證券から切離された場合には、有價證券として之を積極の部に掲げることを必要とする。貸借對照表作成の標準期日以後に於て初めて支拂期に到達する繼續利息 *laufende Zinsen* (各個拂利息 *Stückzinsen*) は有價證券の價額に加算することが出來るのであつて、往々にして計算界限勘定の下にも擧げられる。此の場合の條件は利息が抽籤權 *Auslosungsrechte* の場合に實際に見るやうに有價證券の市價中に包含されて居ないことである。各個拂利息の積極掲載は、それに由つて貸借對照表作成の標準期日に於ける有價證券の市價の超越される場合にあつても之を許す(註一)。利息債權

*Zi-forderung* は獨立の資産物件である。利息證券が貸借對照表作成の標準期日以後に至つて初めて支拂期に到達するの事情は、積極掲載を妨げるものではない。併し配當證券の場合にあつては趣を異にする。蓋し配當證券の場合にあつては債權は配當の確定と共に初めて發生するに至るものだからである。

(註一) 反對 WTr. Jahrbuch 1937 S. 183.

##### (5) 自己株式及び支配會社の株式。其の券面額を記載する

營業報告書中に於ては就中會社の自己株式にして會社の計算に於て會社若は他の會社に屬するもの、數額について報告を爲すことを必要とするのに反し、貸借對照表に於ては會社に屬する自己株式のみに限り積極の部に掲げることを必要とするものである。此のことは會社の計算に於て株式を所有する第三者が會社の受託者 *Treuhänder* である場合にあつては別段の相違を意味するものではない。蓋し貸借對照表の作成にとつては經濟上の所有權が決定の標準たるものなのであるから、かくの如き株式も亦貸借對照表中に掲げることが出來る次第だからである。會社には賣買若は委任に基いて只株式の引渡を求める請求權の歸屬するに止まる場合にあつては趣を異にするのであつて、此の場合には株式の引渡を求める請求權を債權として貸借對照表に掲げることが出來るのである。此の場合にあつても貸借對照表作成の標準期日に於ける低い市價を評價の基礎に執る必要がある。貯藏株 *Vorratsaktien* は自己株式たるものではない。自己株式は永久的所有の爲にそれを取付した場合にあつても、常に最低價主義に従つて評價しなければならない。

支配會社の株式の所有は本來持分參加に屬するものである(二四)の(6)を參照ありたい)が、それをこゝに掲ぐべしと云ふのは新規の規定である。かくの如くにしてコンツェルン法の「統一主義」Einheits-theorie からして一つの論結を抽出する次第である。會社は決算會社 Bilanzierende (Gesellschaft) の株式の百分の五十以上を所有する場合に支配會社たるものである。株式は只券面額並に市價丈を掲げることが要する。自己株式及び支配會社の株式の券面額並に市價は各別に掲げることが必要としない。各別の掲載の要求される場合には、各個の場合について法律に定めてある。支配會社は從屬會社の株式についての其の所有を特に掲げることが必要としないのであつて、寧ろ持分參加の下に之を擧げることが出来るのである。

(6) 抵當權、土地負擔及び定期土地負擔

正確に云へば抵當、土地負擔及び定期土地負擔の債權 Hypothek, Grund- und Rentenschuld, Forderung と稱すべきであらう。抵當權は事實上評價された額に於てのみ掲げるを要する。即ち對人的の債權 Personliche Forderung の成立して居る額に於てのみ之を掲げることが必要とする。其の行はれた分額辨濟並に償却額は控除する必要がある。土地負擔についても同じことが云ひ得られるのであつて、土地負擔は對人的債權とは無關係に成立するけれども、然も對人的債權の成立しない以上は債務者の返還請求權 Rückforderungsgewalt が成立するのである。對人的債權の存する場合にあつても抵當權若は土地負擔をば低い額を以

て貸借對照表に掲げる必要の成立つこともあり得る。先づ第一に債務者の質の問題乃至は擔保たる土地の價額を審査するを要する。更に運轉資産の債權についても最低價主義の原則の適用があるので、抵當權若は土地負擔が如何なる讓渡價値を有するかを審査しなければならない。數年後に至つて初めて償還されるべき且低利の抵當權若は土地負擔は相當に低價に評價しなければならない。此のことは税法上も承認されることである(註一)。

(註一) RFL. in Slaw. 1932 Nr. 422.

新法は所謂保全抵當權 Sicherungshypothek についての特別の規定を掲げて居ない。稱して保全抵當權と云ふのは抵當權に基く權利が基本となる債權に従つて律せられる所の抵當權 bei denen (Hypotheken) das Recht aus der Hypothek sich nach der zugrunde liegenden Forderung richtet の謂である。社債の保全抵當權を除き、主として最高額抵當權 Höchstbetragshypothek が問題となる。保全抵當權は對人的債權の代りに貸借對照表に掲げることが出来る(註一)。けれども實際上に於ては抵當權の代りに擔保された債權を貸借對照表に掲げるのが普通である。

(註一) シュレゲルベルゲル (Schlegelberger § 261 a Ann. 10) に依れば從來の法規の見解上からは積極的の保全抵當權 aktive

Sicherungshypothek は特に掲げることは出来なかつた。反對 Staub (as. Ann. 16).

所有者抵當 Eigentümerhypothek は貸借對照表には掲げられない。蓋し土地は其の全價額を以て貸借對

照表に掲げられるからである。

(7) 会社の給付した假拂

是は決算會社が前拂 *Voranleistung* をする根據となつた雙務契約に基く債權たるものである。會社が賣買契約に代金の全額を支拂つたときは、會社は支拂つた額を假拂 *Anzahlung* の下に掲げることをしてないで、商品若は設備が會社の自由な處分に屬する以上は、請求を商品現在高乃至は固定資産物件の下に貸借對照表に登載することが出来る。

(8) 商品の引渡及び給付に基く債權

こゝで標準となるのは貸借對照表作成の標準期日に於ける債權の價額である。されば外國の貨幣本位を以てする債權は貸借對照表作成の標準期日に於ける外國貨幣の爲替相場に從つて換算することを必要とする。確實でない債權は其の確率的價額に從つて評價するを要する(「八」の末尾)。確實でない債權が例へば五割を以て評價され、後に至つて再び全價となるに至つたときは商事貸借對照表が一致するのを條件として税法上も五割を以てする評價を存置することが出来る。是は外國貨幣の爲替相場が前行の貸借對照表の作成標準期日に於ける爲替相場に比較して昂騰した場合に於ける貨幣債權 *Währungsforderung* についても亦言ひ得られることである(註一)。貨幣債權の場合にあつては評價に際して外國の外國爲替に關する規定、特に其の讓渡の制限 *Transferbeschränkung* をも斟酌しなければならぬ。されば取引差止貸越金

*Sperrentzhaben* 若は凍結貸越金 *eingefrorene Futhaben* は相當に低く評價することを必要とするのであつて、前者にあつては市場價格の解放後に至つて初めて評價を行ふことが出来るのである(註二)。貸借對照表作成の標準期日以後に生じた事情の斟酌については「一〇」の末尾を參照ありたい。また雙務的債權の相殺を許すの件については「二二」のIIを、税法に依る祕密積立金の形成については「一八」の2を、商法に依る祕密積立金の形成については「二七」をそれら參照ありたい。

(註一) *Carus, Währungsforderungen und Währungsschulden in der Steuerbilanz, DStZ. 1936, 1437* を參照せられたい。カリウスの説に依ると此の場合に於ては税法上當初の貸借對照表の評價以上に債權を引上げるのを許されない。

(註二) *RfH. 38, 89*. 此の判決はチリー國の會社の株式の配當に基く資本所得 *Kapitalinkommen* に關するものである。

(9) コンツェルン企業に對する債權

此の項下にはコンツェルン會社との營業上の交渉全般に由來する債權を掲ぐべく、獨り商品の供給及び給付に關する限りに於てのみに止まらず、即ち持分參加若は利害協同關係に基く債權も亦こゝに掲げることとを必要とするのである。場合に依つては同時に8)の下にも屬するものである旨を附記しなければならぬ。同一コンツェルン會社についての反對債權との相殺については「二二」のIIを參照ありたい。異つたコンツェルン會社に對する債權債務の相殺は貸借對照表中に於ては之を許さない。獨り支配會社の從屬會社に對する債權のみに止まらず、從屬會社の支配會社に對する債權をも掲げることが必要とする。機關會

社 (Organisationshaft) については機關會社は支配會社と一體たるものと看做すべきであるとする見解が主張された。此の見解からして支配會社と機關會社との間の營業上の交渉の全部は、全然之を貸借對照表中に掲げることを必要とするものではないと云ふことが推論されるのであるが、併し此の見解には同意するとは出来ない。貸借對照表の作成に關する規定の實現については形式的の法的人格 *Rechtspersönlichkeit* のみが標準となるものである。蓋し形式的の法的人格は機關會社の資産についての債權者の權利にとつて決定的のものであるからである。支配會社の債權者は機關會社の債權者が辨濟を受けた後に至つて初めて機關會社の資産をあてにすることが出来る。支配會社と機關會社との間の實體的同一は、コンツェルン貸借對照表 *Konzernbilanz* の作成に關する程度に於てのみ斟酌することを得るに過ぎない。税法が支配會社と機關會社との間の營業上の交渉についての若干の便法を提供して居ると云ふ事實からしては(三三二)、此の營業上の交渉を貸借對照表中に掲ぐべき義務は成立しないと云ふことを、推論することは決して出来ない。

從屬會社が缺損を示して居るときは、國稅務裁判所は支配會社が持分参加と債權とを併せて補填の爲に存する從屬會社の資産の價額に相當する價額を以て、貸借對照表に登載するのを適法たるものとして宣言した。其の程度に於ては債權なり、持分参加なり、又は其の兩者なりについて相當の見積減價を爲すことによつて補償を爲すことを必要とする(註一)。けれども此の判決は從屬會社の持分が一〇〇パーセントを以て支配會社の占有にある場合についてのみ適當するものである。蓋しかくの如くするに於てのみ債權と持分参加とは互に平等の地位に置かれることとなるものだからである。

(註一) *RStB. 1934, 686 Nr. 602. 604; Heft Hoeres WTr. 1936, 378* を参照ありたい。

(10) 第八十條に由り監査役の明示的の同意を以てのみ提供することを得べき信用に基く債權

會社若は從屬企業又は支配企業の取締役及び幹部たる使用人に對して與へる信用であつて俸給月額を超えないものは、此の規定の下には屬さない(株式會社法第八十條第一項)。其の他のものにあつては是等の者に對する俸給及び歩合報酬の前貸金 (*Schulds- und Forderungenvorschüsse*、引出 *Entnahme*、求償權 *Rückgriffsforderung* も亦之に屬する。其の俸給若は保證された歩合報酬に關する限りに於ては、其の支拂はれる當該の期間について勤務の未だ給付されない場合に限り前貸金、即ち債權を存するものである。(二二) (一)の末尾を参照ありたい)。

(11) 監査役員に對する債權にして會社の經營に通常隨伴する業務に由つて生じたるに非ざるもの

此の新しい規定は獨逸法學士院の株式會社法委員會の發案に歸著するものである(註一)。通常の營業上の交渉から生ずる請求權は貸借對照表に登載するの義務を負ふものではない。蓋しさもなきときは監査役員が競争企業に其の委任を與へると云ふ結果を來す虞があるからである。其の例としては監査役の一員が貸借對照表作成の直前に會社から商品を受領してまだ計算書を受領しなかつたこと、又は或る銀行の監査



役員が一時的に其の勘定を超過して手形を振出したことが例として擧げられたのであるが、新規定に因り將來は恐らく監査役員に對する會社の一切の債權が通常の營業上の交渉に屬することとなるであらう。

(註一) Zeitschrift der Akademie 1935, 259.

(12) 手形

(13) 小切手

手形の場合にあつても通常の債權の場合に於けるが如く債務者の質 Bonität を斟酌する必要がある。手形債權が貸借對照表作成の標準期日後に至つて支拂期に到達したときは、手形債權は利息の割引 Abzinsung を行ふことを必要とする。利息の割引を爲すに當つては普通領收率 Hereinhalmesatz が基礎となるのである。

(12)の下には主として得意先手形 Kundenwechsel を理解すべきものである。市場割引歩合 Privatskonto に於て流動資金の投資される場合にあつては、相當の追加 Zusatz を適當とする(註一)。國大藏省手形 Reichsschatzwechsel は正確にすれば(4)有價證券)の下に擧げるのが本當である。決算會社が自分に屬する債權を保全する爲に受取つた手形(寄託擔保手形 Depotwechsel、擔保手形 Kautionswechsel)は、貸借對照表には登載されな(「二七」の3)の末尾)。

(註一) Düring bei Fritzel II, 153.

(14) 獨逸國中央銀行及び振替郵便の預金勘定を含む現金在高

(15) 其の他の銀行預金

銀行預金 Bankguthaben とは銀行取引 Bankverkehr から生ずる預金である。預金が引出を差止め sperren された場合にあつては、營業報告書中に於て此の點について報告を爲すことを必要とする。自由処分することの出来ない銀行預金、例へば登録預金 Registerguthaben 並に引出差止市場預金 Sperrmarkt-guthaben は各別に掲げることが必要とする(註一)。

(註一) WTr. Jahrbuch 1937, 186.

(16) 其の他の債權

其の他の債權についての項目は新に設けられた所であつて、例へば消費貸借、組合業務、賠償請求權に基く債權はそれが商品の取引に立脚して居ない以上は問題となるものである。利息債權 Zinsforderungen は主たる債權 Hauptforderungen と一所に掲げられる。利息證券若は配當證券にして本證券から切離したものに關する限りは、有價證券の下に屬する。けれども事情に依つては利息債權は獨立して貸借對照表に登載することの出来ることがある。例へば主たる債權が支拂はれた場合である。

(16) a 其の他の運轉資産物件

此の項目は貸借對照表の書式 Bilanzschema には載せてないけれども、此の項目は必要とすることがあり

得る。例へば積極の部に計上することを得べき費消 *aktivierbare Aufwendungen* であつて、費消が他の運轉資産物件の下に属しない場合に此の費消の爲に必要とすることがあり得る。登載は例へば「貸借勘定、宣傳費勘定、建築費勘定」の名稱の下に爲すことが出来る。運轉資産の(1)乃至(16)の下に列擧した物件はかくの如き項目の登載を許さないのである。

(IV) 計算の界限に役立つ項目

貸借対照表なるものは或る意味に於て活動體の瞬間の姿態を示したものに外ならないのであつて、營業生活に於ける間斷なき發展中に於ける任意の一斷面を成すものであることは既に述べた通りである。されば貸借対照表にして定期的作用 *Periodenfunktion*、換言すれば營業の經營の時期的に確定した一部分中に於て達成された利益を正確に示すと云ふ其の任務を果さんが爲には、其の行はれた費消其の收められた収益をば其の當然歸すべき次年度若は次の數年度に分配するの道が成立して居なければならぬ。是は繰延勘定 *transitorisches Konto* の任とする所である(註一)。されば繰延勘定は成績調整勘定 *Erfolgsregulierungskonto* とも稱せられる。之を究極までつき詰めて觀察するならば貸借対照表の勘定は何れも繰延勘定ならぬものはない。是は特に損耗する資産物件について云ひ得られることである。蓋し損耗する資産物件にあつては營業年度中に盡されて了はなかつた價額は、何れも後の計算部分に繰越すことが出来るからである。けれども稱して繰延勘定と云ふのは、本來の意味に於ての資産物件を成すことなく、寧ろ行はれた費

消若は尙ほ行ふべき費消又は達成された収益を次年度若は次の數年度に分配すること、換言すれば是等の年度に相當の費消を負擔せしめ又は之に相當の利益を認めることを唯一の目的とする勘定を指すものであると解せられて居る。此の意味に於ては營業價額若は商號價額、逆打歩勘定 *Umsatzkonto*、積極の部に計上することを得べき費消、價值回復補償勘定 *Aufwertungsauflagekonto* などは積極の部に於ける繰延勘定たるものである。また貸借対照表の消極の部に於ては例へば保險企業への未経過保險料 *Prämienüberträge* などが繰延勘定たるものであるが、後年度に分配されるすべての収益、例へば數年間に互つて豫め支拂はれた貸借料の如きも亦之に屬する。目前に迫つて居る經費が數年に互つて分配せらるべきときは、同時に消極の部に繰延勘定が設けられる。かくの如き項目はまた見越勘定項目 *antizipative Posten* とも稱せられる。それはまだ爲されて居ない費消を見越して計上するものに外ならないからである。此の意味に於ての見越勘定は更新資金 *Erneuerungsfonds*、竝に將來に於て切迫して居る經費の爲の引當金 *Rückstellung* などである。

(註一) Rehm S. 67 ff.; Passow I. 71; Leitner S. 223 ff.; Haas bei Meißner I. 341, II, 754; 尚且 H. Hom WTr. 1936, 463; Kruschwitz das. 1934, 134; Pickler 1935, 132 の論文を参照せられたい。

狭義に於ての繰延勘定は計算界限項目 *Rechnungsabgrenzungsposten* である。是はそれについて特別の繰延勘定の成立して居ない各個獨立の額を總括する集合的勘定 *Sammelkonto* である。帳簿には營業上の事

實はそれが事實上に於て發生した通りに記帳されて居るのであつて、それが當該の營業年度若は次の營業年度に歸すべきものであると否とは問はないのであるから、計算界限項目は帳簿の上からは直ちに無雜作に明瞭となつて來るのではなくて、寧ろ別に之を確定し乃至は算出することが必要である。此の理由から云つても既に是等の項目を一つの特別の勘定に總括することが適當である。蓋しでもないときは其の見透しとか統制とか云つたものが殆ど不可能となるに至る虞があるからである。其の主たる適用の場合には貸料、利息、手数料、關稅、運賃などの豫先支拂若は豫先領收などである。例へば或る會社が其の事務所の次年度の賃借料を豫め支拂つた場合に於ては、成績を正確に調査するの利益上其の爲された費消は支拂はれた金額が計算界限項目の積極の部に掲げられたことに由つて補償される。また或る會社が逆に次年度の營業年度の事務所の賃貸料を豫め領收した場合に於ては、其の領收した金額は消極の部に掲げる。けれども實際上に於ては計算界限項目と云ふ集合的勘定の下にはいろいろの種類勘定（準備金、引當金、評價修正、債權若は債務）が掲げられるのであつて、かくの如きは貸借對照表の明瞭の原則とは相容れないものがある。計算界限項目は領收若は給付済の支拂にして次年度に歸すべきものみに過ぎない。之に由つて見越勘定項目（換言すれば當該營業年度に關係はするけれども次の營業年度に至つて初めて收受若は給付される未領收若は未給付の支拂の見越的履行）は除外されることとなる（註一）。されば例へば電力會社が經營年度に於て賣却した電力にして未だ計算することの出來ないものを登載しやうとすれば、後に至

つて入金にあつた支拂は積極の部に計上することは出來ないのであつて、寧ろ既に供給済であつて尙ほ未だ支拂はれてない電力に基く債權は「商品の供給及び給付に基く債權」の下に掲ぐべく、必要の場合には之を評價することを必要とするのである。同様にして未拂の貸銀及び俸給にして當該營業年度に關するものは債務の下に掲げるを要する。債務が原因若は數額上確定しないときは、債務は引當金の下にも掲げることが出來るのである。

（註一）同說 H. Horn und Kerschwitz a. a. O.

かやうな次第であるから計算界限項目の概念にとつて大切なのは、此の項目は債權若は債務に關するものではなくて、寧ろ新しい計算期間に於て蓄積された費消と収益に關するものであると云ふことである（修正項目 *Korrektivposten*）（註二）。されば例へば貸借對照表作成の標準期日以後に支拂期に到達する賃借料若は利息に對する請求權は、計算界限項目に屬するものではない。蓋し當該の營業年度に割當てられる額は修正項目たるものではなくて、積極の部に掲げることを得べき債權たるものだからである（註三）。手形の割引は一種の評価修正である。其の外計算界限項目の下には次年度に關する領收済若は給付済の支拂のみを掲げるを要する。數年に互る分配が問題たる場合、又は當該の項目が重要であるときは（二三三）の末尾）、特別の貸借對照表勘定 *Bilanzkonto* を設ける必要がある。更にまた此の勘定は損益計算書に關する項目、即ち貸借對照表の現在高勘定 *Bestandskonto* に屬しない項目のみに外ならない。されば自己の製

作した機械の費用がまだ終局的に調査されないとするも、それにも拘らず機械は固定資産の下に掲げ、費用を評價することを必要とする。收受して財産目録に登載したけれども供給者に於てまだ計算書を交付しなかつた商品についても同じことが云ひ得られる。供給者が到達した商品について既に支拂を受けたときは、此の金額は相當の積極項目（固定資産、商品現在高）の下に屬する。重要な意義を有する營業上の事項は計算界限項目の集合的概念の下には擧げることが得ないものであることは、原則として常に固執せざるべからざる所である。計算界限項目の概念は大抵の場合充分明確に界限することの出来るものではなく、それが容易に濫用を導くことのある以上は、此のことは益々以て高調する必要があるのである（註三）。

（註一） H. Horn a. a. O. S. 464.

（註二） されば不動産銀行の書式中に於ては積極項目(17)の下に支拂期に達した利息を相當の利息から分離して掲げることを必要として居るのである。

（註三） 此の點については Füh, Die transitorischen Aktiven und Passiven, Zeitschr. 1935, 563 を参照せらるべし。

IV a 年度純損と損失繰越金（註一）

區分に關する規定の新法文（第三百三十一條第三項）に依ると、消極項目の積極項目に對する超過額（純損 Reinerlust）は年次貸借對照表の末尾に一括して別に之を掲げることを必要とする。前年度の利益若は損失の繰越額は附記しなければならない。

（註一） 積極の部の性質については「二四」を参照せられたい。

例へば或る會社が一九三五年度について五萬馬克の利益繰越金を掲げ、一九三六年度については七萬馬克の損失を來した場合にあつては、貸借對照表は

|             |        |    |
|-------------|--------|----|
| 一九三五年度利益繰越金 | 五〇,〇〇〇 | 馬克 |
| 一九三六年度損失    | 七〇,〇〇〇 |    |
| 損失繰越額       | 二〇,〇〇〇 | 馬克 |

と云ふことになる。

B 消極の部

區分に關する規定に依る各個の消極項目の貸借對照表としての編成

〔二五〕

(I) 資本金

各種の株式の總券面額は各別に之を記載することを必要とす。複數議決權株 *Mehrstimmrechtaktie* を發行したるときは、其の總議決權數並に爾他の株式の總議決權數を附記するを要す。條件付資本 *bedingtes Kapital* は其の公稱額を以て之を附記するを要す。

會社の自己資本 *Eigenkapital* は資本金 *Vonalkapital* からは區別しなければならぬ。自己資本は資本金と公表積立金並に秘密積立金 *offene und stille Rücklagen* と分配しない利益とから成り（註一）、決して確

定の額たるものではなくて寧ろ單に積極財産 *Nettovermögen* と負債との差額を成すのみに過ぎない。貸借対照表は商人の簿記の原則に従つて貸借勘定の形式に於て編成されるのであるから、換言すれば差額項目 *Die Reizposten* は隨時寡す方に *auf der schwächeren Seite* 掲げられるのであるから、自己資本は積極財産が負債を超過する場合には消極の部に掲げられるのであるし、其の逆の場合には相當の額が損失として積極の部に掲げられることとなるのである。株式會社並に其の他の確定額の資本金を有する會社にあつては、法律の規定に従つて資本の減少の行はれない間は資本金は不變の儘貸借対照表に掲げられることを必要とする旨の規定が存在する。けれどもかくの如き相違からして、株式會社の貸借対照表は其の本質上個人たる商人若は確定額の資本金を持たない會社の貸借対照表とは區別されるものであると云ふ斷案を下すことは出來ない(註二)。蓋し資本金は確定の數字を以て示すことを必要とする旨の規定は、會社の自己資本が確定した額ではなくて寧ろ單に積極財産と負債との差額たるに止まると云ふ事實を毫も左右するものではないからである。法律の規定は只、會社に損失を來すやうなことがあつても直ちにそれを會社の資本金から控除することは許されないのであつて、其の金額を擧げて貸借対照表中に掲げることが必要とし、従つて利益の計上は資本金が正味資産 *Reinvermögen* (積極財産から負債を控除したもの) に依つて完全に對當される場合に初めて可能となるものであると云ふ意味を有するに過ぎない。此の事實は極めて自明的のことであるけれども、それにも拘らず資本金は獨立の資産物件であり、特に營業主 *Beschäftigter* 乃至は株主に對する企業の負債であるかの如き謬つた見解を導くに至つた。

(註一) 一九三四年十二月五日の信用制度に關する國法第十一條に依れば貸借對照表上に掲げられた積立金を加算し、發生した損失を控除した拂込資本金を自己資本と看做すべきである。「臨時の積立金、秘密積立金、損失保證積立金及び各種の引當金は積立金と看做さず」。一九三五年二月九日の第一次施行令第八條に依れば此の第十一條に所謂臨時の積立金とは法律に依つて規定されない積立金であつて一定の特殊の目的に役立つものである。例へば恩給資金 *Pensionsfonds* は之に屬する。第十一條の規定は清算適性 *Liquidität* の確認、換言すれば自己資本と他人資本 *Fremdkapital* の關係の確認の爲に役立つものである。清算適性を明確に確認する爲の利益上秘密積立金はそれが認知することの出来る場合にあつても自己資本の中に包含されない。積立金たるの性質を持たない評價修正項目や引當金などが自己資本に屬するものでないことは、おのづから明白である所である。

(註二) 「二」の初頭を参照せられたい。

貸借對照表中に利益が掲げられたときは、此の貸借對照表からは同時にまた資本金及び若しそれも掲げられてあつたとすれば準備金も亦完全に對當されるものであることが明白となるものである。けれどもそれが實際にそうであるものであるかどうかは、貸借對照表が正確なものであるかどうか、換言すれば資産が過大に評價されて居らず、また負債が過小に評價されて居らないかどうかに繋るものである。貸借對照表中に掲げられて居る利益、若は資本金及び準備金の完全な對當が只紙上の利益たり、對當たるのみに止まることは、特に經濟上の危機の際には遺憾乍らよく見かけたことなのである。

資本金は全券面額を以て貸借對照表中に掲げるを要する。株式が全額拂込でないときは資本金は全券面額を以て消極の部に掲げることを必要とするが、未拂込株金は債權として積極の部に掲げることを必要と

する。自己株式の額も亦資本金から控除することは許されないのであつて、寧ろ自己株式は積極の部に特に掲げることを必要とするのである。例外は資本の略式減少 *vereinfachte Kapitalherabsetzung* の場合に既に株主總會の決議があり、それに依ると自己株式の消却を行ふ筈になつて居るときに限り之を許すのであつて、此の場合にあつては自己株式を資本から控除することが出来るのである(註一)。

(註一) 是は株式會社法第八十八條第一項、從來は一九三二年二月十八日の資本の略式減少に關する第一次施行令第五條からして推知されることである。そこで合同製鋼所は一九三五年九月三十日の貸借對照表中で未償却の六分利付ドル證券社債 *Dollar-Notes-Anleihe* につき寄託されて居て、受戻後株主總會の決議に従つて消却されることになつて居る自己株式八千四百萬馬克を横線前 *vor dem Strich* 資本金から控除したのである。

各種の株式について其の總券面額を各別に掲げることを必要とする。即ち横線の前 *vor dem Strich* には専ら異つた種類のみを掲げ、次に横線の後 *hinter dem Strich* にはすべての種類についての券面額を總括するのは不適法である。

議決権株 *Stimmrechtaktie* (〔五三〕を參照ありたい) の存在する場合には一切の場合を通じて横線の前には總議決権數(註一)も附記すれば、また他の株式の總議決権數をも附記することを必要とする。例へば券面額百萬馬克の通常株 *Stammaktie* の外に各百馬克の優先株 A に於て二倍の議決権を有するもの總額二百萬馬克、B に於て五倍の議決権を有するもの總額百萬馬克、C に於て議決権なきもの五十萬馬克を存するときは、次のやうに掲載すべきものである。

|              |           |    |
|--------------|-----------|----|
| 通常株          | 1,000,000 | 馬克 |
| 優先株 A        | 1,000,000 |    |
| B            | 1,000,000 |    |
| C            | 500,000   |    |
| 優先株の總議決権數    | 900,000   |    |
| 其の他の株式の總議決権數 | 10,000    |    |

(註一) 舊法に依るも總議決権數を附記することを必要としたのであるが、それについて議決権の行使される額は附記することを必要としなかつた。後者は例へば某塗料製造株式會社が一九三五年十二月三十一日の貸借對照表中に於て行つて居るのである。

貯藏株 *Vorratsaktie* (〔五三〕を參照せられたい) は他の資本金と共に之を掲げることが出来るのであつて、之を貯藏株として他の資本金とは別に掲げる義務は成立しない。貸借對照表の積極の部に於ける反對項目 *gegenposten* としては、株主に對して株式の換價に由來する賣得金を請求する請求權が掲げられる。此の請求權の評價については〔二四〕を參照せられたい。

一九三四年三月十三日の資本の略式減少についての規定の施行に關する第八次命令に依つて條件付の資本金 *bedingtes Grundkapital* なるものが設けられることゝなつた。本來それ自體を切離して考察するときは、決議の基本となる所の條件が具はつた場合に限り效力を生ずべき決議を株主總會が爲すと云ふこと

は違法ではない。即ち資本の増加に關する定款の變更と同時に資本そのもの増加をも決議することが出来るのであつて、只此の後なる決議は定款の變更が商業登記簿に登記された場合に初めて效力を生ずるに至るものであると云ふ丈のことである。併し乍ら會社の認めた新株式引受權 *Bezugsrecht* 若は轉換請求權 *Umtauschrecht* を履行せんが爲にする資本の條件付増加は從來は可能ではなかつた。そこで前記の命令は免れることの出来ない新株式引受權若は轉換請求權を満足せしめる爲に發行された貯藏株若は自己株式を消却することを得しめる爲の目的を以て之を許すこととしたのである。條件付資本増加(優先株)の總券面額は消却すべき株式の總券面額を超えてはならないことになつて居た(註一)。所が新株式會社法に依れば貯藏株はもはや許されないことになつて居るのであつて、轉換社債 *Wandelschuldverschreibung* の債權者に轉換請求權並に新株式引受權を供與するの目的を以て、又は合併 *Verschmelzung* を準備する爲に、決議することを得べき資本の條件付増加の方法は實に貯藏株の制度に代るものである(第百五十九條)。其の手續は前記の命令に關連して規律してある。條件付資本の券面額は貸借對照表中に附記するを要する。

(註一) 某塗料製造株式會社が一九三三年度の貸借對照表に於て八億五千萬馬克の通常株資本 *Stammaktiekapital* を掲げたのは此の命令に基いて處置したものである。此の八億五千萬馬克の通常株資本の中には券面額一億六千六十五萬二千二百馬克の貯藏通常株 *Vorstandsaktien* が存在し、貸借對照表の積極の部には同額の債權が「未だ存在せざる貯藏通常株に因る債權」として之に對立せしめてあつた。尙ほ一九三三年の貸借對照表は券面額一億馬克の貯藏優先株 *Vorratsvorszugsaktien* を掲げ、積極の部に於ては同額の債權が是と對立させてあつた。一九三四年度に於ては資本の條件付増加の方法が執られることとなつた。資本の略式減少の方法に於ては先づ券面額九百三十四萬七千八百馬克の自己通常株 *eigene Stammaktien* と一億二千六十五萬二千二

百馬克の金額に於てする貯藏通常株が消却され、通常株資本は一億三千萬馬克から七億二千萬馬克に増加された。貯藏優先株の中では六千萬馬克が消却されたので後には尙ほ四千萬馬克が存在して居り、一九三四年度の貸借對照表中では同額の債權が之に對立せしめられた。従つて總計では株式資本 *Aktiens Kapital* は一億九千萬馬克を増加し、同時に一億七千六百八十六萬八千六百馬克を條件付に増加した。此のことは一九三四年度の貸借對照表中に附記してある。資本の條件付増加の額は一九三四年度の貸借對照表中に掲げてある、株式への轉換を請求する權利の伴つて居る未済の一部債務證券 *ausstehende Teilschuldverschreibungen* の額に相當するものである。一九三五年度の貸借對照表はもはや條件付の通常株式資本についての附記を掲げることなく、之に反して營業報告書中には一九三四年四月二十八日に決議された資本の條件付増加に基く新株式の發行は在來はまだ行はなかつた旨が報告されて居るのである。

### III 準備金

稱して準備金 *Rücklage* と云ふのはその額丈け會社の正味資産 *Reinvermögen* (積極財産から負債を控除したもの) が資本金を超過して居る増加額 *Mehrbetrag* を指すのである。此の差額は公表準備金 *offene Rücklage* の額を明かならしめる丈なのであつて、秘密準備金 *stille Rücklage* をも捕捉せんが爲には積極財産と負債をば其の本當の價額を以て掲げることが必要である。

準備金は必ずしも必然的に分配されない利益から成るものではないけれども、常に會社の自己資本に屬し、従つてまた追加資本 *Zusatzkapital* 又は積立資本 *Reservekapital* とも稱せられる。其の結果として準備金は何等特定の財産價額を成すものではなくて、寧ろ單に差額たる金額 *Differenzposten* を成すに過ぎない。資本金は總財産 *Reinvermögen* (即ち正味資産に對する意味に於て資産即ち積極財産のこと) が負債

額を超過して居る程度に於てのみ存在するものなのであるのと同様、準備金は正味資産（積極財産から負債を控除したもの）が資本額を超過する程度に於てのみ存在するものである。

在來の區分に關する規定（商法第二百六十一條 a B II）は資本額を超過する正味資産の部分を積立資金 *Reservofonds* と稱して居たのであるが、此の積立資金 *Reservofonds* の資金 *Fonds* と云ふ語辭は、恰も貸借對照表に掲げられた額丈の一定の資産物件 *Vermögensgegenstände* が存在して居るのであるかの如き觀念を喚起するの程度に於て誤解を導くの嫌がある所から、「積立金勘定」*Reservokonto* と云ふ名稱が推稱されたのであるが（註一）、新株式會社法は「準備金」*Vorkehrung* と云ふ適切な名稱を使用して居る。

（註一） *Passow, I, 51*）は之に對して、貸借對照表は勘定 *Konto* 自體を掲げるものではなくて、勘定から生ずる所の差額 *Saldo* を掲げるものであると云つて辯駁し、其の二百七十一頁では積立資本 *Reservkapital* と云ふ名稱が適當であると推稱して居るのである。

區分に關する規定は從來に於けると同じやうに「法定準備金」*gesetzliche Rücklage* と「其他の（自由）準備金」*andere (freie) Rücklage* とを區別して居る。「法定準備金」と云ふ名稱については毎年の純益の一定の額や、株式並に轉換社債の發行の際に於ける券面額と市價との間の差額や、株主の追加支拂 *Zuzahlungen* やから形成されることを必要とする通常の準備金のみが念頭に置かれ（第三百三十條）、それに次の（1）に於て究明する場合が附け加はるものであるが、併し此の通常の法定準備金の外に尚ほ以下に於て論述するや

うに法律の規定に基いて設けられる特別準備金 *ausserordentliche Rücklage* が存する。此の特別法定準備金は株式會社法の貸借對照表の書式には別に之を規定して居ないけれども、特に之を掲げることを必要とするものである（次の（1）、法定準備金の項の末尾を参照せられたい）。

任意準備金 *freiwillige Rücklage* とは其の積立が法律の規定に基く次第ではなくて、寧ろ定款に基くか若し貸借對照表を確定するの任を有する機關（其の取締役たり監査役たりと株主總會たりとは問はず）の決議に基くものを謂ふ。「法定」準備金と「任意」準備金との區別は「義務的準備金」*gebundene Rücklage* と「自由準備金」*freie Rücklage* の區別と同義でない。成る程法定の積立資金は常に義務的たるものではあるけれども、然も任意的の積立資金と雖定款に依り若しは權限ある機關の決議に依つて義務的たらしめられることがあり得る。されば自由積立金とは權限ある機關に於て自由に處分することの出来る積立金の謂である。従つて法定準備金と對蹠的關係に在る準備金は寧ろ任意（自由とは云はずに）準備金 *freiwillige (statt freie) Rücklage* と稱するのを可とする。

最後に重大な意義を持つものは眞正の準備金と不眞正の準備金との區別である。不眞正の準備金とは評價修正項目が専ら株式の過大評價の修正を成す場合の謂であつて、所謂「損失保證準備金」*Verlustreservefonds* も亦評價修正項目に屬する。是は積極財産の下に掲げられた債權の過大評價の修正を成す準備金である。



## (1) 法定準備金

(一) 會社が所要の減價消却を斟酌した後剩し得た所の残額を全額に互つて株主に分配して了ふならば、偶々營業の経過が不利である場合には直ちに會社の實質に累を及ぼすこととなり、換言すれば資本金の減少を招來するに至るであらう。されば株式會社法第三十條第二項第一號(商法第二百六十二條第一號)は、獲得した利益は残りなく分配し盡すことを許さず、寧ろ積立てたる額が資本金の十分の一、又は定款を以て定めたるそれより以上の割合に到達するまでは毎年度の純益の百分の五は分配より除外することを必要とする旨を規定して居る。こゝに稱して資本金と云ふのは公稱株式資本額を指すものと解すべく、之に對して拂込まれたる金額の如何は問ふ所ではない。けれども此の準備金積立の義務は決して重疊的のものではない。換言すれば或る年度に於て利益が得られず、従つて準備金に繰入れをすることの出來なかつた場合には追加的積立の義務 *Nachzahlungspflichtung* を成立せしめるものではない。毎年度の純益の百分の五を積立てる場合にあつては前年度の利益の繰越金を控除するを要する。蓋し前年度の利益の繰越金は既に引當金 *Rückstellung* に加へられたものであるからである。

以上に述べたやうな次第であるから通常の法定準備金は分配されない利益の集積より成るものである。けれども法律の特別な規定(第三百十條第二號——乃至第四號、商法第二百六十二條第二號及び第三號)に依り株式若は轉換社債を發行することによつて獲得した打歩 *Unterstep* (經費を控除した後)(註一) 竝に資本

を増加することなくして其の株式に對する優先權の提供に對して株主が給付した追加支拂 *Zuzahlung* の額にして、此の支拂が臨時の減價消却の爲若は臨時の損失を補填する爲に使用する旨が決議されなかつたときは亦、之を準備金中に繰入れることを必要とする。此の場合には法定準備金が既に資本金の百分の十に達したかどうかは問ふ所ではない。こゝに擧げた場合は例外として獲得された利益に關するものではなくして、會社の財政状態を鞏固にし、會社をして將來相當の利益を獲得することを得しめるのを目的とする金額たるものである。此の金額は分配することは出來ない。何となれば此の金額は會社の獲得した利益たるものではないからである。株主が其の株式に對する優先權を提供されることなくして給付した任意的追加支拂 *freiwillige Zahlung* は法律の規定の適用を受けるものではない。第三者、例へば前所有者 *Vorbesitzer* が給付する支拂も亦然り。けれども適正なる簿記の原則は此の場合にあつても通常此の額が任意準備金 *freiwillige Rücklage* として積立てられることを要求するものである。

(註一) 税法上から云へば株式發行の費用 *Kosten der Aktienausgabe* (取引所に上場する費用 *Kosten der Börsenführung* (RSB. 1933. 1301 Nr. 281) も之に屬する) は打歩の獲得された場合には、之を經費 *Unkosten* に課することを得ないのであつて、寧ろ打歩額から控除することを必要とするのである(團體税法第十一條第一號)。

更に資本の略式減少の場合に生ずる帳簿上の殘額も、損失若は價值減少の補填の爲に使用されない以上は法定準備金に繰入れることを必要とする(株式會社法第八十二條第一項)。株式の券面額について

も、其の消却が資本の通常減少に關する規定を遵守することなくして行ふことを許される以上は同じことが云ひ得られる(第九十二條第三項、第五項)。此の金額は法定準備金の中で別に掲げることが必要としない(註一)。細目に關する事項については會社財政の整理 *Die Verwaltung* に關する章を参照せられたい。

(註一) 從來の法律の見地からする反對論は *WTr. Jahrbuch* S. 130.

ライヒス馬克建に變更するに當つては、會社に存在して居る法定準備金は消滅せざるを得なかつた。新しいライヒス馬克建の資本の方が從來の資本よりも多額であつた例外の場合に於ては、金馬克建貸借對照表の作成に關する命令(第五條第一項、並に第二次施行令第三十五條第一項第三段、第三十六條第二項第二段)は、残額は積立資金の形成に使用すべきものと規定した。此の「金馬克建採用積立金」 *Umsatz-Umschreibung* には法定の積立資金に關する規定が適用されたものである。

法定準備金の目的は損失の生じた場合に資本額の減少を避けるに在る。從來の法律に依ると法定準備金は「貸借對照表に由つて明白となる損失を補填する爲にのみ使用する」のを許されることになつて居た(商法第二百六十二條)。されば損失は先づ貸借對照表中に掲げられることを必要とし、次に株主總會が此の損失の補填につき決議をすることを必要としたのであつて、然る上で新營業年度の貸借對照表中で此の損失を法定積立金から控除することになつて居たのである。然るに獨逸法學士院の株式會社法委員會は此の規定を維持するの反對の意見を表明し、會社が同時に損失を法定積立金から補填することが出来るの

に、先づ缺損貸借對照表 *Verlustbilanz* を公表しなければならぬと云ふのは會社にとつて決して利益たるものでなく、寧ろ法定積立金の使用は損益計算書中に於ても、はたまた貸借對照表中でも特に之を明白ならしめることを必要とする旨の規定を以て充分とする主張した(註一)。

(註一) *Zeitschr. der Akademie* 1935, 259.

新株式會社法(第三百十條)は獨逸法學士院の此の提案に聽從したものであつて、現在では損失は豫め法定準備金を煩はすことに由つて補填することが出来る。けれども損失の補填を暗黙の裡にやつてのけて、前年度の貸借對照表と比較して見るに於て初めて損失の補填の行はれたことが明白となるやうな風にするには許されないであつて、寧ろ法定準備金を價額の減少若は其の他の損失を補填する爲に使用したことを損益計算書中で報告しなければならぬ。けれども損失は必ずしも法定準備金を以て補填することを必要とするものではなく、寧ろ次のやうないろ／＼の方法を存するものである。

- (a) 損失は前以て補填する。けれども、損失の補填は法定準備金を以てすることを必要とするものではなくて、寧ろ此の目的の爲には若し祕密の準備金若は公表の自由準備金を存する場合には是等の準備金をも利用することが出来る(註一)。
- (b) 損失は一旦掲げ、然る後之を補填する。
- (c) 損失は掲げるけれども現に存在して居る法定若は自由の準備金を以て補填するのではなくて、之を

次年度に繰越すのである(註二)。從來の法律の見地からするときは此の方法は不適法たるものと認められた。大審院(註三)は此の場合に於て損失の繰越は準備金の處分を包含するものではないと云ふ理由を以て、各個の株主に取消権を與へたのであるが、併し此の解釋は決議の字句に執著すること餘りに窮屈なるものがある。取消を申立てる株主の持分が資本金の百分の五に達する場合に限り取消権を與へることゝするものが正當であるやうに考へられる。繰越が比較的輕少な損失の繰越であつて、思慮ある商人の判斷上次の營業年度に於て是が補填を期待することの出来る場合にあつては取消を許す譯にはいくまいと思ふ。此の見解は株式會社法委員會の意見と一致するものであつて、該委員會は此の問題について見解を披瀝して、

「此の故に委員會は、すべての自由積立金を取崩した後に至つて初めて此の目的の爲に法定準備金を使用することを許すことに反對するものであるが、同時にまた今から一寸前に大審院が現行法について確認したやうに、法定積立金の存在して居る間は損失の繰越を不適法として宣言することにも反對である。事情は此の場合にあつても餘りに異なるものがあつて存する。損失が些細であるとき、又は景氣の改善日ならずして期待すべきものがあるとき、又は新營業年度に於ては既に景氣の改善を見るに至つて居るときには、多くの場合に於て損失の繰越を以て積立金の取崩しよりも優れるものとしなければなるまいが、また他面に於ては損失が多額であるか又は經營の成績が永久的に不良である場合に

あつては積立金の使用を適當とするであらう。」

と云つて居る(註四)。法定準備金が資本金の百分の十を超える場合にも、之を以て直ちに自由積立金たるものと看做すべきではなくて、殘餘額の積立の據つて以て立つ所以の法律上の基礎(定款若は權限ある機關の決議)が再び廢除された場合に、初めて自由積立金たるものと看做すべきであらう。

(註一) 從來の法律の見地からする反對論は Staud. S. 262 Anm. 8.

(註二) 一九三一年乃至一九三三年の恐慌後一時損失を次年度に繰越した會社が隨分あつた。それは會社財政の整理の方法範圍が彼等にとつて未だ判斷を下すまでに熟して居ないものと認められたが爲である。

(註三) RG. 145, 335 in Sachen der Sächsischen Weinstiftung vorm. Louis Schönherr.

(註四) Z. der Akademie für Deutsches R., 1935, 259.

法定準備金が資本金を超過する會社の正味資産(積極財産から負債を控除したもの)の額より成るものであることは既に述べた通りである。従つて法定準備金は會社の總財産(Gesamtvermögen)に對する一つの割前を成すものである。されば會社の總財産中から個々の部分を取り分けて、之を「積立資金資産」(Vermögen des Reservefonds)たるものとして特別に之を放資するのは、準備金の本質と相容れないものであると謂はなければならない。

此のことは左に掲げる例について見れば明白であらう。

諸 資 産 二、九〇〇、〇〇〇 馬克

内有價證券の取得價額 一〇〇、〇〇〇 馬克

二、九〇〇、〇〇〇 馬克

資 本 金 一、〇〇〇、〇〇〇 馬克

法定準備金 一〇〇、〇〇〇

諸 債 務 一、八〇〇、〇〇〇

二、九〇〇、〇〇〇 馬克

有價證券が總財産から別除されて法定準備金の有價證券として特別に放資されるならば、貸借対照表は次のやうなものとなるであらう。

諸 資 産 二、八〇〇、〇〇〇 馬克

積立資金有價證券 一〇〇、〇〇〇 馬克

二、九〇〇、〇〇〇 馬克

資 本 金 一、〇〇〇、〇〇〇 馬克

法定準備金 一〇〇、〇〇〇

諸 債 務 一、八〇〇、〇〇〇

二、九〇〇、〇〇〇 馬克

有價證券が二十萬馬克を以て賣却されたものと假定すれば、貸借対照表は次のやうになつて来る。

諸 資 産 二、八〇〇、〇〇〇 馬克

積立資金有價證券賣得金 二〇〇、〇〇〇

三、〇〇〇、〇〇〇 馬克

資 本 金 一、〇〇〇、〇〇〇 馬克

|       |              |
|-------|--------------|
| 法定準備金 | 一〇〇、〇〇〇 馬克   |
| 諸債務   | 一、八〇〇、〇〇〇    |
| 利益    | 一〇〇、〇〇〇      |
|       | 三、〇〇〇、〇〇〇 馬克 |

即ち總財産にとつて利益が生ずるのであるけれども、此の利益は定款に基き又は權限ある機關の決議に基いて法定積立金に繰入れることが出来るのは素より言を俟たない。

また此の有價證券が永久的の價値喪失の故を以て、其の價額を五萬馬克と評價せざるべからざるに至つたものと假定せよ。此の場合には貸借對照表は次のやうなものになつて來る。

|          |              |
|----------|--------------|
| 諸資産      | 二、八〇〇、〇〇〇 馬克 |
| 積立資金有價證券 | 五〇、〇〇〇       |
| 損失       | 五〇、〇〇〇       |
|          | 二、九〇〇、〇〇〇 馬克 |

|       |              |
|-------|--------------|
| 資本金   | 一、〇〇〇、〇〇〇 馬克 |
| 法定準備金 | 一〇〇、〇〇〇      |
| 諸債務   | 一、八〇〇、〇〇〇    |
|       | 二、九〇〇、〇〇〇 馬克 |

此の點からして損失は必ずしも無雜作に法定準備金を削減することを必要とするものではないことが判明する。準備金は十萬馬克を以て存在を續けることが出来るのである。準備金は次年度の貸借對照表中に於て——それまでに相當の利益が得られなかつたときは——五萬馬克に減少することが出来る。公表の自由積立金若は祕密積立金が存在するときは、之を以て準備金を補填して對價 (Gegenwert) は五萬馬克に低下したにも拘らず十萬馬克を維持せしめることも出来るのである。

かやうな次第であるから法定準備金なるものは特に掲げられる對價とは無關係のものであつて、従つて法定準備金を一つの「資金」(Fonds) と看做し、是が爲に特定の資産物件を總財産中から別除するのは根本的に間違ひであることが判る。寧ろ法定準備金なるものは自己資本の一部として一つの差額たる金額 (Differenzposten) に止まるものである。法定準備金は之に對して個々の資産の特に割當てられたと否とを問

はず、只積極財産が負債を控除した後資本金を超過する程度に於てのみ存在するに過ぎないのである。

法定準備金若は其の他の準備金として繰込まれた額を營業經營の上には使用しないで、寧ろ是が爲に特別の資産物件を取得すべき旨を或る會社が議決したとするも、此の決議は右に述べたる所に依つて必ずしも無雜作に準備金の資産が會社の總財産から別除されるのであるかの如く解釋することを得ない。されば準備金は之に對して確認された資産物件の價値の動搖には關係なく、將來も依然として其の貸借對照表に掲げられた儘の價額を以て存續することが出来るものである。別除した資産物件からして利息が收受されたときは、利息は會社の總財産 (Gesamtkvermögen) に屬する。けれども此の場合に於ては理事者 (Verwalter) は利息を直ちに準備金に繰込むの權利を有する。

(二) 併し乍ら通常の法定準備金の外に更に別段の法定準備金を一つ存し、こゝでは「特別法定準備金」(ausserordentliche gesetzliche Rücklage) と稱せられる。株式會社の資本の減少に因つて生ずる帳簿上の殘額からは、規定の第三回の公表後六ヶ月(從來は一年)を經過し、申出でた債權者が辨濟を受け若は擔保された場合に初めて株主に對して支拂を爲すことを許される(株式會社法第七十八條、商法第二百八十九條第四項)。かやうにして積立てられた額は通常の法定準備金と一所にすることを許さないものであつて、寧ろ別に之を掲げることを必要とするものである。實際に於ては此の株主に對する資本償却 (Kapitalrückzahlung) として定められた額は、停止期間たる六ヶ月の満了することによつてのみ期限を附せられる真正

の債務たるものである。

(三) 通常の法定積立資金への繰入金はそれが利益である以上は納税の義務を負ふものであるが、之に反して打歩額や株主の追加拂によつて形成される準備金は納税を免除される。

(2) 其の他の準備金 (自由準備金)

(一) 法定準備金中には利益として稱することの出来ない金額、例へば株式の發行の際に於ける打歩額や株主の任意的追加支拂や株式資本の減少に際して生ずる帳簿上の殘額の如きものも繰入れられるのに反し、「其の他の準備金」は會社の利益のみに關するものである。株主は會社の獲得した利益乃至は分配し得べき殘額に對して請求權を有し、此の請求權は定款を以てするに非ざれば之を排斥し若は制限することを得ない。けれども實際上に於ては此の請求權の排斥若は制限は殆ど例外なしに行はれるのであつて、特に純益に關する處分を株主總會に委任する旨の定款の規定に依つて行はれて居る。されば「其の他の準備金」はそれを積立ることが法律の規定に基く次第でなく、寧ろ定款若は權限ある機關の決議に基いて積立てられる額である。従つて其の他の準備金はまた任意準備金 (freiwillige Rücklage) とも稱せられる。

任意積立資金も正味資産の一部たるものであつて、従つて積極財産が負債を超過する程度に於てのみ存在するものである。とは云ふものゝ此の積立資金については損失を補填する爲でなくては使用することを許さない旨の規定は存在して居ない。實際上には往々にして一定の目的、例へば職員恩給積立資金

Beamtensereservfonds の爲に個々の資産物件を別除して之を特別の管理の下に置くことがよく行はれる。鐵道會社にあつては従前は普通修復資金 Erneuerungsfonds について此のことが行はれて居た(註一)。此の資金は貸借對照表の兩方の側に掲げられ、従つて別除された資産物件に於ける價額の變動は消極の側に於ける反對金額 (Gegenposten) の相當なる變動を直ちに招來するに至つたものである。以上のやうなやり方でかゝる特別資金 Spezialfonds を帳簿に載せ、また貸借對照表に掲げるのは本來から云へば決して懸念を存することではないのであるけれども、併しかくの如き分別は外部に對して何等法律上の効果を有するものでないことは充分明瞭に承知して置かなければならぬ。何となれば株式會社の内部に於て特別の資産 Sondervermögen を設定することは出来ないからである。寧ろ會社の總財産は管理上個々の資産物件を分別してあると否とには論なく債權者に對して負責するものである。只特別の法律の規定を存する程度に於てのみ、例へば不動産質權者 Pfandbriefgläubiger の償還抵當權 Deckungshypothek に於ける場合、若は被保險者の償還準備金 Deckungsrücklage に於ける場合、若は銀行預金 Ba. Kassepot に由る債權者の場合にあつては分別權 Aussonderungsrecht を主張することが出来るのである。

(註一) Passow I, 272.

定款に依り純益に關する處分が株主總會に委任されてあるときは、其の中には任意準備金を設けることの授權が包含されて居る譯である(「五七」初頭)。此の場合に於ては株主はかくの如き準備金の設置に取消を申立てることは出来ない。けれども定款のかゝる規定を存しない場合には、株主は其の持分が資本の二十分の一に達する以上は、貸借對照表が株主總會に依つて確定される際に決議を取消することが出来る(株式會社法第九十八條第二項、商法第二百七十一條第三項)。減價消却や準備金の額を確定するのを監査役に委任する旨の規定を定款に掲げてあることも稀ではない。此の場合にあつては此の規定は同時に適正な營業の執行の範圍内に於て公表準備金若は祕密準備金を積立てる授權を包含するものである(「四七」を參照ありたす)。

準備金はそれを積立てたのと同じ方法でまた之を取崩す auflösen ことが出来る(註一)。任意公表の準備金を積立てるに當つて、定款の規定若は權限ある機關の決定を以てして同時に其の特別の用途を定めることが随分ある。例へば配當補充資金 Dividenden-Ergänzungsfonds、社會的施設積立金 Reserve für soziale Zwecke、廣告資金 Werbungsfonds、建築資金 Baufonds、修復資金 Erneuerungsfonds などの名目がそれぞれある。此の場合にあつては準備金に關する管理は、定款の規定若は決議が相當に變更される場合の外は表示された目的の爲にしか處分することは出来ない。

(註一) 損益計算書に於ける掲載並に營業報告書中に於ける是が究明については「二九」『収益の(4)』並に「四一」を參照せられたい。

(二) 修復資金の如き任意準備金への受入 Verwendung にして單なる評價修正に關しない場合、乃至は處分資金 Dispositionsfonds、特別積立資金 Spezialreservfonds、配當補償資金 Dividendenausgleichsfonds は何

れも納税の義務を負はない。納税上の判断をする上に決定的なのは、債務の全部並に必要な減價消却が斟酌された上で資金への繰入が行はれたかどうかと云ふことである。此の場合に於ては納税義務ある利益より繰入である。積立資金 *Reservefonds* としての表示は標準たるものではない。例へば契約上の恩給義務に宛てる爲に恩給積立金 *Pensionsfonds* の積立てられてある場合には成立して居る債務に對當する爲の繰入であつて、或る條件の下に控除することの出来るものである。定款に基いて株式を消却する義務を存するときは株式消却資金 *Amortisationsfonds* への繰入は納税の義務を負擔する。蓋し株式の消却は処分することの出来る純益からでなくては行ふことは出来ないからである。許可を受けた特權 *Konzession* の期間の満了した後には、補償を興へられることなくして國家若は地方團體に歸屬せしめらるべき企業に積立てられる歸屬準備金 *Heimfallfonds* は趣を異にし、かゝる資金への繰入はそれが單に時間上制限された特許の期間（法律上の損耗 *rechtl. Abnutzung*）への減價消却をしか意味しない以上は納税の義務を負はない（註一）。歸屬權 *Heimfallrecht* は會社にとつては、或る期間の満了したときに自分の設備（自分の全財産ではない）を無償で歸屬權利者に引渡す義務を意味するものである。本來から云へば此の義務は貸借對照表中に編入して、（繰延金額 *transitorische Posten* として）相當の資産を掲げて漸次に之を消却するものとするのが正當であらうが、實際上にはかやうには爲さずして歸屬準備金を漸次に蓄積するのを以て充分であるとして居るのである。

（註一） RFTL in Stuw. 1932 Nr. 539. 尙且 Morgenthaler, Anlagebewertungen bei Heimfallgesellschaften in WTr. 1936, 101; Voigt, Grundsätzliches zur Frage der Abschreibung unter 1es. Berichtshilfsgang von Heimfallunternehmungen, WTr. 1936, 349. を参照せられたい。

### （Ⅲ） 固定資産の項目の評價修正（註一）

評價修正項目は獨立の資産物件を成すものではなくて、過大に帳簿に載せられてある積極項目に關するものである。即ち間接の減價消却たるものである。評價修正が積極項目を正當なる價額に引下げる爲に必要である額を超過する場合には、祕密準備金を存するものである。

區分に關する規定の舊法文中には只評價修正の爲の項目を一つ丈しか掲げられてなかつた。現在では此の項目は「固定資産の評價修正」と稱せられて居るので、此の事實からして運轉資産については評價の修正を特に掲げることが必要としないものであることが判る。とは云ふものゝ理由書には、「評價の修正については固定資産と運轉資産への分配を各別に示すべきである」（B III）と云つてある。特に債權の評價修正項目については特別に掲げるのを適當とすであらう（損失保證準備金 *Delkrederfonds*）（註二）。

（註一） H. Horn, Verberichtigungsposten nach dem neuen Bilanzschema WTr. 1932, 197 を参照せられたい。

（註二） 「二七」を参照ありたい。

### （Ⅳ） 不確實なる債務に對する引當金（註一）



## (1) 區分に關する規定は準備金、引當金、評價修正と債務との間に區別を立て、居る。

(註一) Streit, Grundsätze ordnungsmässiger Bilanzierung für Rückstellungen (Veröffentlichung der Schmalenbach-Vereinigung Bd. 2.) 1934. H. Horn, Ordnungsmässige Rechnungsabgrenzung im WTr. 1936, 463. Heipenstein, Wirtschaftliche und steuerliche Erfolgsbilanz 1932, S. 194 ff. などを参照ありたい。

準備金は(株式の發行の際に於ける打歩額や株主の追加支拂でない以上は)積立てられた利益金 zurückgestellte Gewinne である。之に反して區分に關する規定の意味に於ての引當金 Rückstellungen は債務に關するものである。新法文に於ける區分に關する規定は不確實なる債務 ungewisse Schulden に對する引當金のみを規定して居るに止まる。之を嚴格な意味に解するならば此の種の債務に屬するものは所謂未必的債務 Eventualverbindlichkeiten のみに限られるのであつて(註一)、其の原因上は確定して居り、只其の額上若は其の辨濟期上不確實であるに過ぎない債權に關する場合にあつては、正確には「諸債務」(註二)の下に屬するものである。けれども實際上に於ては必ずしも必然的に債務に關することを必要とするものではない將來の費消に對する引當金も亦不確實な債務であることが非常に多い。従つて「其の他の引當金」と云ふ項目を設けて此の項目中には將來の費消もはたまた未決の取引に由來する損失も收めることを必要とするのを拒み難いであらう。

(註一)「二七」の(4)、(5)を参照せられたい。

(註二) シットライト (Streit a. a. O. S. 11) の所説に依ると、引當金は將來の費消を此の費消の歸著すべき決算期間に分配するの

に役立つものであると云ふのであるが、引當金なるもの、理由は是で正確に表明されるけれども、其の内容に至つては決して正確には表明されない。引當金が純益から取られないと云ふことは決して重要な事柄ではないのである。(反對 Streit S. 17)。

評價修正項目は貸借對照表の過大の評價を修正する項目である。

債務 Verbindlichkeiten は現に成立して居る債務 Schuld に關するのであつて、それが將來に至つて初めて履行すべきものである場合、又はそれが金額上未だ確定して居ない場合にあつても尙ほ且然りとするものである。けれども此の後なる種類の債務も「不確實なる債務」 ungewisse Schulden に數へることが出来るであらう。

併し乍ら實際上には是等の概念は明確に區別することは困難であつて、契約上の債務の辨濟に充てる爲に積立て、従つてまた債務の下に屬する恩給積立金 Pensionsfonds が積立資金 Reservofonds の下に掲げられることがよくある。是は歸屬準備金 Heimfallfonds についても云ひ得られることである。所謂修復資金 Erneuerungsfonds はそれが専ら積極の部に計上した資産物件の價額の減少の補償を成す以上は評價修正項目たるものである。修復資金はまた經營の改善若は擴張の爲の資金を集積する爲にも利用されることがよくある。其の程度に於ては此の資金は準備金に屬する。評價修正勘定もそれが積極の部に掲げた資産物件の價額減少の補償を超える以上は是亦一種の準備金たるものである。引當金の中には實際上其の種類から見ると一部は準備金であり、一部は評價修正であり、また一部は債務である金額があるのである(註一)。例へ

ば手形資金 *Provisionen*、歩合報酬 *Tantiemen*、特別給與 *Prämifikationen*、組合的公課 *Verbandsabgaben*、租税、義務的検査の手数料などは、それ等の金額が當該の貸借対照表年度に關し、然もそれが未だ辨濟期に到達しないか又は其の金額上まだ確定して居ないの故を以て、當該貸借対照表年度の満了後に至つて初めて支拂はれるのである以上は引當金の下に掲げられる。併し乍ら是等の金額は上掲の見解に依れば債務の下に屬するものである。

(註1) H. Horn a. a. O.

(2) 以上述べた通り引當金なるものは其の種類上極めていろ／＼な金額に關する次第なのであるから、是が課税上の取扱は非常に困難である。課税の目的の爲には各個の引當金を一々各別に検査しなければならぬ。國稅務裁判所の根本的態度は此の裁判所が引當金に與へた定義からして明白となつて來る。曰く、「引當金とは貸借対照表作成の締切期日 *Bilanzstichtag* に於て既に確定せるも只其の金額上未だ確定せざる債務、又は其の額に於て未だ確定せざる損失の評価 *Bewertung* の謂なり」と(註1)。

(註1) R.F.H. RStB. 30, 95.

(a) 其の原因上成立はして居るけれども後に至つて初めて履行するを要する債務又は其の金額上まだ確定して居ない債務に關する限りに於ては引當金は課税を免れる。かくの如き金額が眞正の債務に關するものであることは既に述べた。是は特に契約上の恩給給付の義務に對する引當金について、特に恩給の約束

*Pensionszusage* の時期に於て保證されてある場合には年度支給額の額に於て云ひ得られることである(註1)。けれども前の年度に於て懈怠された引當金を追完すると云ふことは、假令恩給給與の義務が早くから既に成立して居た場合に於ても國稅務裁判所はそれを許さなかつた(註2)。租税については課税上の經營審査に基いて追完的の多額修正査定 *nachträgliche höhere Berichtignungsveranlagung* を豫期しなければならぬ場合に引當金の問題となることがあり得る。納税義務者はかくの如き場合には稅務官署に對して事後請求權 *Nachforderung* を其の關係する各年度に分配することが出来る。けれども此の場合には引當金の年度について負ふて居る團體税や財産税は控除することは出来ない(團體税法第十二條第二號)。租税が納税義務の歸する營業年度の經過後に至つて初めて納付される場合に於ても引當は許される。引當はまた未決定の取引から生ずる損失であつて其の額を見通すことの出来ないもの、例へば債權の辨濟期に達するに先だつて、然も貸借対照表作成の標準期日後に至つて貨幣價值の下落 *Erwertung der Währungs* の生じた場合について問題となるものである。更に貸借人若は貸與人が契約期間の満了後に至つて使用した物件の原狀を回復し、又は消費した物件を補充する爲に費用を支出するの義務を負ふ場合も之に屬する。

(註1) R.F.H. 24, 310.

(註2) RStB. 1929, S. 331, Nr. 481, R.F.H. 36, 252 ; 尚ほ [III] (V) 616を参照ありたい。

(b) 更に訴訟の危険 Prozessrisiko (註一)の如き、擔保 (Gewährleistung)、保證 (Garantien) 若は損害賠償に由來する危険(註二)の如き一切の未必的債務 Eventualverbindlichkeiten についてはそれが契約に基くのである(價值回復物件 Aufwertungsachen)の取扱に於ける過誤についての不動産仲立人 Grundstücksverkäuferの負責、仕上の仕事 Nacharbeit についての建築企業者の負責)、法律に基くのである(自動車所有者 Kraftwagenhalter)の負責義務、不法行為に基く負責、鑛業に因つて加へられたる土地に對する損害 Berschieden についての鑛業企業 Bergwerksunternehmungen)の負責等)を問はず課税することなくして引當金を積立てることを許される(註三)。けれども擔保若は人的擔保の引受に由來する義務についての課税を免れる引當金は、未必的義務に對立して同等の價值を有する償還請求權を存する場合には問題たるものではない。

(註一) RFL. im RSOL. 1932, Nr. 137, S. 144.

(註二) RFL. 29, 27; 17, 304; StNW. 1934 Nr. 219; 1933 Nr. 25, 243.

(註三) Kratz, Rücklagen, Rückstellungen und Verberichtigungsposten in der DStZ. 1936, 1246.

(c) 將來生ずる費消に對する引當金は、大抵の場合納税の免除に關する疑義の因を與へるものである。此の問題については國稅務裁判所(註一)は、將來の支出に對する引當金が課税を免れないと云ふことは税法の根本原則たるものと判示した。さればかくの如き費消はそれが經營支出 Betriebsausgabe である場

合、換言すれば支出に因つて與へられた相當な對價が費消に對立して居ない場合には、其の實際に生じた年度内に於てのみ控除を行ふことが出来る。是は例へば修繕工作費 引當金 Rückstellung für Reparaturarbeit について云ひ得らることであつて、其の必要であることが貸借對照表作成の標準期日に於て既に明白であつた場合にあつても尙ほ且然りとするのである。とは云ふものゝかゝることは適正なる簿記の原則とは相容れないものがあるであらう。此の場合は當該の決算年度に歸すべき價額の喪失に關するものなのであるから、國稅務裁判所の見地からも課税を免れる引當金を承認することを必要とするであらう。其の他の必要な經營支出についてもそれに對價の對立するものを存しない以上は同じことを認めざるを得ないであらう(註二)。自己保險 Selbstversicherung)の爲の引當金についても課税免除は國稅務裁判所に依つて認められて居ない(註三)。是も亦餘り行き過ぎたるの嫌がある。自己保險者 Selbstversicherer は損害の發生しない場合にあつては保險料 Prämie を利得するけれども他人保險者 Fremdversicherer はかゝる場合に保險料を損失すると云ふ見解は決定の契機たるものではない。蓋し損失が發生すると自己保險者は損害を被るけれども、他人保險者は損失の發生に因つて何等損害を被るものではないからである。規定に従ふ準備金の使用が確保される以上は自己保險に因つて租稅國庫 Steuerfiskus にとつての不利益も生ずることはない。次に發生した損害は引當金から補填することを必要とする。さもないと損害は其の發生した年度の負擔となる。引當金は云ふ迄もなく自己保險の目的物の貸借對照表上に於ける價額に従つて算定し、從

つて是等の保険の目的物たる物件の減價消却される場合には、引當金を取崩して納税することを必要とするやうにしなければならぬ。

(註一) RStB. 1929, S. 612, Nr. 902.

(註二) 國稅務裁判所の判決 (StW. 1929 Nr. 509 vgl. Gotha, die Rechtsprechung des RfH. zur Frage der Zulässigkeit reiner Aufwendungsrickstellungen, DStZ. 1932, 520) 中では某採石坑の占有者が非常の利益を來す多忙の時期中は必要な辨濟や補填の工作 Räumungs- und Abdeckungsarbeit を開却し、之に對して後に至つて課稅免除の評價修正を要求したけれども、國稅務裁判所は之を棄却したのである。

(註三) Kernerrecht, S. 347; Krutz a. a. O. S. 1239.

けれども引當金が雙務契約に由る豫先給付 Vorleistung に關し、此の豫先給付に對して豫先給付の受領者は後來の營業年度に於て相當の反對給付を爲すことを必要とする場合にあつては場合は全然異なるものとなる。或る都市が代價二萬馬克を以て工場敷地を取得し、賣主は工場設備移轉費賠償として一萬馬克を受けたが、それは代金二萬馬克中に包含されて居るものと假定せよ。此の場合にあつては受領者は課税を受けないで一萬馬克を引當金とすることが出来る。何となれば此の一萬馬克は、單に後來受領者が其の經營の移轉と云ふ義務を履行することに因つて自分に生ずる費用の賠償を成すに止まる次第だからである。長期間に互る有利な貸借契約の期限前の解除に對して補償の支拂はれる場合にあつても同じ事情を存する。此の補償中からは新しい貸借に因つて生ずる移轉費並に増加費用に相當する金額をば課税を受けることなしに引當金とすることが出来る。是等すべての場合を通じて實際には將來の支出に對する引當金たるものではなくて、寧ろ後に辨濟期に到達する債務の掲載に關するものである。

#### (V) 諸債務

(1) 社債、其の物的擔保を表示すること

社債 Anleihe の概念にとつて標準となるのは公の資本市場 öffentlicher Kapitalmarkt を煩はずと云ふことではなくて、寧ろ其の期間の長さこと Langfristigkeit である(註一)。所が社債債務 Anleiheschuld 自體が貸借對照表中に掲げられるのであるから、其の擔保として提供される抵當權をも貸借對照表中に收容することは不可能である。されば抵當權たる擔保物は貸借對照表の欄外に附記する必要がある。社債は其の償還金額と共に之を掲げるを要する(株式會社法第百三十三條第六號、商法第二百六十一條第五號)。法律は社債の發行價額(手数料、印紙代、不動産登記費用等を控除したもの)と償還金額との間に若し差額を存するときは此の差額を積極の部に掲げるのを許して居る(逆打歩勘定 Disagio-Konto、[III]の4)。是が義務は成立しないのであつて、寧ろ會社は此の差額を即時に減價消却することも出来るのである。それにも拘らず稅法中では此のことは許されては居らず寧ろ國稅務裁判所(註二)は損害を即時に經費に課するのと、之を信用の全期間に分配するのとの間に選擇を行ふの權利は納稅義務者には屬さない旨を判示して居るのである。

(註一) 反對 Staub § 201 Anm. 30.

(註二) StW. 1934 Nr. 488, RFl. 36, 180. 此の案件は九割三分五厘を以て拂渡された五十萬馬克の社債に關するものである。けれども之については Bailler S. 181 をも参照せられたい。

(2) 抵當權、土地負擔及び定期土地負擔

抵當權については拂渡價額 Auszahlungskurs と償還價額 Rückzahlungskurs との間の差額(損害 Dammum)に關して社債債務の逆打歩勘定 Disagio-Konto について述べた事柄の適用がある。抵當權が第三者の債務について設定された場合に於ては、是亦貸借對照表中に掲げることとを必要とする(二二六)の末尾)。未必的の償還請求權は積極の部に收容しなければならぬ。(2)の下には保全抵當權は掲げることには出來ない旨の從來の規定は削除された。けれども從來のやうに對人的債權を掲げて抵當權は貸借對照表中に於て附記することは適法である。之をしないときは營業報告書中での之についての報告を爲すべきである。

(3) 労働者及び使用人の提供したる保證金

(4) 工場貯金の積立に由る債務

此の二つの項目は新に掲げられることとなつたものである。是等の項目を他の諸債務中から摘出して以て同時に或る程度の擔保を伴はしめるのは社會的の理由から見て至極適當なことである。使用人の保證金は保險會社に之を見ることが多いのであつて、保險會社は保證金については「保證金」Parikationen」として特別に之を掲げることとを必要とするものである。かくの如き保證金はまた特別に保管されることが隨分

ある。此の場合には貸借對照表の雙方の側の欄外に之を掲げるのを以て足りりとする。

(5) 得意先よりの假受金

此の項については之に相當する積極項目について述べた所のものの適用がある(二二四)の(三)の(7)。

(6) 商品の引渡及び給付に基く債務

貨幣債務 Währungsschuld の場合につき貸借對照表作成の標準期日に外國の貨幣相場が昂騰したときは、之に應じて債務も相當に高く評價しなければならない。外國の貨幣相場が一時的の相場の變動の結果にもせよ、乃至はまた永久的の價値の減少の結果にもせよ兎に角低落した場合には、原則として債務の履行までは最初の債務額を存置するを要する。是は實際に出捐しない損失は掲げることとを必要とするのに反し、實際に收得しない利益は掲げることを得ないと云ふ不平等の原則 Grundsatz der Imparität に合致する所以である。従つて秘密準備金は諸債務の下に擧げることが出來ないのであると云ふ理由を以て此の稅法上承認されて居る簿記法 Buchung (註一)に對して異議を唱へることは出來ない(株式會社法第百三十一條第五項、商法第二百六十一條第三項)。けれども最初の價額と貸借對照表作成の標準期日に於ける價額との間の差額が積立金として積立てられる場合に於ては、それをまた適法と認めざるを得ないであらう。最後に債務に對して同一貨幣を以てする債權の對立するものを存する以上は低い價額を以て債務を貸借對照表中に掲げるのを許すことになつて居る。換言すれば積極の部に於ける貨幣上の損失 Wert-

Währungsgewinnを以てして相殺することが出来る。さもないときは貨幣債務 Währungsschulden の價額の少額であることに由つて補填されるの故を以て、現實には發生しなかつた貨幣債權についての損失を貸借対照表上に掲げることとを必要とするであらう。最後に利益が引當てられることなくして貨幣上の義務が貸借対照表作成の標準期日に於ける價額を以て認められるにしても、商法上も之を以て不適法と稱することは出来ない。さり乍ら此のことは事情上注意深い商人と雖貨幣相場の安定を期待することの出来ない場合に制限することを必要とするであらう。此の場合に於ては利益は特別の收益 ausserordentliche Erträge の下に掲げて、營業報告書中には貨幣上の利益に關するものであることを掲げるべきである(註三)。かくの如き場合に貨幣上の利益が積立てられないで寧ろ利益として分配されるときは、課税貸借対照表は商事貸借対照表に羈束されると云ふ原則からして、此の場合には貨幣上の利益は納税することを必要とする云ふ論結を生ずる。かやうな次第で貨幣債務の貸借対照表上の取扱に關してはいろいろの可能性が成立して居るのであるから、貨幣債務は如何なる價額を以て登録したのであるかを營業報告書中で報告して置くのを適當とするであらう。

(註一) Reinhardt I. 177 ff. Vgl. Kaemmel-Bacciooco § 6 Anm. 19, S. 107.

(註二) Düring und Felder im WPr. 1934. 147. 之に反對なのは Wanick und Köhler das. S. 150. 統一的の見解は成立して居ない。

尙ほ ZITw.F. 1934. 490 に於ける研究を参照せよ。ライオンハルト(Reinhardt im WPr. 1934. 280) に依れば終局的確定に先だつて未だ實際に取得して居ない貨幣上の利益を受領したとして記載する vereinnehmen のは不適法である。尙ほ Heipenstein.

Wirtschaftliche und steuerliche Erfolgskritik, S. 477 をも参照せられたい。

税法上に於ては貨幣債務は商法に於けるとは別様に取扱はれて居るのであるが、かやうに取扱を異にする確實な根據は認めることは出来ない。國稅裁判所の判決に依ると、債務が未だ成立を續けて居る間は之を低く評價すると云ふことは不適法である(註一)。自己の貨幣債務證券 eigene Währungsschuldverschreibungen の買入 Aufkauf は、此の有價證券を再び取引に上すであらうと云ふ確實なる根據の存在しない以上は償還 Rückzahlung たるものと認むべきである。されば貨幣相場を維持することを目的とする買入 Aufkauf zum Zwecke der Kursstützung は償還と認むべきではない(註二)。外國貨幣を以てする債務證券がライヒス馬克を以てする債務證券に轉換される場合にあつても亦償還を存する。此の場合には古い債務を償還して新しい債務を負担することとなるのである(註三)。それが商品債務 Warenschuld たるものであるか、それとも財政債務 Finanzschuld たるものであるかは何等區別を生ずるものではない。同一の貨幣の債權債務に基く利益や損失を相殺するのも亦税法上適法なるものとしては認められない。けれども此の見地からするときは、受領した金錢を更に子會社 Tochtergesellschaft に交付した親會社 Muttergesellschaft に於て低い價額を以て貸借対照表を作成するのを適法たるものとして宣言するのは合理的でないやうに考へられる(註四)。

(註一) Reinhardt I. 178. 一九三六年の査定準則(B.V.4)も同じやうに規定して居る。曰く、

「外國貨幣の變動の結果として此の債務の價額が低落したる場合には、債務は履行若しくは償却の行はるゝ迄は受領したる對價を以てするよりは低價に評價することを得ず。外國貨幣の變更の結果債務の價額が昂騰したるときは、債務者は税法上高き方の部分價額を以て評價を爲すの權利を有す（而してまた適正なる簿記の範圍内に於て其の義務を負ふ）。部分價額を算定するには納税義務者は外國爲替相場 *Devisenkurs* より出發することを得べく、外國爲替相場の動搖恆なき場合に於ては經濟年度 *Wirtschaftsjahr* の終末に續く翌月の平均外國爲替相場より出發することを得」と。

(註一) R.F.H. im RStB. 1934, 1010 Nr. 908; Reinhardt I, 180.

(註二) Reinhardt I, 179.

(註三) Carins, *Währungsforderungen und Währungsschulden in der Steuerlehre*, DStZ. 1936, 1440.

一九三六年十二月二十三日の貨幣價值の下落の利益に關する法律 (*Gesetz über Abwertungsgewinne*) 竝に同年十二月二十八日の第一次施行令に依つて貨幣債務の貸借對照表登載に關して新しい狀態が造り出された。會社が以上述べた所に従つて貨幣債務を新規の平價 *Parität* を以て貸借對照表に登載し、貨幣上の利益については減價消却の方法に依つてなり、または其の他の方法に於てなり處分をしたときは、會社は此の貸借對照表の編成を中止するの義務を負ふものではないけれども、貨幣債務の補填されると共に辨濟すべき貨幣價值下落の利益 *Abwertungsgewinne* の租税の爲の新しい引當金を積立てることを必要とする。之に反して債務が舊來の平價を以て貸借對照表中に留められたか又は債務が新しい平價を以て掲げられはしたけれども差額 *Unterschiedsbetrag* は引當金として積立てられた場合に於ては、貨幣價值下落税 *Abwertungsabgabe* の爲の引當金は必要ではない。外國貨幣を以てする社債に於ては金貨約款 (*Gold-*

*Klausel*) の協定されることもあり、又は其の他の事由に因つて債權者が果して舊平價を以てする履行を請求することが出来るものであるかどうか疑はしいことがある。かゝる場合に於ては一九三六年六月二十六日の外國貨幣法 *Fremdwährungs-gesetz* 及び一九三六年十二月五日の外國貨幣債務に關する命令 *Verordnung über Fremdwährungsschulden* が適用されるのであつて、之に依ると外國社債並に外國の信用及び外國人の預金 *Auslandskrediten und Ausländerguthaben* よりする國際間の金融及び資本取引の債務 *Deliktverpflichtung* に於ては、外國法が金貨約款を維持して居る場合に於ても下落した貨幣 *abgewertete Währung* が通用するのである。

貨幣價值の下落に由る利益に關する法律は只財政的債務 *Finanzschulden* に基く貨幣價值の下落に由る利益のみを捕捉するものであつて、商品の取引若しくは勞務給付の取引 *Dienstleistungsverkehr* に於て發生した債務に基く貨幣價值下落に由る利益は捕捉するものではない（施行令第一條）。スウキスの金抵當權に關する協定 *Abkommen über die schweizerischen Goldhypotheken* の下に屬する債務は明示的に此の法律の適用から除外されてある。或る條件の下に於てはドイツチェー・レンテンバンク・クレディットアンシタルトやドイツチェー・ランドスバンケンツェントラレーやゼキッシェー・ランドスプアンドブリーファンシタルトなどの諸銀行の社債、並に所謂ブレイル社債 *Blair-Anleihe*（一九二七年のシュレジッシェー・ランドシャフトリック・ヘエ・バンクのドル貨社債）も亦然りとする。かやうに待遇をする理由は、是等の社債

にあつては貨幣價值下落に由る利益が既に會社財政の整理や乃至は利子の低落の爲に使用された點に見出すことが出来るであらう(註一)。短期の銀行信用、特に引受義務 *Akzeptverpflichtung* は恐らく其の極めて大部分が商品取引に基くものと云つて差支あるまい。靜止協定 *Stillhalte-Abkommen* に基く義務については一般的の規律はまだ設けられて居ない。

(註一) 一九三七年の査定準則 C 19 を参照せよ。

外國の貨幣相場が、ベルリンの外國爲替市場に於ける公の相場表に依れば通常の爲替相場の動搖を越えて本來の金平價 *Goldparität* の下に低落した場合にあつては、是亦一種の貨幣價值の下落を存するものである。けれども貨幣價值の下落に由る利益は貨幣相場が百分の五より以上丈低落した場合に限り捕捉されるものである。貨幣相場の低落が當該國の政府の干渉に基くものであるか、それともまた他の原因に歸著せしむべきものであるかは重要ではない(第一次施行令第三條)。

其の發生の日に於ける債務のライヒス馬克上の對價 *Reichsmarkgegenwert* と、免責 *Befreiung* の發生の日に於けるライヒス馬克上の對價との間の差額は貨幣價值の下落に由る利益たるものと認められる。けれども此の規定の文理解釋は到底支持することの出来ない結果を導く嫌がある。額面百ドルの社債券が償還を目的として五割を以て買戻されたとせよ、然るときは此の事實は此の貨幣債務が其の發生の日に四百二十馬克のライヒス馬克對價を有するに反し、其の消滅の日に於けるライヒス馬克對價は二百五十馬克を

算することを意味する。従つて貨幣相場下落に由る利益は百七十馬克である次第である。債務者が社債券の買入に際して逆打歩 *Disagio* から收め得た所の利益は貨幣價值の下落に由る利益とは何等交渉する所はない。此の利益はライヒス馬克を以てする社債券が、外國に於て買戻される場合にあつては同一の額に於て發生する。最初の債務が後に至つて切下げられ、然る後償還の行はれる場合も同様にして取扱ふべきものである(註一)。

(註一) 之のこゝには Turowsky bei Pfundner-Nenert, Das neue Reichsrecht III d 21 § 1 Anm. 8. を参照せられたい。

信用費用 *Kreditkosten* 並に信用金額 *Kreditbetrag* よりする手数料の控除は貨幣價值の下落に由る利益を計算するに當つて斟酌しない(第一次施行令第五條第二項)。發行の際に於ける逆打歩 *Emissions-Disagio* も亦信用費用中に加算することが出来るであらう。

貨幣價值の下落に由る利益は支拂に因るにせよ免除に因るにせよはたまた其の他の方法に於てするにせよ、兎に角債務者が債務より解放された場合に歸屬される。其の際注意しなければならぬのは、債務者はライヒス馬克を以てする外國爲替債務 *Devisenschuld* の支拂に因つて、直ちに無難作に其の債務を免れるものではないと云ふことである。けれども特定の場合に於ては解放的作用を伴ふかくの如き支拂が法律に由つて許容された。例へば轉換基金 *Konversionskasse* に向つて利子の支拂はれる場合の如し。かくの如き場合に於ては獨逸國は外國の債權者に對して履行を保證する。されば法律は「利益は獨逸法上債務者の



解放の行はれたるときに歸屬す」と規定して居るのである(第一條末段)。債務を他の貨幣に轉換するのは履行に同じ。是は例へばドル貨社債をライヒス馬克に轉換する場合について該當することである。

貨幣價值の下落に由る利益税 *Abwertungsbesteuerung* は原則として貨幣價值の下落に由る利益の百分の七十五に定められてある。債務が辨濟期に先だつて外國爲替法の規定の定める所に従つて支拂はれたときは、更に多額の額を債務者に残すことも出来る。利息及び信用費用を支拂ふに當つては租税は外國爲替關係官署 *Devisenstelle* に於て具體的の場合に一々之を定める。利息並に其他の信用費用を支拂ふに當つては債務者には百分の二十五以上の額が残されるものと認むべきである。蓋し經常的の支拂が經營の負擔となり資本の償還 *Kapitalrückzahlung* の場合に於けるが如く貸借對照表の負擔の輕減は行はれないからである。

外國爲替關係官署の裁決に對しては貨幣價值の下落に由る利益が生じなかつたこと、かゝる利益が不當に認定されたこと、又は引渡が經濟的に忍ぶべからざることの理由を以て國經濟省(註一)に訴願を爲すことが出来る(法律第三條、施行令第四條乃至第七條)。貨幣價值の下落に由る利益は例へば貨幣債務に對して商品債權若は財政債權が同一若は他の貨幣に於て對立して居る程度に於ては發生しないのである(註二)。商人の取引に於ては適正なる業務の執行に際しては外國貨幣を以てする債權と債務との間には内面的の關係を存するのであつて、此の内面的の關係は外國爲替の管理 *Devisenwirtschaft* に於て外國爲替相場維持の爲の爲替手形 *Kurszielungsstrafe* や外國爲替の定期取引 *Devisentermingeschäft* の仲介の如き

ライヒスバンクの施設に依つて承認される所である。けれども外國貨幣の價值の下落に由る利益税の目的とする所は専ら不當の利得を妨止しやうとするにあつて、熟慮反省の餘に出でた保全行爲 *Sicherung* を破壊しやうとするものではない。此の見解は外國貨幣に於てする債權が既に支拂はれたけれども債務は尙ほ成立して居る場合にあつても生ずるものである。更に貨幣價值の下落に由る利益は、債務に對して外國に存在する擔保が設定され、此の擔保も亦例へば外國の土地よりする貸料收入の如く、又は外國の貨幣に於てする債權の如く、等しく貨幣價值の下落の影響を受ける場合にあつても發生するものではない。經濟的に忍び得ない事情 *wirtschaftliche Untragbarkeit* がいさゝか原因からして存在することがあり得る。即ち數人の債務者が輸出の方法で債務の償還並に利息の支拂に必要な外國爲替を調達することが出来る状態に在るの故を以て貨幣債務を負擔したと云ふやうな場合である。かゝる會社こそ外國貨幣の價值の下落に由つて特に損害を被るものである。何となればかゝる貨幣價值の變動に因つて競争は獨逸國の輸出にとつて非常に困難なものとなつて來るからである。其の他の債務者にあつては貨幣價值の下落に由る利益は貸借對照表中に於てそれについての處分が行はれて居ると否とに論なく、會社財政の整理 *Sanierung* に著しく寄與する所があつたものである。即ち供給業の經營 *Versorgungsbetrieb* は其の料金率 *Tarif* を引下げることが出来るやうになつた。かゝる利益を取立てることゝすると是等會社の収益性 *Rentabilität* は脅威されるか若は是等會社は其の料金率を再び引上げなければならぬやうになるであらう。更に大抵の外

國社債は尙ほ六分乃至七分の利息を附することを必要とするのに反し、同種の社債の利率は内國に於ては著しくそれよりも低いことも斟酌しなければならぬ。されば利益の捕捉は外國貨幣を以てする債務者 Valutenschuldner が、ライヒスマークを以てする債務者 Reichsmarkschuldner に比較して不利益を被るまでの程度にまで及ぶことを許されない。此のことは一九三七年二月六日の國司法大臣並に國大藏大臣の布告中で原則として承認された所なのである(註三)。

(註一) 此の抗告手續の費用は一九三七年三月二日の國經濟大臣の告示 (RStM. S. 384) に依つて裁判費用法第八條に規定してある手數料金額の四倍に定められた。

(註二) Turnowsky 前掲は反對説であるかのやうに思はれる。

(註三) 一九三七年三月二十日の第二次施行令 (Reichsanzeiger Nr. 68) に依れば、經濟的に忍ぶことが出来るかどうかと云ふ問題は具體的の案件の特別な事情に基いては決定することは出来ない。尙ほ此の場合には嚴格な標準をあてはめなければならぬ。從來日刊新聞紙上に於てのみ公にされて居た國經濟大臣の布告は、貨幣價值の下落に由る利益をば之に由る損失を以て補償するのを認めず、保證人に依る履行をも取扱つて居るのである。尙ほ Rannow im Deutschen Volkswirt 1937, 1937. を参照せられたい。

(7) コントツェルン企業に對する債務

こゝでは積極の部の之に相當する項目について述べた所のものゝ適用がある。

(8) 爲替手形の引受及び約束手形の振出に基く債務

手形債權にあつては利息の割引 Abzinsung を行はなければならぬと云ふ原則は、直ちに無雜作に之

を短期の手形債務 Wechselschuld に移植することは出来ない。何れの債務も利用の爲債務者に委ねられた資本を意味する。債務者が自分の處分に提供された資本を以てして少くとも合意に係る利息の額に相當する利益を収めるのは推定することが出来るけれども、此の利益は實際に收得された場合に初めて、換言すれば手形債務の支拂はれた場合に初めて之を貸借對照表に登載することが出来る。されば短い期間内に、例へば一年内に辨濟期に到達する手形債務にあつては、利息を割引することなくして手形金額を貸借對照表中に登載するのは税法上も亦適法たるものと認めなければならぬ。尙ほ寄託擔保手形 Depotwechsel、流動資本化手形 Mobilisierungswechsel、擔保手形 Kautionswechsel、銀行金融手形 Bankfinanzierungswechsel などについては「二七」の(3)を参照せられたい。

(9) 銀行に對する債務

こゝでは積極の部の之に相當する項目について述べた所の適用がある。

(10) 其の他の債務

此の項目は新に設けられたものである。蓋し貸借對照表は普通其の他の債務を掲げて居るからである。其の他の債務として擧ぐべきものは、

1 契約を以て確約された恩給 vertraglich zugesicherte Pensionen (註一)

契約を以て確約された恩給にあつては此の義務が引受に際して直ちに貸借對照表に登載されるか、それ

ともそれが後に至つて行はれるのであるかを區別しなければならぬ。

(註一) Gehardt StZ. 1934, 59; Krause, Grundätze ordnungsmässiger Bilanzierung für Pensionsverpflichtungen, Veröff. der Schmalenbach'schen Vereinigung 3. Bd. 1935 を参照せられたい。其の他の参考文献は Kennenrecht S. 341 以下。

(a) 商法上から云へば此の二つの場合を通じて債務を消極の部に掲げることが必要とする(註一)。國稅務裁判所は之を消極の部に掲げるの義務 Verpflichtung zur Passivierung は成立しないと云ふことを反覆して判示したのであるけれども、是は満期日に到達した條件付の債務(無利息の)にして商法第四十條に依り貸借對照表に登載すべきものに關するものであることは疑ふ譯にはいかない。只實際上に於ては特に従前は消極の部に登載する義務が往々にして閑却されたと云ふこと又は認めることが出来る。此の義務は保稅技術上の原則に従つて算出された元資債務 Kapitalverbindlichkeiten を收容することに因つて消極の部に掲げることが出来る。恩給を供與すべき案件が発生すれば、支拂は此の勘定の負擔に於て行はなければならぬ。かくの如き元資債務に登載すると云ふことは商事貸借對照表が一致する場合には稅法上承認される所であるにも拘らず(註二)、學說中にはかくの如き場合に於ては積極的積立金 Aktivverbindlichkeiten を積立て、元資債務が相當長年月に分配されるやうにする必要があると云ふ見解も主張されて居る(註三)。大抵の場合に於ては元本總額を貸借對照表中に登載することは不可能であらうから、従つて稅法上も相當の恩給基金 Pensionsfonds が漸次に集積されるのを許して居る(註四)。恩給の義務はまた保險會社と契約を締結するこ

とに由つても對當することが出来るのであるが、此の場合にあつては保險會社に對する毎年の支拂は控除を受け得る經營支出である。保險會社と契約を締結することをしないで積立金を積立てる場合には、國稅務裁判所も此の積立が保險契約を締結する場合に支拂はるべき保險料を超過しない額に於てのみ其の課稅免除を認めた。大抵の場合に於ては恩給金庫 Pensionskasse に向つて經常的に支拂を爲すことに由つて恩給義務に對當せしめることが行はれて居る。此の支拂は金庫が團體稅の課稅を免除される場合に於ては、控除を受け得べき經營支出たるものである(註五)。一九三五年の所得稅及び團體稅の查定準則(C II 1)は此の點について、

「納稅義務者の經營の恩給金庫、扶助料金庫 Unterstützungskasse 及び福利金庫 Wohlfahrtskasse に對する出捐 Verwendung は所得稅法第四條第三項に所謂經營施設たるものと看做すべき場合には利益を調査するに當つて之を控除すべし。此の條件は恩給金庫及び之に類似の金庫にして團體稅法を免除されたるものに對する給付の場合にあつては常に之を存するものとす。團體稅法を免除せられざる金庫に對する支拂たる場合に於ては果して經營支出を存するものなりや否や、換言すれば何等かの價額が經營より支出せられたりや否や、及び此の支出は經營に依つて促されたるものなりや否やを具體的の場合について斟酌することを必要とす。かくの如き支拂は少くとも前記の諸金庫が同一の經濟年度内に於て出捐の經營の從屬者 (Vereinsmitglied) 又は嘗て從屬者たりし者に對して支拂を爲す

額に於て常に經營支出たるものなり」。

と云ふ準則を掲げて居る。一九三六年六月五日の補充準則に依れば一九三六年一月一日に既に成立して居た金庫の一九三六年乃至三八年年度の査定については引續き前掲の準則の適用がある(註六)。

(註一) Urachten des Fachausschusses Nr. 13/1933 WPr. S. 272. 尙ほ Mirre, StWV. 1935, Teil I Sp. 1336 尙同説の註 29。

(註二) 36, 252; KStB. 1934 Nr. 1005 S. 1121; 1935, 1340 Nr. 994; StWV. 1933 Nr. 22 und 24. 尙ほ Kennerkecht S. 341 Anm. 43 を参照せられた。

(註三) ファンゲロフ (Vangerow StZ. 1936, 1511) の説く所である。けれどもファンゲロフ氏は恩給を受ける権利 Pensionsbe-rechtigung の後に至つて供與される場合には、債務は此の場合には既に給付され済の勤勞に關するものであると云ふ理由を以て、元資債務を貸借對照表の消極の部に掲げるのを許して居る。

(註四) Becker-Bem. 162c zu § 19-21 を参照ありたい。

(註五) 團體税法第四條第一項第七號に依る。之に依れば條件は金庫が權利能力を有して居て従つて其の資産が會社債權者の捕捉を免れると云ふことである。それ以上の條件は國稅務裁判所の定める所である(其の詳細は Kennerkecht § 4 Anm. 103 ff. S. 180)。給付受領者としての請求權を有する金庫である場合にあつては、金庫は保險企業として一九三一年六月六日の私營保險企業及び建築貯蓄金庫の監督に關する法律の監督を受けなければならない。給付受領者としての請求權が成立しないときは、金庫の資産の其の目的の爲にする使用が定款の上にもはたまた事實の上にも確保されてあることを必要とする。隨從者 Gefolgschaft には分擔金を負擔するの義務を以しめることは出来ないが、然も隨從者は金庫の管理には參與して意見を述べることが必要とする(團體税法第一次施行令第十三條乃至第十七條第一次施行令)。

(註六)一九三六年の査定準則 (G) 第三項) も亦同様である。

(b) 恩給義務の引當金が前數年度に於て積立てられないか又は充分には積立てられないときは、之を追完する必要がある。けれども唯一營業年度のみの負擔に於て此の追完を行ふと云ふことは實際上に不當な

苛酷として感ぜられることもあるであらうし、またかくの如き引當金の課税を免除するのは承認されま  
す。そこで經濟検査士 Wirtschaftsprüfer の専門委員會は其の意見書 (Urachten des Fachausschusses Nr.  
13/1933 WPr. S. 273) 中で必要な引當金が十年以下の期間内に追完される場合には確認の附記 *Prüfung*  
*zuzugunvermerk* を與へるのを可とする旨を宣言した。けれども更に一步を進めて追完すべき引當金の額  
は營業報告書中に掲げるか又は貸借對照表中で明白ならしめることが要求されて居て、其の方法は長くも  
十年内に減價消却すべき積極の部の反對勘定 (Vermerk) を同時に設けて置いて追完すべき引當金を消極  
の部に掲げるなり、單に行はれた引當金の積立を掲げて追完すべき額についての附記をするなりすること  
が出来るとは云ふものゝ國稅務裁判所は前數年度に於て懈怠した引當金の積立は追完することを得ない  
と云ふことを判示した(註一)。それにも拘らず懈怠した引當金の積立の追完が行はれたときは、恩給基金  
は追完された引當金の額に於て納稅義務のある準備金 *Reservefonds* たるものと看做すべきであると云ふの  
である。是は税法上の貸借對照表の連續性の原則から抽出される論結である。けれどもかくの如き場合に  
於ては經營支出としての個々の恩給の支拂を控除し得る可能性は存續するのである。

(註一) KStB. 1929, 331.

條件付の恩給の義務 *bedingte Pensionsverpflichtung* は未必的の義務 *Eventualverpflichtung* と同じやうに  
取扱ふことを必要とする。條件が十中九分九厘までは恩給の支拂を豫期しなければならぬと云ふやうな

ものであるときは、未必的の義務は絶対的の義務のやうに取扱はなければならぬ(註一)。

(註一) Gutachten des Fachausschusses Nr. 13/1933 WP. S. 273.

(c) 恩給の附與を求める契約上の請求権の成立しない場合に於ては、任意の出捐の支拂を目的とする準備金の課税の免除は承認されない。かくの如き準備金は納税義務者に於て何時たりとも再び之を取崩すことが出来るのである。之に反して使用人に對して經營よりの脱退後かくの如き任意的の出捐の行はれる場合に於ては、由つて以て「徳義上の義務若は儀禮 *Anstand*」と云ふことに拂ふべき斟酌に適應する所以である以上は「控除を受けることの出来る經營支出として承認しなければならぬ(註二)。

(註二) 民法第五百三十四條に規定して曰く、「徳義上の義務又は儀禮と云ふことに拂ふべき斟酌に適應する贈與は返還の請求及び取消を受くことなし」と。此の種の出捐は自然債務 *naturalis obligatio* の履行たるものと認められる。

(d) 恩給供與の義務は獨り經營に於ける勞務の給付に對してのみに止まらず、其の場合にも負擔される。特に營業の引受に際して前所有者又は其の使用人に對して恩給権の與へられることが稀でない。稅務官署は此の場合には其の營業を引受けた會社の支拂ふべき年金は營業の賣買代金の一部を成すものであると云ふ見解を奉じて居る。年金の負擔は貸借對照表の消極の部に掲ぐべきものであるが、併し之に相當する額は積極の部にも登載すべきである(註一)。

(註一) R.F.H. im KStJ. 1934, 596 並に「二七」の5を参照せられたい。

年金が營業上の行動を斷念するのに對する對價として、権利者に對して供與される場合に於ても同じことが云ひ得られる。

恩給若は年金を請求する権利が、恩給若は年金は利益からして支拂ふべき旨の取極めを以て供與される場合には、原則として同じことが云ひ得られるのであるが、併し普通はかくの如き義務に於ては其の行はれた支拂は控除を受け得べき經營支出たるものとして取扱ふことを必要とするであらう(註一)。

(註一) *Vagerow DStZ. 1936, 1519* を参照せられたい。之に異なる見解を樹立して居るのは *R.F.H. KStJ. 1932, 303* けれども此の後なる判決は通常の元資債務の償還に關するものである。尙ほ「二七」の5をも参照せられたい。

2 未だ取立てられない配當金及び社債の利子 *nicht erhaltene Dividenden und Anleihezinßen* 並に資本の減少に因つて負はしめられる株主に對する支拂は會社の債務たるものである。此の會社の債務は法定の書式の爾他の項目の下には列せしめることは出来ないものであるから、是亦其の他の債務の下に掲ぐべきである。

3 稅法上は所謂改良證券 *Besserungsschein* を消極の部に掲げること認められて居らず、従つて支拂は利益に加算されて居る(三八)。けれども債務は利益からして履行することを必要とするの事情は、其の本來の性質を變更するものではないのであつて、従つて今日の見解は徳義上の義務を成すかくの如き債務の承認を必要とすることであらう。會社財政の整理の爲に發行される改良證券も亦稅法上消極の部に掲

げることには許されなす。

(10) a 其の他の消極財産

此の其の他の消極財産と云ふ項目は貸借対照表の書式中には規定してない。此の項目は「運轉資産の其の他の物件」と云ふ積極項目に相當するものである。消極の部の繰延項目、例へば前金拂を以て受領した賃借料はそれが計算界限の項目の下に屬しない以上はこゝに收容することが出来るのであるし、更に貫通して居る項目 *durchlaufende Posten* はそれが「引當金」の下に掲げられない以上はこゝに收容することが出来るのである。

(VI) 計算の界限に役立つ項目

相當する積極項目について述べた所のものはこゝにも通用する。「二四」の (IV) を参照せられたい。

(VI) a 年度純益と利益繰越金

相當する積極項目について述べた所のものはこゝにも通用する。「二四」の (IV) a を参照せられたい。利益配當が百分率若は百分率の便宜な分數を以て確定され、殘餘の額は新しい計算に繰越されるのは商業の一般慣習に基くものである。百分の〇・五より少い分數は原則として利益配當としては分配されない。利益の繰越が此の範圍内に在る以上は貸借対照表が株主總會に依つて確認され、且少數意見が資本總額の百分の五を算する場合にあつても之を取消すことは出来ない。年度利益 *Jahresgewinn* は利益の繰越をも包

含するけれども、利益の繰越は別に前欄 *Vorzugsrechte* に於て之を報告することを必要とするのである。

C 貸借対照表中に於て附記を施すべき資産物件

〔二六〕

保證 *Bürgschaft*、手形保證 *Wechselsbürgschaft* 及び小切手保證 *Scheckbürgschaft* 並に擔保契約 (*gewährleistungvertrag*) に基く債務は未必的債務 *Eventuale Verbindlichkeit* (〔二七〕の (5)) に屬するものであつて、本來貸借対照表中には登載されないのを常とするか又は登載されるにしても蓋然的の請求 *wahrscheinliche Inanspruchnahme* に相當する額を以てさなければ登載されないのを常とするものである。普通に はかくの如き義務にはそれと等價の求償權が對立するのが常であるが、かくる場合に於ては保證の義務は諸債務の下に、求償の債權は債權の下に掲げることが出来るやう。けれども此のことは貸借対照表の數字を不必要に擴大する結果を導くであらう。されば新株式會社法(第三百三十一條第七項、商法第二百六十一條b)は債務及び之に對立して居る等價の求償權は只貸借対照表中に附記して置くべき旨を規定して居るのであつて、附記は貸借対照表の前欄に於てすることも出来ればまた其の脚註として附記することも出来るのである。併し乍ら此のことは求償權を存することなくして請求の蓋然性を存し、其の到來を豫期することを得べき場合に債務を貸借対照表自體中に登載すべき義務を解放するものではない。保證の義務は假令當初は現實のもの *aktuell* ではない場合にあつても兎に角一つの危険たるものであり、事情に依つては

それ所か會社にとつての一大危険をさへ成すことがあるものであることが實際上からして明白となつたからこそ法律の規定が設けられたのである。保證に基く義務が抵當權を以て擔保される場合には、之を貸借對照表の本欄中に登載すべきであるか、それとも貸借對照表中に於ては單に附記を施すに止むべきであるか不確實に考へられることがあり得るであらう。前の方法、即ち之を單に附記するに止めるのが正しいやうに考へられる。何となれば株式會社法は第三百三十一條B V 2中に於て抵當權を掲げることが要求して居るからである。此の場合には求償權はそれが等價である以上は是亦貸借對照表中に登載する必要がある(註一)。

(註一) 同說 Schlegelberger § 261 n. Ann. 25.

擔保契約 (Ewählleistungs- (Vantantie-) Verträge は自己の義務に對する擔保たるものではなく、又は例へば給付の擔保 Leistungsparantien、擔保手形 Kautionswechsel、違約金 Vertragsstrafe の如きものに對する附加的擔保 zusätzliche Sicherheit たるものでもない。場合に依つてはかくの如き貸借對照表の上からでは明白でない負責關係 Haftungsverhältnis を營業報告書中で報告すべく、かくの如き義務からして經常的の費消、例へば建築の實施の場合に於ける費消の如き費消を生ずる場合には相當の額を消極の部に掲ぐべきである。保證 Bürgschaft も亦擔保契約の下に屬するものではなく、寧ろ擔保契約と相並んで特に指示されるものである。擔保契約とは寧ろ或る一定の結果を保證する義務を會社が負擔することを内容とする契約

のみを謂ふ。例へば競賣に際して抵當權が不足額を生じないこと、有價證券の賣却に際して一定の價額が得られること、又は或る企業が一定の収益を生ずることなどを保證する義務を會社が負擔することを内容とする契約である(註一)。此の義務は貸借對照表中に之を附記することを必要とする。擔保に基く請求を豫期しなければならぬ蓋然性が非常に大であるときは、貸借對照表中で引當金の下に此の義務を收容すべきである。

(註一) 反對 Schlegelberger § 261 h. Ann. 3.

#### D 貸借對照表に掲げられない資産物件

#### 〔二七〕

(1) 普通の商人の慣行に依ると、雙務契約に基く請求權は其の一方の側からして給付の行はれない間は之を貸借對照表上に載せることは出来ない。何となれば商人は法律關係 Realverhältnis を帳簿に記載するものではなくて、營業上の事實 (Geschäftsfall) を帳簿に記載するものだからである。其の主なる適用の場合は賣買、交換、賃貸借及び雇傭などの各契約である。かくの如き契約の場合にあつては給付と反對給付とは平衡を保つて居るものであると云ふことから出發しなければならぬ。従つて資産物件は貸借對照表の雙方の側に於て平等の價額を以て掲げられることを必要とするであらう。かくの如き措置は貸借對照表の不必要な擴大を招來する虞がある。けれども雙務契約の一方の部分の給付された場合にあつて

は、此の給付に對して取得された債権を貸借對照表中に掲げることが出来る。是は繰延項目の形態でも行はれることが多い。例へば利息、賃借料、俸給等の豫め支拂はれた場合若は反對給付の豫め受領された場合に於ける所である。

(2) 一般の公課 *Abgabe* の性質を有する公法上の種類に屬する義務は貸借對照表には屬さない。かくの如き義務は資本化 *Kapitalisieren* することは出来ない。此の種類に屬するものは特に物的負擔 *Realkasten* である。一回丈の分擔金 *Beitrag* は違ふ。負擔たる相隣者の分擔金 *einzelne Anliegerbeitrag* は貸借對照表に收容されるけれども、土地の取得價額若は製作價額を大ならしめる(註一)。一九三六年九月三十日の法律に依つて相隣者の分擔金は十年賦を以て償却すべき年金の形態に於て納付するの道が開かれた。

(註一) Scholz, *Haarbuch des gesamten öfentlichen Grundstücksrechts* Bd. II, 236 Anm. 32. RPH. im RStB. 1935, 296 Nr. 274.

(3) かやうな次第で法律上の義務の若干者は貸借對照表中には全然掲げられない。蓋し是等の義務にあつては數人の者が唯一箇の給付を致すことを必要とするなり、又は一人の者が同一の給付に對して數個の義務を負擔するなり、唯一つの經濟上の結果のみを目標とする數個の義務たるものだからである。是等すべての場合を通じて給付は只一度丈しか貸借對照表中に收容することは出来ない。いろ／＼の給付の中で何れを貸借對照表中に收容すべきであるかは、一部は法律中で定められてある所であり、一部は適正なる簿記の原則からして判明する所である。けれどもすべての場合を通じて貸借對照表中に於ける附記の方法

に依るなり、又は營業報告書中で報告をするなりして特別の關係を解明することを必要とする。第一の分類(數人が唯一の給付の義務を負ふ場合)に屬するものは保證、連帶債務、第三者の爲にする擔保の提供であつて、此の場合には義務が抵當權を以て擔保されない以上は貸借對照表中に於ける附記が要求されて居る。

第二の分類(一人が數個の給付の義務を負ふ場合)に屬するものは爲替手形の引受並に約束手形の振出である。手形債務乃至小切手債務はこゝに收容されるけれども、基本となる債務は貸借對照表中には收容されない。抵當權、土地負擔及び定期土地負擔 (*Grundschuld und Rentenschuld*) にあつては物的負擔 *dingliche Last* は貸借對照表中に登載されるが、保全抵當權とか質權の設定とか譲渡擔保とかの如き自己の給付に對する從屬的の義務の其他の場合にあつては、貸借對照表中には對人的債權 *Persönliche Forderung* 丈が掲げられる。負責關係に關しては營業報告書中に於て報告を爲すことを必要とするのである。

手形及び小切手の授受に基く裏書の義務 (*Überschreibung*) も亦商品債務若は其の他の債務に對する附加的義務 *zusätzliche Verpflichtung* たるものである。蓋し裏書に基く義務は支拂の行はれない間は當初の債務と相並び成立するものだからである。裏書に基く負責は専ら營業報告書中に於て報告すべき旨の法律の規定が此の場合に干渉する。けれども裏書に基く義務は手形が不渡となり、それと同等の價額を有する求償權が成立しない虞のある場合には貸借對照表中に登載すべきものである。



轉々流通せしめることなく寧ろ單に擔保として役立つに止める旨の取極を以て交付された手形（例へば債務の擔保の爲に銀行に交付される所謂流動資本化手形 *Mobilisierungswechsel*）も亦貸借對照表中に登載されない附加的義務たるものである。貸借對照表中には擔保された債務が掲げられるのであつて、手形に基く義務は専ら營業報告書中に掲ぐべきものである。

所謂銀行金融手形 *Bankfinanzierungswechsel* も亦之に屬する。即ち例へば或る銀行が或る會社に十萬馬克の信用貸を供與し、此の信用を低利ならしめる *verbilligen* 爲に銀行が會社に其の引受 *Akzept* を提供したとする。換言すれば會社は銀行宛の手形を振出し、其の手形は銀行に依つて引受けられるものとする。此の場合にあつては會社は手形の引受を爲す銀行又は他の銀行について當該の手形の割引を求めるところが出来るが、満期日 *Verfalltag* までには手形資金の調達 *Deckung des Wechsels* 若し手形の支拂延期 *Prolongation* の爲に配慮しなければならぬ。此の場合にあつては會社の受ける銀行の當座貸 *Bankkredit* は貸借對照表の消極の部（V九）に掲げられるし、手形の振出に基く義務は専ら營業報告書中に掲げられる。是は外國爲替相場維持の爲の手形 *Kursstabilisierungsstratte* や、其の外寄託擔保手形、*Depotwechsel* にしてカルテルやシンデケートが普通其の所屬會社に向つて契約上の義務を擔保する爲に其の振出乃至は受領を要求する所のものについても云ひ得られることである。

(4) 未必的の義務 *Eventualverpflichtung* も亦貸借對照表中に收容することを必要としない義務に屬す

る。かゝる債務が貸借對照表の上からは明白でない以上は、營業報告書中で之について報告を行はなければならぬ（株式會社法第二百二十八條第二項第六號、商法第二百六十條 a 第三項第五號）。此の義務は現在存在して居る義務負擔原因 *Verpflichtungsgrund* に基く義務であるが、併し義務の發生は將來の不確實な事實に依つて左右される所のものである。義務が其の原因上は確定して居るけれども然も其の額には疑がある場合には、それは未必的の債務 *eventuelle Verbindlichkeit* ではなく寧ろ現實の債務 *effektive Verbindlichkeit* たるものである。けれどもまた他の半面に於ては義務の原因は既に成立して居ることが必要である。それは例へば契約（組合行爲 *Konzernabschlüsse* の場合に於ける拂込の義務、損害賠償の義務、又は引受けた擔保に由る賠償給付の義務等の如き）であることもあり、乃至はまた法律（土地に及ぼす鑛業上の損害に基く賠償の義務又は不法行爲に由る損害賠償の義務等の如き）であることもあらう。所謂訴訟の危険の場合にあつては義務の原因は半ば契約であり（主張された債權が契約に基く限りは）、また半ば法律（訴訟費用の負擔の義務に關する限りは）である。

未必的の義務につき營業生活に於ける通常の經驗に依れば債務の發生を豫期しなければならぬ場合（「二六」IVの2）にあつては、引當金を積立てるのが適正なる簿記の原則に合致する所以である。貸借對照表上相當な引當金が明白でないときは、此の義務は營業報告書中に掲げることが必要とする（株式會社法第二百二十八條第二項第六號、商法第二百六十條 a 第三項第五號）。

(5) 利益からして履行すべき債務は通説たる見解に依ると貸借対照表中には收容することは出来ないことになつて居る。けれども此の見解は適切でない。此の債務は寧ろ利益の獲得と云ふことを以て條件とする債務たるものである。されば此の債務は原則として利益の全然獲得されなかつた場合に限り貸借対照表に登載されないのである。何となれば利益の全然獲得されない場合には此の債務は全く成立しないからである。このことは利益協同關係 (Gewinngemeinschaft) に由来する一切の義務、特に利害協同關係 (Interessengemeinschaft) に由来する一切の義務、竝に取締役及び使用人の歩合報酬を收受する権利 (Bezugsrecht auf Tantieme) 竝に監査役の定額の報酬が利益よりして支拂ふことになつて居る場合には、是等の關係に基く一切の義務について云ひ得られることである。利害協同關係の場合にあつては此の目的の爲に豫備貸借対照表 (Vorläufig) なるものが作成されるのであるが、此の豫備貸借対照表は引渡すべき利益の算出にのみ役立つのであつて、法律上の意味に於ての貸借対照表と看做すことは出来ない。取締役及び使用人の歩合報酬並に利益よりする監査役への定額の報酬も亦終局的の利益の計算に先だつて調査され (假令正式の豫備貸借対照表に於てはせずとも)、利益から控除されるのであつて、従つて終局的の貸借対照表中では此の義務は既に斟酌されるのである。第三者、例へば特許權者若は免許を受けた特權者 (Inhaber von Patenten oder Lizenzen) に屬する利益持分についても亦同じことが云ひ得られる。被保險者に當該の營業部門よりする利益についての持分を供與する保險會社の義務も亦之に屬する。されば保險會社の貸借対照表の書式

は、利益の持分に對する請求權は之を貸借対照表中に登載することを必要とする旨を規定して居るのである。利益關與の負擔 (Gewinnbeteiligungslast) として支拂ふべき額は税法上も控除を受け得る額として承認される。之に對して積極の部に掲げることの出来る經濟財の對立するものを存するときは、此の經濟財を積極の部に掲げることが必要とするのである(註一)。

(註一) Böhler S. 149 並に「二五」のVの末尾を参照せられたい。

之に反して重疊的の配當を受ける權利を伴ふ優先株に基く請求權 (Ansprüche aus Vorzugsaktien mit kumulativer Dividendenberechtigung) 竝に——主なる場合として——享益證券 (Genussscheine) は、貸借対照表上明白となる利益からして履行すべき義務であつて、従つて普通には貸借対照表中で斟酌されない義務に屬する。此の享益證券は利益又は清算殘額 (Liquidationstüberschuss) 又は此の兩者への關與を求める債權的請求權 (obligatorischer Anspruch) を與へるものである(註二)。享益證券は利益が獲得された場合に初めて利息を附する義務の發生を見ることによつて、また會社の清算 (Abwickelung) に際して積極財産が消極財産を超過して居る場合 (清算殘額 (Abwicklungsüberschuss)) に初めて償還の義務が發生することによつて債務證券と區別されるものである。普通會社は何時たりとも一定の額を支拂つて享益證券を償却し、又は年々抽籤を以て之を償還するの權利を留保するものである。けれども個々の享益證券の隨意の買入 (Fehländiger Ankauf) 又は其の償還は此の場合にあつても只純益からでなくては之を行ふことを許さない。さもない

と利益は減少し、此の利益に對する關與を求める他の享益證券の權利を削減することとなるからである。尙ほ享益證券に於て證券化されて居る權利の内容は具體的の場合に依つて區々たるものがある。純益への關與は株主に先だつても行ふことが出来るし、或はまた株主が優先配當 *Vorvidande* を受けた後に至つて初めて行ふことも出来る。享益證券の所有者は株主に於けると同一の權利を以て純益に關與することも出来る。同様にして清算殘額への關與も株主に先だつて行ふことも出来れば、株主と平等の權利を以て行ふことも出来るし、また株主が其の拂込金と等價の償還を受けた後に行ふことも出来る。かゝる差別は享益證券の發行された目的の異なるに従つて區々たるものがあるのであつて、會社の發起人に對して其の設立行為の報酬として、乃至は發起人の引受けた株式の額を超える價額の拂込の對價として享益證券の發行されることもあるのである。普通には享益證券は貸借對照表中に登載することは出来ないものであるが(註二)、併し例外もあり得る。即ち享益證券の發行は新しい株式の發行に於けると同一の目的に役立つことが出来る。何となれば新しい株式の發行の方法では會社には新しい資本が得られるけれども、此の新しい資本は減價消却や缺損を除く爲に使用する譯にはいかないからである。此の場合には會社の收受する所となつた價額が利益としての分配から除外されるやうにする爲、享益證券を貸借對照表中に登載する必要がある(註三)。此の場合は會社の自己資本に屬する一種の準備金に外ならない。實際上に於ては享益證券は主として會社財政の整理の爲に利用されて居るのであつて(註四)、また特にかゝる目的に適するものである。何となればかくの如くにして資本の減少 *Kapitalherabsetzung* を行ふことなくして缺損を除去し若

は必要な減價消却を爲すことが特に得しめられる次第だからである。加之從來は享益證券を發行するには株主總會の決議を必要とはしなかつた。けれどもまた他の半面に於ては享益證券は後の資本増加若は合併にとつて著しい困難を成すものである。かくの如き享益證券を貸借對照表中に掲げる義務は成立しないのであつて、貸借對照表への登載は實際また享益證券を償還する爲の準備金の積立てられる程度に於てのみ、又は當該の年度内に享益證券の所有者に對して支拂ふべき利益の部分が貸借對照表中に登載される程度に於てのみ可能であるに止まるものである。今日では株式會社法(第七十四條第三項)に依れば享益證券(今日では享益權 *Genussrechte* と稱せられて居る)の發行には株主總會の決議が必要であり、此の決議は資本の四分の三の多數の同意を必要とする。併し定款を以てそれよりも少い多數を規定することも出来る。此のことは改良證券 *Besserungszahlung* (註五)には通用しない。

(註一) 新に發行すべき株式の引受を請求する權利は、新株式の發行に關する決議に先だつて確約 *zusichern* することは出来ない(株式會社法第五十四條第二項、商法第二百八十三條)。此の規定は一八八四年の改正法に依つて獨逸普通商法典中に組入れられたのであつて、此の時以前にあつては發起人にかくの如き權利の確約される場合もあり、そして此の確約は享益證券の形態に於ても爲すことが出来たのである(發起人の權利 *Gründerecht*)。從來は一八八四年以前に與へられたかくの如き種類の權利は有效なるものと認められて來たのであるが、然も大審院は一九三六年二月七日の判決 (*abgelehnt in der „Deutsche Justiz“*, S. 614) 中で此の昔乍らの發起人の權利をも無効たるものとして判示した。善良の風俗に反すると云ふのが其の理由であつた。

(註二) Schlegelberger § 260 a Anm. 22; RG. 81, 22.

(註三) 即ち例へばコークス製造及び化學工業株式會社は其の一九三二年までの貸借對照表中に一千萬馬克の享益證券を掲げ、またスタンダード電氣株式會社は一九三二年末まで千五百萬馬克の享益證券を掲げて居たのである。

(註四) 即ちルドルフ・カールスタット株式會社は一九三三年に一千萬馬克の享益證券をば同額の債權の免除と交換的に自分の銀行債權者に交付した。此の享益證券は一九三六年に其の三分の一を現金で償還され、殘餘の三分の二に對しては平價を以て株式が發行された。またコストハイム合同植物纖維及び製紙工業株式會社は一九三〇年に六分利付七百萬馬克の社債券を發行した所が、一九三二年に銀行シンヂケート團 Bankenkonsortium は社債債權者に對し各一千馬克の社債券につき、優先株に對する六分の配當後に殘存する年純益の四分の一から各百二十五馬克を以て抽籤償還すべき享益證券二と現金三割とを提供した。此の契約は後に至つて享益證券の所有者から取消を申立てられ、大審院は再三此の訴訟事件を取扱はされた。契約についての議決に關與する銀行債權者 Bankgläubiger の權利が争はれたのであつた。

(註五) 改良證券についてはそれが決して債權者に新しい權利を與へるものではなくて、寧ろ單に其の從來の權利を制限するに止まるものであることが大切である。

一九二五年七月十六日の價值回復法 Aufwertungsgesetz 第三十七條乃至第四十四條 (舊占有享益權證券 Altschuldgenussscheine) に所謂享益權 Genussrecht は特殊の享益證券であつて、此の享益權は百分の十五を以て價值を回復された工業債券 Industrieobligationen の舊占有者に對して發行され、債券の百分の十の金馬克額を券面額とするものであつた。けれども此の券面價 Nennwert は此の額に於て何等かの債權が成立して居るかの如き意義を有するものではなくて、寧ろ單に純益や清算利得金 Liquidationserlös への關與についての計算上の基礎 Berechnungsgrundlage を成すに止まるものである。會社の債務は會社が享益權の代りに追加的價值回復 Zusatzaufwertung 又は現金を以てする償還 Parahinderung の何れか一方を提供する自分の權利を行使する場合に初めて發生するのである。價值を回復した工業債券及び類似の債券に關す

る一九三四年九月二十五日の命令並に一九三五年十二月十八日の同一事項に關する法律は享益證券の此の性質については何等變更する所はなかつた。けれども享益證券の所有者は從來は株主が少くとも六分以上の配當を受けた後に至つて初めて利益の分配を受けることになつて居たのに反し、現今では株主に對して優先的に給付する制度は廢止された。利益の分配は三分五厘の配當までは株主及び享益證券の所有者は同一の歩合を受けるけれども、それより以上の配當の行はれる場合に於ては殘餘額 (けれども利益を受ける權利を有する者 Gewinnberechtigten) の間に分配すべき金額の二十分の一以下) を享益證券の償却に使用することを必要とする。今或る株式會社が百萬馬克の資本金を有し、券面額十萬馬克の享益權が成立して居るものと假定せよ、今此の株式會社が六分の配當をするものとすると、享益權者も亦六分の配當を受けるのであつて、即ち此の享益權者の受ける配當總額は六千馬克である。其の中三分五厘、此の金額三千五百馬克は利息であつて、二千五百馬克は償却に使用されるのである。けれども株主に對して配當した金額の五分以上は償却の爲に使用することを必要とするのであつて、株主は六萬馬克を受けたのであるから前記の二千五百馬克の外更に五百馬克、合計三千馬克、即ち六萬馬克の五分に相當する金額を償還の爲に使用することを必要とするのである(註一)。

(註一) Krause WTr. 1935, 80 を參照せよ。ウッペル (Wipper WTr. 1936, 106) に依ると五分の計算の場合にあつては享益證券に對する利子は追増して六萬三千五百馬克の五分、即ち三千七百七十五馬克を償還に使用することを必要とする。即ち前記の二千五百萬馬克の外更に六百七十五馬克を配當することを必要とするのである。

會社が抽籤 *Losung* 又は解約告知 *Kündigung* の方法を以て享益證券を取得したときは、此の證券に於て證券化されて居る権利は消滅する。従つて享益證券は滅却しなければならない。之に反して享益證券が會社に依つて行當りばつたり *Teilhaber* 取得された場合にあつては享益證券を再び發行するかそれとも之を消却するかは會社の選擇する所に一任される。其の疑ある場合には後者を認むべきであらう。さもない場合には享益證券は積極の部に掲げることを得べき物件を成すものである。享益證券は其の他の有價證券に於けると同様に評價するを要する。

税法上は享益證券に對する配當は本來から云ふと利益から控除しなければなるまい。蓋し享益證券は社員權 *Members Anwartschaft* を具體化して居るものではなくて、單に債權 *Forderungswert* を具體化して居るに止まるものであるからである。けれども團體税法第七條第二段は之には反對であつて、「資本會社の利益及び清算利得金に關する關與を求めず各各種の享益證券に對する利益配當は所得を減少せしむることを得ず」と規定して居るのである。されば國稅務裁判所は享益證券に對する利益配當を株式に對する利益配當と同様に取扱つて居る(註一)。けれどもまた他の半面に於ては資本金の百分の四を超える利益配當の最低課税を計算するに當つても、獨り資本金のみに止まらず享益證券資本 *Genusschein-Kapital* をも斟酌することを必要とするものである(註二)。だが價値回復法に基いて附與された享益權については例外を存し、舊占有享益權 *Altbesitzgenussrecht* に對する利益の分配は、一九三六年の査定準則(B III 3 第五

項)に基いて資本收益よりする租税控除 *Steuerabzug vom Kapitalertrag* には服せな(註三)。かやうな次第で其の債務法的性質は承認されて居るのであるから、會社は團體税法第七條第二段に反してかくの如き享益證券に對する利益の分配を利益よりして控除するの權利を持たなければなるまい。それにも拘らず此の問題はまだ充分には解明されて居ないのである(註四)。

(註一) 之に反して株主に對して無償を以て提供される享益證券資本は無配當株 *Gratkapital* とは異り分配された利益 *ausgeschütteter Gewinn* たるものではない。されば會社は享益證券資本からは資本を收益よりの租税控除をも行ふことを必要としない(RFH. im RStB. 1934, 582)。

(註二) 此のことは國稅務裁判所の判決(RFH. 39, 219)の確認した所である。此の案件はイルゼ鐵業株式會社が三千八百萬馬克の株式資本と三千二百二十萬馬克の享益證券資本に對して合計六分の利益配當を行つたと云ふ案件である。國稅務裁判所は此の場合團體税法第七條の規定は従来の法律状態の變更を意味するものではないと云ふ見解から出發して居るのである。

(註三) 一九三六年の査定準則(C V 四)も同説である。されば最低課税 *Mindestbesteuerung* も亦問題たるものではない。尙ほ *Kennernrecht* S. 654 Anm. 6, 716 Anm. 14. を參照せられた。

(註四) Spohr, Die Behandlung der Genusscheine und Altbesitzgenussrechte im Körperschaft-, Einkommen- und Vermögenssteuerrecht BankA. Jg. 1936, 173 を參照せられた。

世間は享益證券や享益權の存在に關して充分に教示されて居ないと云ふ點について再三反覆して苦情が唱へられた。商法(第二百六十條 a 第三項第四號)は當該營業年度の經過中に享益證券が發行されたかどうかと云ふことの報告書を營業報告書中で要求したのであるが、一九二八年十月二十四日の命令中では價値回復の享益權 *Aufwertungsgenussrecht* の流通は毎年貸借對照表の公告と同時に會社の公告登載紙に公告

を爲すべき旨が規定されて居る。併し貸借対照表以外に於て爲す公告は看過され易い嫌がある。今後は獨り營業年度内に發行された享益権のみに止まらず、現に成立して居る享益権も營業報告書中で報告しなければならぬことになつて居る（株式會社法第二百二十八條第二項第五號）。

(6) 最後に秘密積立金 *the Reserve* も亦貸借対照表中には掲げられない。秘密積立金の積立を許すのが國民經濟上若は經營經濟上の見地から見ても正當なことであるかどうかと云ふ争には、今こゝでは深入りをして居る譯にはいかないが、兎に角商法典は獨り評價に關する規定を以てして秘密積立金の積立を規定して居るのみに止まらず、任意的の秘密積立金の積立をも明示的に承認し、且又かくの如き積立金の積立に關する株主總會の決議の取消につき、資本の百分の五の少數を要求することに由つて之を容易ならしめて居るのである。秘密積立金は經營學の學者(註一)に依つて可也に一般的に非難されて居るし、また著名な法律學者も亦之を排撃して居るが(註二)、株式會社法第三百三十二條の理由書は此の點について次のやうに述べて居る。

「本草案は秘密積立金の積立と其の秘密の取崩しを從來の法律狀態に從つて原則として適法なるものと認めるものである。惟ふに理事者が自分の義務を辨へないで秘密積立金を濫用したことが過去に於てあつたとしても、それにも拘らずまた他の半面に於ては一定の剩餘資本 *Kapitalüberschuss* を積立ると云ふことは、經營に依つては正に避けることの出来ない必要であることがあり得るのであつ

て、然もそれは秘密積立金の積立の方法を以てするに非ざれば達成することの出来ないことが少くないのを斟酌せざるを得ない。加之苟も評價とし云へば價額の算定について或る程度の餘裕を存することを前提とし、從つて過小評價の禁止を實際上に貫徹することが出来るものであるかどうか疑はしいやうに思はれる。されば一般國民經濟上の見地よりするときは秘密積立金の禁止と云ふやうなことは到底辯護する譯にはいかないのである。此の故に本草案は獨逸法學士院と協調して現行の法律狀態を墨守し、第三百三十一條第五項の區分に關する規定中では只架空の債權者を消極の部に設けて秘密積立金を積立てること竝に債權と債務とを相殺することを禁止して居るに過ぎない。加之年度決算書の區分に關する廣汎な規定も亦秘密積立金の積立を制限するに足りるであらう。」

(註一) 特に *Schnakenla h., Grundlagen dynamischer Bilanzlehre* 3. Aufl. S. 288 ; F. Schmidt, *Betriebswirtschaftliche Konjunktur-*

*lehre in //* Die Handelshochschule/ Bd. V, Berlin 1922 ; Walz, *Bilanzwahrheit und stille Reserven* 1935 ; Herbig, *Deutsche*

*Justiz* v. 13. 11. 1936 ; Lier, *Zeitschrift der Akademie f. D. Recht* 1936, 919 ; を参照ありたい。尙ほ外國に於ける見解につい

ては Stadt, *Die privatwirtschaftliche Erfolgserrechnung in den Ver. Staaten* 1935 S. 231 ff.

(註二) 同説 *Passow* I 117, 125 f. II 96 f. ; *Schlegelher* 8 260 f. A m. 17—18 は全然別個の見解を奉じて居る。

わけても大企業（其の典型的の形態は株式會社である）の収益は、經濟生活の通常の経過に於て既に甚しく動搖することを免れないものであるが、堅實な經營を誇る理事者は利益の分配に際して極力かやうな動搖の生ずるのを避けるのに努力する。換言すれば配當を安定させる政策を執るのを常とするのである。

何となればさもないときは當該企業の株式は投機證券 *Spekulationspapier* たるの性質を具へるに至る處があるからである。秘密積立金の目的は公表の積立金を以てしても達成することが出来ると論ずるのは間違ひである。公表積立金 *offene Reserve* の積立についての株主總會の決議は新株式會社法上も取消すことの出来るものとなつて居るの一事は暫く置いて問はずとも、貸借對照表上に麗々と損失を掲げた、又は公表積立金を以て其の償却を行ふが如きは株主の不安の念を喚起し易く、事情によつては加之利害關係者の更に廣汎な範圍をも不安ならしめる結果を導くであらう。公表積立金も秘密積立金も是れ等しく經濟生活の經過に於ける損失の衝撃を遮り止める緩衝機的作用をするものである。蓋し經濟生活に於ては獨り通常の動搖のみに止まらず時には重大な危機をも豫期しなければならぬのであつて、かゝる危機を超越するには公表積立金のみを以ては不充分たることもあり得るのである。今日幸にして尙ほ幾多の大企業が數十年、否、數百年にすら互る存立を誇りつゝあるとは云へ、かゝる長年月に互る企業の壽命は公表秘密の兩種の積立金を以てする相當の基礎が無かつたとしたら、殆ど想像することは不可能なのである。勿論秘密積立金の取崩しに由つて理事者の失策を隱蔽し、もはや存在して居ない収益性を誇張することのあるのは争ふ譯にはいかなない事實であるけれども、併しかゝる保護の必要は貸借對照表や損益計算書をこまかく區分することにより、また前年度の年次決算書との著しい相違は解明することを必要とする旨の規定に依つて充分満足させてあるのである。

秘密積立金を積立てるには本來いろ／＼の方法がある。

(イ) 積極財産の過小評價である。是は貸借對照表の積極の部に於て過小評價を行ふなり又は消極の部に於て評價修正項目を設けるなり乃至は債務を過大評價するなりして行ふのである。

(ロ) 積極財産を掲げず乃至は架空の消極財産を設けるのである。

(ハ) 損益計算書中で収益を遺脱し乃至は架空の費消を載せるのである。是は必然的に貸借對照表(イ若はロの場合)にも作用を及ぼさざるを得ないのである。

適法な方法としては秘密準備金 *verhüllte Rücklage* は積極財産を過小評價する以外の方法を以ては積立てることは出来ない。架空の消極財産を登載するのは貸借對照表の眞實の原則 *Bilanzwahrlieit* と相容れ兼ねる。

準備金、引當金及び評價修正勘定は諸債務の下に擧げることが評さない旨の區分に關する規定(株式會社法第三百一十一條第五項、商法第二百六十一條、第三項第四段)は、此の貸借對照表の眞實の原則の一つの適用である。けれども同じ原則は過大評價が現存して居る危険に由つて是認されないことを條件として、本來成立して居る債務の過大評價にも適用されなければならぬ。蓋し債務が現實の額若は見込の額よりも多額の額を以て登載される以上は此の債務は現に存在しては居ないのであつて、即ち擬制的の債務たるものだからである。けれども擬制的の債務だからと云つて何も此の債務が「虚構の」*artificial* 債務たることを餘儀なくされると云つた譯のものではない(註一)。

(註一) 理由書の記す所。シュレーゲルベルゲル *Schlegelberger* § 26) b Ann. 24) に依れば引當金を貸借対照表中に掲げる理由の既に消滅したにも拘らず、若はまた損失保證項目 *Delkrederposten* の引續き成立して居るにも拘らず、また債權の辨濟を受領したにも拘らず引當金を存續せしめる場合は、區分に關する規定に對する違反は存するにも拘らず、必ずしも絶對に適正な貸借対照表編成の原則と相容れないものではない。シタウプ (*Staub*, § 26) b Ann. 14 a) に依るもはや不必要となつた引當金を維持することによつて秘密積立金を積立てることが出来ると云ふことになつて居る。

貸借対照表から積極財産を除去するのは貸借対照表の完全の原則に違反することであつて、従つて不適法である(註一)。けれども物件が運轉資金から *aus laufenden Mitteln* 調達されて損益計算書に課せられた場合、換言すれば直ちに零まで消却された場合にあつては資産物件の除去と云ふことは存在しない。此の場合に於ては當該の物件は貸借対照表の基礎である帳簿には記載されてあるのであつて、従つて財産目録中にも登載されてあるのであるが、然も貸借対照表中では評價されて居ないのである。けれども此の場合には價額も比較的少くまた壽命も相當に短い物件に關するものであることを前提とするのであつて、價額も大に壽命も長久的である物件にあつては少くとも一つの備忘項目 *Merkposten* を以てして貸借対照表中に登載することが必要である。さもないときは貸借対照表は取消され得ることとなる(註二)。

(註一) ミュールハイメル鑛業會社の事件に於ける大審院の判決 (RG. 131, 192) も同主旨である。此の判決中では石炭、コークス及び其の他の副産物の貯蔵品は斟酌されて居ないと云ふことが主張されたのである。また RG. 63, 358 の判決中では多額の財産價額の遺脱が認識と欲求を以てして *wesentlich* 資産状態を不實に説明したものととして罪となるものと判示された。被告人は金馬克建開業貸借対照表中で商品で一萬五千馬克、店舖費に於て價額一萬七千六百九十馬克並に債權二萬六千馬克を掲げなかつた

ものである。

(註二) 同説 *Schlegelberger* § 26) b Ann. 23.

収益を損益計算書から除去し乃至は擬制的の費消を掲げるのも同じやうに不適法である。何となればかくの如き處置は適正なる簿記の原則と相容れないものがあるからである(註一)。けれども収益が其の獲得された年度内に於てまた決算もされると云ふことは必要でない。

(註一) 大審院 (RG. 105, 40 ff. 支那海運業會社の場合) は資本の百分の五の少數株主に依る取消請求の場合を除き損益計算書中で収入金額 *Einnahmeposten* (運賃、船舶賣却利得金) の遺脱してあるのを適法たるものとして判示した。とは云ふものゝ RG. 131, 197 に於ては前記の判決から適法性を演繹するのを拒んで居るのである。

積極財産を過小評價することに由る秘密準備金は、帳簿上の殘額 *buchmäßige Überschüsse* が必要な程度を超えて減價消却に利用される場合には株式資本 *Aktienkapital* の減少の際にも生ずることがあり得るものである。資本増加の場合にあつては會社が例へば二〇〇を以て評價される株式をば、二〇〇の價額の資産物件を取得する爲に一〇〇で交付する場合に秘密準備金の生ずることがあり得る。

以上述べた所に依れば秘密準備金は積極財産を過小評價することに由つてのみ積立てることが出来る次第であるが、併し積極財産の價額は確定しては居ないで寧ろ評價に基く次第なのであるから、結局秘密準備金が果して存在するものであるかどうかの問題は非常に疑義を生ぜしめることが多いであらう。何れにしても過小評價が分別ある商人の裁量の程度を超えない場合にあつては、取消され得べき秘密準備金なる



ものは存在しないのである。けれども分別があり且細心でもある商人は評價を爲すに當つて貸借對照表を作成する際に於ける營業上の状態から出發するのみに止まらず、企業の種類と經濟生活の變動とは由つて由來せしめらるべき將來の危険をも斟酌するのを常とする。引當金が將來發生する義務又は其の範圍上まで確定して居ない義務に對して積立てられる限りは、非常に不利である場合に義務として問題となることあるべき最高額が無雜作に登載されるとも、それを取消され得べき祕密準備金たるものと認むべきではない。將來の支出に對する引當金である以上は普通そうであるやうに利益の分配の點に於ける行動の自由が株主總會に與へられずとも、株主は本來利益の分配を斷念するの義務を負ふものではない。勿論かくの如き場合に於ても合名會社について適用のある第二百二十二條の原則を適用することが出来るであらう。從つて會社の明白な損害に歸著するやうなかくの如き引出 *Abhebung* を許可することを必要としないのである。大審院(註一)が舊法の立場からして「恣意に由る」低價評價 *wilkuhrliche Minderbewertung* を取消し得べきものと判示したのは、商人の分別ある裁量を超える低價評價、換言すれば企業を將來も共に堅實で抵抗力あるものとして維持し、期待されるべき危険に對して鞏固な地歩を保たしめんが爲に必要な所のもの、程度を超える低價評價を指すものと解さなければなるまい。低價評價は詐謀 *Arglist* 若は惡意 *Boswilligkeit* に出でるものであつてはならないのは、大審院が前記の判決中で判示した所である。株主總會の多數が配當の支拂を避けて依つて以て少數株主をして其の株式を賣却するに至らしめんが爲の目的を以て、

過當の低價評價を行ふやうな場合にはかくの如き場合を存するであらう。かくの如き決議は取消し得べき決議ではなくして、寧ろ善良の風俗に反する決議として全然無効たるものであらう。

(註一) RG. 116, 120.

祕密準備金に關して開示の義務 *Offenlegungspflicht* が果して成立するものであるかどうか、若し成立するものとしたら如何なる程度に於てあるかと云ふ問題は、此の準備金の積立に關してあるかそれとも其の取崩しに關してあるかに依つていろいろに答へることが出来る。

(a) 準備金が現に存在して居る固定資産若は運轉資産の物件を前年度に於て評價されたよりも低額に評價することに由つて積立てられる場合には、前年度に於けるものに比較して著しい相違である以上は營業報告書中で之を説明することを必要とする(株式會社法第二百二十八條第二項、商法第二百六十條a第一項)。株主總會に於ける株主の報告請求權 *Ankunftsrecht* に關しては「五五」を参照せられたい。祕密準備金の爾後の取消 *nachträgliche Aufhebung* (次の營業年度の貸借對照表に關する決議の場合に於けるやうな)は、祕密準備金の積立が株主に知られて居なかつたと云ふ理由を以て其の根據とすることは出来ない。固定資産物件 *Anlagegegenstand* が讓渡せられ、利益が減價消却に利用されることに因つて祕密準備金の發生した場合にあつては、利益は臨時收益の下に掲ぐべく、また減價消却は減價消却の下に掲ぐべきである。其の間著しい變動の存するときは此の場合にあつても營業報告書中で説明することが必要である。

運轉資産物件 *Umlaufgegenstand* が譲渡され利益が同一の爲に利用されたときは、此の獲得された利益は収益の下に、減價消却は減價消却として掲げるを要する。減價消却と収益とを相殺するのが不適法であることは此の點から生ずる論結である(註一)。

(註一) Schlegelberger § 260 b. Ann. 24 を参照ありたい。之に反して *Landes* は固定資産物件の譲渡から生ずる利益を直ちに當該の固定資産勘定 *Anlagekonto* に繰入れるのを適法であるとして居る。

(b) 秘密準備金の取崩し *Aufhebung* (註一) の場合にあつては固定資産と運轉資産との間に區別を立てなければならぬ。固定資産の場合にあつては獲得された利益は、それが賣却に因つて生じたと高價評價 *Höherbewertung* に因つて生じたとはいはず常に臨時の収益である。之に反して減價消却を減少することによつて秘密準備金を取崩す場合には貸借対照表に掲げる必要はない。取崩が運轉資産の譲渡によつて行はれるときは、通常の營業の取引に關する以上は損益計算書中に於て利益を通常の収益の下に掲げる必要がある。蓋しかくの如き運轉資産の譲渡によつて生ずる利益は、臨時の収益たるものと看做すことは出来ないからである(註二)。(詳細は「二九」の(四)に説明してある)。秘密準備金の取崩しのすべての場合を通じて從來の年度決算書に較べて著しい相違である場合にあつては、營業報告書中で是が説明を爲すことを必要とするのである。

(註一) 引當金の取崩しについては「二九」の(四)に説明してある所を参照せられたい。

(註二) 同説 Schlegelberger § 260 b. Ann. 23; KGSt. 62, 335 の判決も亦此の見解と一致するものである。

## 第五章 損益計算書の内容

### 第一 法定の書式(註一)

〔二八〕 損益計算書 (*Gewinn- und Verlustrechnung*) の區分については貸借対照表について爲されたと同じやうな一般的の留保の適用がある。即ち法定の書式は工業會社及び商品賣買業會社にあてはめて作られてあるのであつて、會社の營業部門が別段の區分を由來せしめない程度に於てのみ適用があるに過ぎない。不動産銀行とか保險會社とか鐵道企業の特種な書式については既に指摘した通りである。信託會社、管理會社 *Verwaltungsgesellschaft*、旅館業及び其の他の交通企業に對しても法定の書式は必ずしも無雜作に適用のあるものではなくて、従つて相當の變更を加へざるを得ない。

(註一) Leiner Nahrung S. 29 ff.; H. Horn, Probleme der Erfolgsrechnung nach § 261 c HGB, bei Ertel Bd. II S. 161; Derselle, Die Gliederung der Gewinn- und Verlustrechnung, WTr. 1937, S. 145; Ruths-Schmalz, Die neue Bilanz der AG, 1932; Derselle im WTr. 1936, 456; Le Courr, Zur urfassen R. form der Verlust- und Gewinnrechnung in „Die Betriebswirtschaft“ 1937, I ff. など参照せられたい。

(1) 改正命令以前には損益計算書の區分については何等法律の規定は存在しなかつた。損益計算書は大

抵極めて大雑把に作られてあつて、主たる項目として一方に取引費用 *Handlungskosten* が掲げてあり、他方には經營利益 *Betriebsgewinn* (總利益 *Kollektivgewinn*) が掲げてあるに過ぎなかつた。されば世間をして企業の内面的關係を從來よりもつとよく認識することを得しめる爲に、費消の側に於てもはたまた収益の側に於ても若干の項目を列擧することが必要であると認められた。凡そ企業の成績にとつて決定的であるのは其の獲得された賣上高 *Umsatz* である。されば損益計算書の一方の側に於ては其の爲された費消を一定の區分に於て掲げ、他の一方の側に於ては賣却された商品より得た利得を掲げることとするならば、只一種の商品を製作し若は賣却する企業にあつては製作された商品には幾何の費用が掛つて居るものであるか、利益の附加 *Gewinnzuschlag* はどれだけの額なのであるかを同時に披露することとなるであらう。何となれば貯蔵商品の項目を前年度の貸借對照表の相當な項目と比較することに由つて、同時に賣却されない商品の手持品は前年度に比較して果して増加したか減少したかを確めることが出来るからである。即ち企業の計算を認識することも得しめられる譯である。けれどもかやうに度を過した開示は恐らく企業の正常な利益を著しく侵害することとなるであらう。そこで改正命令(商法第二百六十一條。II、(1))は賣上高の開示を斷念して其の代りに次の項目を掲げることが要求した。曰く、

「原料、補助材料及び經營材料の爲の費消を控除したる後、商業に従事する者にあつては仕入れたる商品の爲の費消を控除したる後、並に各別に掲ぐべき収益を控除したる後に生ずる額」

と。

此の規定は實際家をば甚しく當惑せしめ、學者には廣範圍に互つて論議を闘はしめるの因を與へた。掲の費消を控除する以前に於ける所謂「額 *Betrags*」とは一體何を指すものであるかと云ふ問題を生じたのである。

法律學者の見解は主として此の額は單に賣上利得金 *Umsatzerlös* を指すものであると云ふに在つた。けれども原料費乃至は商品取得價額 *Wareneinkaufspreis* を控除した後に於ける賣却した商品より生ずる利得金は決して總収益 *Koltertrag* と同一なるものではない。このことは買入れた商品に別段加工することなくして再び之を賣却する商業企業に於てさへもそうではない。何となれば此の場合にあつても費消と収益との差額は、前年度から引繼いだ商品の手持品が年度の終末に存在する手持品と數量上精確に一致する場合に限り經營利益 *Betriebsgewinn* と同一たるものだからである。即ち商業簿記に所謂經營利益に屬するものは獨り賣却された商品のみ止まらず、寧ろ營業年度中に取得され乃至は製作されて然も當該の營業年度の終末までに未だ讓渡されなかつた商品も亦然るのである。營業年度末に於ける商品の手持が營業年度初に於けるそれよりも少いときは、之に應じて少い營業利益が発生したのである。此の商品の手持の變動は損益計算書中に移記する必要がある。例へば營業年度初に於ける商品の手持が一萬馬克で賣上利得金が五萬馬克で年度末の手持が二萬馬克たるものと假定せよ、然るときは所謂「額」は五萬馬克ではなく

て寧ろ六萬馬克である。そして此の「額」からして原料費乃至は商品取得價額を控除することを必要とするであらう。

法定の書式が支出の側につき支拂濟の總貸銀並に俸給及び社會的負擔を掲げることが要求して居る所から困難が生ずる。即ち商業簿記に於ては兎に角製造工業が問題である限りには個々の費用要素 *Kostenanhang* は大抵は分離されず、寧ろ製品 *Erzeugnis* (費用の負擔者 *Kostenführer*) はそれ／＼製品に於て具體化されて居る所の總費用を負擔せしめられるものである。従つて貸銀、俸給、社會的負擔の爲の費消を事後に於て他の費消と分離すると云ふことは大抵の場合に於ては全然不可能なことなのである。

商法第二百六十一條。(II)の(1)に依れば原料乃至は商品取得價額の爲の費消の控除後、そしてまた「各別に掲ぐべき収益の控除後」に生ずる額を掲げることが必要としたのであつたが、併し各別に掲ぐべき収益の列擧は決して遺漏のないものではないのであつて、例へば自己の經營に於て製作した積極の部に掲げられた固定資産、取崩した引當金などはそれが臨時の収益でない以上は掲げられて居ないのであるし、また利害協同關係に由來する填補支拂 *Ausgleichsleistung* も亦掲げられては居ないのである。勿論かゝる収益は特別に之を掲げることが出来るであらうが、然もそれを掲げる義務は成立しないのである。従つて(II)の(1)に依る「額」にはかくの如き特別の収益をも更に附け加へることを必要とするのである。

(2) 實際家は此の困難に對して如何に處するか。

(a) 大抵は法定の書式に従つて損益計算書を作成するに當つては現在高の差額 *Bestandsdifferenz* 丈を修正した賣上利得金、換言すれば現在高が餘分ならば *Mehrbestand* 加算するし、現在高が不足ならば *Minderbestand* 控除を行つた賣上利得金から出發するのを常とする。半成品若は完成品中に例へば貸銀、俸給及び社會的負擔のやうに總括的に掲げることが必要とするの故を以て抽出しなければならぬ費消、又は原料費若は商品取得價額のやうに相殺しなければならぬ費消が含まれて居る場合には、やゝこしい計算が必要であつて、然も此の計算は精確を期する譯にはいかないのである。或はまた統計上の目的の爲には充分であるけれども商業簿記の本質とは相容れない評價を以て満足しなければならぬ(註一)。次に特別に掲げることが必要としない其の他の収益は「額」に加算される。勿論義務的検査 *Prüfung* に際しては元帳 *Hauptbuch* の勘定が第二百六十一條。(1)に依る損益計算書の數と一致しないときは、時に此の點からして困難は生じたけれども、損益計算書の數字が元帳の勘定に基き又は適正なる貸借對照表の附屬書類 *Bilanzanlage* に由つて證明され得る場合には、之を以て確認の附記 *Bestätigungsvermerk* を爲すに於ての障礙とは認められないのである(註二)。

(註一) 此の點について獨逸金銀精鍊所の一九三二年の營業報告書は次のやうに意見を表明して居る。「損益勘定は今次は著しく違つた様子を示して居る。かくの如き法律の新に規定して居る收入支出の原始的な排列は生きた簿記の一斷面を再現するものでは

なくて、寧ろ事後に著大の時日を費して基礎たる簿記に基いて整頓することを必要とするものであることは、苟も専門家である以上は誰でも知つてゐることである。決算の状態 Bilanz ist は之に由つて毫も明確とはならないのである。右側に於ける此の技巧に由つて生じた大きな収入金額は貸借対照表作成の技術上普通に行はれて居る何れの概念にも合致するものではない」と。

(註一) v. Hoesslin, Z. f. Handelsw. F. 1936, 357.

(b) 經營經濟上の實際家達(註一)は經營簿記 Betriebsbuchhaltung なるものを全然營業簿記 Geschäftsbuchhaltung(財政簿記、Finanzbuchhaltung)から分離して、此の二つのものをして別々の勘定組織を成すに至らしめやうと云ふ提案をした。經營の費消はすべて「經營」勘定に於てせられ、次いで經營簿記に記入されて費用負擔者 Kostenträger と費用箇所 Kostenstellen とに従つて分配される。經營の給付は「取引」(Geschäfte)に向つてせられるのであつて、此の場合には給付は直ちに法定の書式に従つて規整することが出来る。蓋し經營簿記は生産經過の全過程に従つて、費消と収益の兩者をば一々登録する次第だからである。

(註一) 同説 Schulz, WTr. 1935, 200, 227; Gründling, cas. S. 361; Merlen S. 543.

とは云ふものゝ別の方面の實際家達は特別の經營簿記なるものを必要であるとは認めないのであつて(註一)、此の見解に同意せざるを得ない。株式會社に特定の種類の簿記を強制することは決して改正命令の意圖ではなかつた。されば法定の書式の勘定項目を簿記の基本ともならしめるのは必要でなく、寧ろ商法第二百六十一條に依る損益計算書は其の掲げられた數額の正確なことをさへ證明し得るならば、適正

なる簿記の範圍外でも作成することが出来るのである(註二)。

(註一) 同説 II. Horn, a. a. O. S. 164 ff.; 尚且 Risse WTr. 1935, 329; Vogel das. S. 402 を参照せられた。

(註二) 一九三七年の經濟信託年鑑 (WTr. Jahrbuch S. 197) は此の點について次のやうに述べて居る。「簿記の組織乃至は勘定案 Buchhaltungsorganisation bzw. Kontenplan は必ずしも商法第二百六十一條の書式に適應することを必要とするものではなく、其の掲げべき額は簿記の範圍外に於ても統計的方法で確めることが出来るのである」と。同説 Leitner Nachtrag S. 29.

(3) 改正法の法定書式は新株式會社法中では何等根本的の變更は受けなかつた。そこで第三百三十二條(II)の(1)に依つて「年度收益」Jahresertrag を掲げるに當つては、今日でも現在高の差額丈を修正した賣却利得金から出發するを要することになつて居る。尚ほ此の外に特別に掲ぐべからざる収益を加算しなければならぬ。次に此の額の中に包含されて居る費消を調査しなければならぬ。是等の費消が總括的に掲げらるることを必要とするのである以上は(1)の(1)乃至(8)、是等の費消は此の額から控除されないのであらう。之に反して其の他の一切の費消(原料費、商品取得價額、物的及び人的のその他の費消)はすべて相殺することが出来る。換言すれば控除することが出来るのである。原料費を他の費消から區別するのは極めて困難であるが、以上のやうな處置に由つて此の困難は消滅する。經營上の損失が多額である場合には相殺の爲に提供された他の費消が年度収益として生ずる金額を超過することがあり得る。此の場合に於ては差額は他の一切の費消の下に掲げることが必要とするのである。(二九) IIの(一)を参照せられたい。

## 第二 區分に關する規定に依る個々の費消並に收益

〔二九〕

## (I) 費消

## (1) 貸銀及び俸給

稱して貸銀 *Lohne* 及び俸給 *Gehälter* と云ふのは總生産額にとつての年度支出 *Jahresausgaben für die gesamte Produktion* を指すものと解すべきである。即ち獨り賣却された商品の爲に費消された貸銀、俸給を指すのみに止まるものではないことを承知しなければならない。法律は總括的勘定を要求し、其の明示的に許されて居る程度に於てのみ相殺を許して居るのである(註一)。使用人、取締役及び監査役の受ける特別給與並に歩合報酬 *Prämifikationen sowie Partizipationen* もそれが貸借對照表から明白となる純益中から支拂はれない以上は貸銀及び俸給の項下に之を掲げることが必要とする。税法上から云へば特別給與の控除は出捐 *Zuwendung* が通常の範圍内に止まつて居る限りは契約上の請求權の成立して居ることによつて左右されるものではない(註二)。貸銀税 *Lohnsteuer* や社會的負擔の爲にする控除は斟酌することなしに總貸銀を掲ぐべきである。他會社の計算を以てする勞働の賃銀も亦之に屬する。此の場合に於ては書式の(II)の(一)の下に反對金額 *Gegenposten* を掲げる。支拂はれた貸銀が引當金の負擔を以て相殺される場合(例へば鑛業上の損害によつて惹起された工作の如き)にあつても、此の貸銀は(一)の(一)の下に擧げることが必要

とする。されば引當金は損益勘定(II)の(一)の爲に取崩すべきである。恩給、年金、退職手當金 *Abfindung* の爲の支拂の場合にあつては之を(一)の(一)若は(一)の九の項下に記載すべきであるか、それとも之を(II)の(一)の項下で相殺すべきかは確實でないことがあり得る(註三)。

(註一) クラウジנג *(Krausig S. 133)* は舊法の見地からして會社が(一)及び(二)に於て自分の選擇に従つて或は年度生産額に對する賃銀、俸給及び社會的負擔に關する支出なり、又は賣却された商品の利得金中に包含されて居る是等の費消の部分額のみなりを掲げるのを許して居るのである。

(註二) *Grossmann, Gratifikationen und Jubiläumsgaben WPr. 1934, 193* を参照せよ。

(註三) *Gutachten des Fachausschusses der Wirtschaftsprüfer Nr. 11/1933 WPr. S. 191, WTr. Jahrbuch S. 198* を参照せよ。

所謂記念祝典贈與金 *Jubiläumsgaben*(註四)は貸銀及び俸給の何れにも屬するものではないが、之については同じ相殺の適用がある。

(註四) *Grossmann a. a. O. S. 194* を参照せよ。此の出捐の課税免除は一九三四年十一月二十九日の賃銀税施行令第五條並に之に關聯する一九三五年七月五日の第三次賃銀税布告集Iの6に依つて被備者 *Arbeiternehmer* の爲に規定された所である。之に依ると二十五年、五十年並に此の期間の倍數を以てする會社の祝典の際に於ける贈與は月俸額 *im Monatslohn* を超えることを許さず、二十年、四十年及び五十年の被備者の記念祝典の場合にあつては贈與金は俸給六ヶ月分乃至は九ヶ月分乃至は年俸一年分を超えることを許されない。更に贈與金は會社の記念祝典の直接の機會に基いて、乃至は勤勞期間の満了に直接接續して供與することを必要とするのである。尙ほ *KFH. 39, 361* を参照せよ。

## (2) 社會的負擔

社會的負擔 *soziale Abgaben* とは法律が會社をして義務を負擔せしめることに定めて居る爲に會社に於

て負擔することを必要とする出捐、例へば癱疾保險、疾病保險、使用人保險及び失業保險の割合に應じての分擔金、竝に同業組合への分擔金の如きものである。社會的の目的の爲にする寄附行爲や任意的の費消はⅠの(9)の項下に掲ぐべく、乃至はⅡの(1)の項下で相殺することを必要とする。

(3) 固定資産に對する減價消却と評價修正

稱して固定資産に對する減價消却と云ふのは第三百三十一條第一項AⅡに擧げてある固定資産物件竝に其の他貸借對照表中に掲げてある固定資産物件がありとすれば其の固定資産の物件を指すものと解すべきである。舊法の立場からは此の點は争はれて居た。蓋し商法第二百六十一條第一號に於ては「設備」と「其の他の資産物件」(固定資産の)との間に區別が立てられてあつたからである。之に反して特別減價消却 *Sonderabwertungs* (註一) 竝に固定資産の讓渡の際に於ける損失はそれがⅠの(3)若は(9)の項下に掲げられな以上はⅠの(8)の項下に屬するものである。舊法に依れば「其の他の減價消却」も掲げることが必要とした。即ち特に運轉資産に對する減價消却である。此の減價消却は現在ではⅡの(1)の項下で收益に對して相殺することが出来る。此の減價消却に法定準備金の使用された以上は此の減價消却は(7)の項下に掲ぐべきである。

(註一) 此の特別減價消却の概念に關しては「10」(1)の(3)を参照ありたい。

(4) 利息、但し収益利息を超えるもの、類似の費消は利息と同一である。

「利息」の項目については相殺が許される。されば貸出金の利息と借入金の利息との差額を掲げることとを必要とするに過ぎない。是は特に信用機關に對する斟酌であつて、即ち信用機關については貸出金の利息と借入金の利息を各別に報告してあることからして取引を推論することが出来るのである。稱して類似の費消と云ふのは會社の債務に屬する金銭信用 (*Feldkredit*) に對する其の他の補償、例へば損害 *Damnum*、逆打歩 *Disagio*、管理費用分擔金、信用手数料 *Kreditprovision*、手形割引額 *Wechselsdiskontobetrag* を指すものと解すべきである。之に反して勤勞の給付(業務の處理)の對價を成す報酬を指すものとは解すべきでない。商品の取引に於ける取引上普通に行はれる割増乃至は割引 *Zuschläge bzw. Abzüge* (*Skonti, Rabatte*) は賣買取引に由來する費消乃至は收益の成分たるもので利息の下に掲げることとを必要とするものではない。通説に依ると(4)の項目の下には商品債權 *Warenforderung* に由來する利息竝に延滞利息 *Verzugszinsen* をも掲げることが必要とするのである(註一)。

(註一) *Schlegelberger* § 261 c. Anm. 7 を参照ありたい。

(5) 所得税、収益税及び財産税、但し普通租税の控除に由つて徴收される所得税を除く。

舊法では是等の諸税は「所有税」*Besitzsteuer* と稱せられてあつた。其の間に實質上の相違はない。此の項下に屬するものは團體税、財産税、相続税、不動産税、家賃税、營業税及び是等の諸税に對する市町村

税としての附加税であるが、其の外資本収益税 Kapitalertragsteuer も会社自身が納税義務者である以上は亦之に屬する。之に反して關稅、消費税及び取引税 (例へば資本取引税 Kapitalverkehrssteuer、賣上税 Umsatzsteuer、自動車税等の如き) は斟酌されない。此の後なる諸税は個々の商品乃至は個々の取引行為 Verkehrtatsaktion に對して課せられものである。されば是等の諸税は簿記技術の見地からするときには往々にして特別費用 Spezialinkosten と看做されるのであつて、不斷に費用の負擔者に負擔を及ぼすのである。之に反して前に擧げた諸税は普通の費用 (一般費用) に屬するものである。

経過した年度に對する租税の追加納付 Steuernachzahlung は臨時の費消 (I) の (8) の項下に掲げるのが適當である。租税の償還 Steuererstattung は臨時の収益に屬する。

(6) 職業代表機關 Berufsvertretung への分擔金にして此の機關への所屬が法律の基礎に基くもの

此の項下に屬するのは工業會議所 Industriekammer 及び商業會議所 Handelskammer 並に經濟上の諸團體への分擔金である。是等のものをこゝに掲げるのは其の租税類似の費消に屬するの然らしめる所として是認することが出来るのである。

(7) 左の諸件に關する額

(a) 價額減少 Wertminderungen の金額

(b) 其の他の損失額にして其の補填の爲に法定の引當金の使用されたもの

新法に依れば法定準備金を煩はして補填されるに先だつて貸借對照表中に損失を掲げることはもはや必要ではないのであるから、現在では損失を補填する爲に法定準備金から引出された金額は之を損益計算書中に掲げる必要がある。其の際其の中の幾何を價額減少の補填の爲 (例へば固定資産に對する特別減價消却) に使用し、幾何を其の他の損失を補填する爲に (例へば損失の繰越、經營損失) 使用したかは各別に報告しなければならぬ。遡及的效力を有する資本の減少の機會に爲した費消を掲げる件に關しては (I) の (8) a を參照せられたい。

(8) 臨時の費消にして (1) 乃至 (7) 及び (9) の何れの項下にも掲げられないもの

臨時の費消は臨時の所得に於けるとは異り從來は特別に之を掲げることを必要とはしなかつたものであるが、現在では之について特別の一項目が規定されることとなつた。けれども特別に之を掲げるについての強制は別に成立しては居ないのであるから、臨時の費消は他の支出項目の下に分配しても差支なければ、また II の (1) に従つて年度収益と相殺することも許される。法定準備金を使用した場合にあつては、之を I の (7) の下に掲げなければならぬ。之に屬するものは例へば特別減價消却、租税の追加納付、訴訟上の損失、不時の災害に因る損失及び固定資産並に持分參加の讓渡に由來する損失である。

(8) a 遡及的效力を有する資本の減少と關聯して行はれた臨時の費消

(a) 價額減少の補填の爲にするもの



- (b) 其の他の損失の補填の爲にするもの  
 (c) 法定準備金への繰入の爲にするもの

以上に掲げた費消は何れも臨時のものであつて、従つて(8)の項下に掲げる事を必要とするものであらうが、株式會社法第九十條は明示的に之を各別に報告すべき旨を規定し、然も右に掲げた(a)乃至(c)に示した目的について各別に報告せんことを規定して居るのである。されば場合に依つては特別の一項目を設ける必要がある。適及的效力を持たない資本の減少については此のやうな規定は成立しない。金額が法定準備金から引出された場合にあつては之を(1)の(7)の下に掲ぐべきである。

- (9) (II)の(1)の下に於ける年度収益の部分を超える他の一切の費消

「他の一切の費消」、換言すれば前の項目の下に屬しないすべての費消は年度収益の項目(II)の(1)と相殺することが出来る。只是等の費消が此の項目を超過する場合、即ち經營損失 Betriebsverlust の場合に於ては超過額はこゝに掲げることを必要とするのである。

## (II) 收 益

- (1) 費消を控除した後、に於ける年度収益にして(1)の(1)乃至(8)に依り費消の側に於て各別に掲げること  
 を必要としないもの、並に(2)乃至(6)の下に各別に掲ぐべき収益の控除後に於ける年度収益  
 「二八」の(1)の(2)で論じた通り、此の項は直接帳簿から明白とはならないで寧ろ調査を行ふことが必要

である項目に關するものである。此の項目が「明晰を缺いた混淆的數字」 undurchsichtige Mischziffer と稱せられるのは誠に理由がある(註一)。何となれば此の項目は總賣上高 Bruttoumsatz を成すものでもなければ、また純賣上高 Nettoumsatz を成すものでもなくて、寧ろ或る費消を控除した金額を成すものであるからであり、また此の項目中には特別に掲ぐべき旨の特に規定されて居ない他の一切の収益が掲げられる次第だからである。此の項目は次のやうな個々の額から成立つて居る。

- (a) 利得金制限 Erlösschmälerung を控除した後、に於ける賣上利得金 Umsatzerlös

賣上高は商品と勤勞の給付 Dienstleistung の兩者を包含する。利得金制限とは返品 Retouren、割引 Rabatte、割引 Skonti のことである。

- (b) 現在高差額 Bestandsdifferenzen

年度末に於ける現在高の増加 Malrbestand は加算すべく、現在高の不足 Mindestbestand は控除するを要する。

- (c) 自己の經營内に於て製作し積極の部に掲げた固定資産

是は損益計算書中に收容することを必要とする價額の増加に關するものである。

- (d) 其の他の収益にして(2)乃至(6)の下に掲げられないもの、例へば利害協同關係に關する契約に基いて受領した填補の支拂、カルテルへの所屬關係、免許を受けた特權に基く報償 Vergütungen aus

Lizenzen、信託上の割引 Treuabatten、契約上の拂戻 vertragliche Rückvergütungen 等、

特に掲ぐべからざる「其の他の費消」(I)の(九)は是等の金額から控除すべきである。其の際マインスの金額を生じたときは、之を(I)の(9)の下に掲げることが必要とする。其の他の費消と經營の總収益との相殺は強行的には規定されて居ない。(II)の(1)の下には總賣上高をも記載して費消を特に擧げることが出来る(註II)。

(註I) H. Horn bei Eitel II, 180; WTr. Jahrbuch S. 204

(註II) 例へばマンスフェルド株式會社は其の一九三五年十二月三十一日の貸借對照表中でかやうな處置を執つて居る。鑛業や電氣工業の大企業は普通貸借對照表外に於て其の賣上高を公告して居るのである。

(2) 持分参加に由る収益

持分参加よりの収益 Erträge aus Beteiligungen を別に掲げるのは是認することが出来る。蓋し自己の經營の収益は参加經營 Beteiligungsbetrieb の収益とは區別することを必要とするからである。持分参加よりの収益とは資本参加 Kapitalbeteiligung に由來する利息乃至は利益を指すものと解すべく、参加資本 Beteiligungskapital の譲渡に由來する利得をも指すものと解すべきではない。法律の規定に依れば参加に由來する収益は参加に由來する損失と相殺することを許されない。けれども参加に由來する損失を特に掲げることを必要とするものとは規定してない。参加に由來する損失は減價消却として(I)の(3)の下に、又は

臨時の費消としてI)の(8)の下に屬する。利害協同關係 Interessengemeinschaft は持分参加たるものでないことは既に述べた通りであつて、此の關係が持分参加と結合されてある場合にあつてもそうである。されば利害協同關係に基いて費消を行ふことを必要とするのに、一方では同時に之に結合して居る持分参加は収益を齎す場合にあつては相殺は許されないであつて、寧ろ収益は「持分参加」の下に、支拂はI)の(9)の下に掲ぐべく、乃至はII)の(1)の下に相殺を爲すべきである。

持分参加の場合に於ては會社は持分参加より生ずる収益をば、持分参加の成立して居る會社に於て此の収益を貸借對照表中に掲げると同じ營業年度内に組入れるやう努めるであらう。けれども此のことは判例上、後なる會社の貸借對照表が羈束力を以て確定する場合に限り適法とされて居る所である(註I)。とは云ふもの、實際家は時に此のことを無視して居る。期待すべき利益配當に對する前拂は前金拂 Vorschußweise を以ても不適法である(註II)。

(註I) RG. 112, 19 を参照ありたい。此の判決は合資會社に對する参加に關するものである。反對 Minz S. 225, Schlegelberger § 261 a Ann. 15.

(註II) RG. E. v. 1. 9. 1936 (I 58/36) JW. 1936, 3529.

(3) 利息にして支拂利息 Aufwandszinsen を超えるもの。利息に類する収益は利息と同視する「利息にして支拂利息を超えるもの」と云ふ項目についてはI)の(4)の項下に述べた所が通用する。利息

に類する収益と云ふのは利益配當、鑛業會社の鑛業株から生ずる利益にして持分参加に由來するにあらざるもの、新株式引受權 *Bezugsrecht* などである。

(4) 評價修正、引當金及び自由準備金の取崩しに由つて獲得された金額を包含する臨時の収益

持分参加に由來する収益は自己の經營の収益と參加經營の収益との間の區別たるものであるのに反し、「臨時の収益」*ausserordentliche Erträge* は自己の經營内に於て是等の収益を會社の通常の營業の經營に由つて獲得された収益から區別することを目的とするものである。臨時の収益は原則として一回丈の種類のものであるのを常とする。例へば外國の通貨の價值の下落若は租税受領證(「二四」のⅢの3)及び(4)の利得金 *Erlös von Steuergutschein* から生ずる利益や租税の拂戻などの如し。修復作業に對する國の補助金も臨時の収益若は臨時の出捐たるものとして掲ぐべきである。かくの如き補助金については之に由つて利益の増大を取計ふべきではないと認めなければならぬから、同時に補助金の額に於て特別減價消却を爲すべきである(貫通する項目 *durchlaufende Posten*)(註1)。固定資産の物件が貸借對照表中で適法なる價額にまで引上げられることに由つて生ずる利益も亦臨時の収益たるものであるが、之に反して運轉資産の秘密積立金は秘密に取崩すことが出来る。

(註1) *Gutachten des Fachausschusses Nr. 5/1935 WTr. S. 253.*

參加の持分若は其の他の固定資産の物件の讓渡に由來する利益についても同じことが云ひ得られる。け

れども収益は賣却から生ずる利得金が此の物件について貸借對照表中に掲げてある金額を超過する場合に限り存するものである。其の際此の物件が尙ほ本來の取得價額を以て貸借對照表中に載せられてあるか否かは何等の區別をも生ずるものではない。例へば土地が三萬馬克を以て取得され、貸借對照表には二萬馬克として載せてあつて然も其の後三萬馬克を以て讓渡された場合にあつては、一萬馬克を臨時の収益として掲げるべきである。二萬馬克の額は只資産物件の變形 *Umwandlung* たるのみに止まり、損益計算書はかゝる變形とは毫も相關する所はないのである(註1)。

(註1) 三萬馬克の金額を損益計算書に移すのは固定資産の價額が其の一部の讓渡に由つて少しも左右されることのないとき、又は讓渡されない固定資産の價額が相當に引上げられるとき(是は必要な減價消却額を控除した取得價額若は製作價額の超過されない程度に於てのみ許される)でなければ不可能であらう。

通常の營業の取引に於ける運轉資産の讓渡に由來する利益は臨時の収益ではない。新法文に依ると評價修正、引當金及び自由準備金の取崩しに由つて獲得された額も亦こゝに掲げることを必要とする。「取崩」*Auflösung* とは引當金を使用されないで其の額を損益勘定に繰入れることの出來たことを意味する。けれども稱して使用 *Verwendung* と云ふのは只法令の規定に従ふ使用 *bestimmungsmässige Verwendung* のみを指稱するものと解すべく、従つて例へば訴訟費用の爲の引當金はそれが自由となつた場合にも直接減價消却に使用することは出來ないのであつて、寧ろ先づ(4)の項に關して取崩を爲さなければならぬ。其の結

果として各別に掲ぐべき収益は各別に掲ぐべき費消と相殺することは原則として許さないと云ふ論結を生ずる。新法文は更に公表準備金 offene Rücklage のみに關するもので、秘密準備金は理由書も述べて居る通り秘密に取崩すことが出来るのである(註一)。けれども是は前にも述べた通り只通常の營業上の取引に於ける運轉資産の評價の引上若は讓渡から生ずる秘密準備金についてのみ適當する所であつて、準備金の取崩が臨時の収益を成す場合にあつては此の収益を掲げなければならぬ。適及的效力を有する資本減少の機會に由來する収益を掲げるの件については(5) a の項を參照せられたい。

(註一) Schlegelenger § 260 b Anm. 22. 併し § 261 c Anm. 13 は之に反對である。W.Tr. Jahrbuch S. 197, 207 に依れば取崩した秘密積立金は原則として臨時の収益の下に掲げることが必要とするのである。同説 Schmaltz Zf. Betriebswirtschaft 1933, 90.

(5) 法定準備金の取崩に由つて得られた金額

此の項目は(7)の費用項目 Aufwandsposten に相當するものである。適及的效力を有する資本減少の機會に由來した収益を掲げるの件については(5) a を參照せられたい。

(5) a 適及的效力を有する資本の減少と關聯して取得された臨時の収益

此の項目は(1)の(8) a の費用項目に相當するものである。此の項目は本來から云へば(II)の(4)の臨時の収益に屬するものであつて、収益が法定準備金の取崩に由つて取得された場合にあつては(II)の(5)の下に收容し

なければならぬのであるが、之に反して資本減少及び自由準備金に由來して取得された収益はこれに掲げるを要する。是は一項目に於て爲すことが出来る。収益のそれ／＼の由來を各別に掲ぐべき旨の規定は、費消の際に於ける使用の目的については規定されて居るが、これにはかゝる規定は存在して居な

5. (6) 臨時の受入

稱して臨時の受入 ausserordentliche Zuwendungen と云ふのは反對給付の對立するものを存して居ない受入、例へば贈與、遺贈、債務免除 Schuldnachlass、資本減少に由來する帳簿上の利益の如きものを指すものと解すべきである。會社に對する無償の出捐は主として會社財政の整理の爲に爲されるのであるが、享益證券の發行と交換的に行はれることも多し(註一)。

(註一) 「二二」並に會社財政の整理に關する「三八」及び享益證券に關する「二七」を參照ありたい。

かくの如き出捐は損益計算書中に於て臨時の受入の項下に掲げなければならぬ。本來から云へば無償を以て取得した物件は貸借對照表中にのみ掲げることが出来るのであらう。そして對價が分配すべからざるものであるときは消極の部の下に相當の反對項目を設くべきであらう。けれどもかくの如き場合には其の臨時の受入たるの事實は明白とはならないであらう。損益計算書に於ける區分に關する規定は、無償を以て取得した物件は貸借對照表中に於てもはたまた損益計算書中に於ても特に之を掲げることを強制して

居るのである。されば無償の出捐を未必的の經營損失に對して相殺し若は此の金額を直接減價消却の爲に使用することは許されない。經營貸借對照表中に於て此の金額が還元されたときは、損益計算書中に於ても相當の引當金を設ける必要がある。物件が無償を以て會社に交付された次第ではないけれども、其の眞實の價額以下で交付されたか、又は會社が價額以上に物を賣つた場合も原則として同じやうな取扱を爲すべきである。

臨時の受入は大抵の場合負擔 *Auflage* を伴ふ。是は例へば公の建築補助金について云ひ得られることである。公の補助金は大抵過重の負擔 *Überforderung* たる場合に限り供與されるのが常なのであるから、公の補助金は普通貫通する項目 *durchlaufende Posten* として取扱はれるのを常とする。換言すれば總價額 (*Gesamtwert*) (自己の資金より支出した費用に補助金を加へたもの) から補助金に相當する額を減價消却し、同時に臨時の収益としてなり、「固定資産に對する減價消却」としてなり、乃至はまた「他の一切の費消」の下になり(註一) 兎に角損益計算書中に一項目を設けることとするのが常である。工場を建設する爲に會社に對して土地が無償を以て提供された場合についても同じことが云ひ得られる。土地の價額は臨時の受入の下に屬する。けれども貸借對照表中でもはたまた損益計算書中でも相當な減價消却を行はなければならぬ。

(註一) *Schlegelberger* § 361. *Ann.* 14 の説く所かくの如し。

場合に依つては負擔を伴ふ受入について無償と云ふことを全然否定しなければならぬことがある。此の場合にあつてはかくの如き受入は臨時の受入の下にも擧げることが出来ない。是は特に設備の建設若は經營の存續の爲に提供される永久的の受入について云ひ得られることである。

號數 年月 司法資料表題

|      |        |                                     |      |         |  |
|------|--------|-------------------------------------|------|---------|--|
| 第一號  | 大正二〇、二 | 定型アル犯罪ノ調査(賭博編)                      | 第一九號 | 大正三、四   | 獨逸國少年裁判所法草案及同理由書                                       |
| 第二號  | 〇、二    | 第二回國際少年保護會議議事錄                      | 第二〇號 | 〇、二、三、五 | 市加古少年裁判所ノ研究  |
| 第三號  | 二、一    | 國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護<br>視察制度創設ニ關スル會議議事錄 | 第二一號 | 〇、二、三、五 | 勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會<br>議事錄及評論(附)統一勞働法<br>編纂委員會起草勞働裁判法私案   |
| 第四號  | 二、二    | 米國ノ家庭裁判所                            | 第二二號 | 〇、二、三、六 | 獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ<br>實況                                 |
| 第五號  | 二、三    | 獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察                      | 第二三號 | 〇、二、三、六 | 戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法<br>附)丁抹ノ社會政策の立法概論                      |
| 第六號  | 二、四    | 米國ニ於ケル少年裁判所ト社會                      | 第二四號 | 〇、二、三、七 | 獨逸國經營協議會法及關係法令集  |
| 第七號  | 二、五    | 第二回國際少年保護會議提出報告書<br>第一集             | 第二五號 | 〇、二、三、七 | 獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及<br>使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ<br>關スル法制(附)調停制度概論 |
| 第八號  | 二、六    | 英國及ラエーの警察                           | 第二六號 | 〇、二、三、八 | 獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)<br>英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實<br>況             |
| 第九號  | 二、七    | 復權ニ關スル佛國法令                          | 第二七號 | 〇、二、三、八 | 短期自由刑論   |
| 第一〇號 | 二、八    | 獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程<br>佛國戰時家賃法伊國小作契約法  | 第二八號 | 〇、二、三、九 | 西班牙國假釋放ニ關スル法令集   |
| 第一一號 | 二、九    | 英國ノ判事及ますたー論                         | 第二九號 | 〇、二、三、九 | 獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特<br>別裁判法制                              |
| 第一二號 | 二、〇    | 英佛ノ辯護士法制                            | 第三〇號 | 〇、二、三、〇 | 獨逸國勞働裁判所法草案及理由書  |
| 第一三號 | 二、二    | 獨逸ノ辯護士法制                            | 第三一號 | 〇、二、三、〇 | 獨逸國少年裁判所法  |
| 第一四號 | 二、三    | 獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管<br>理ニ關スル調査報告       | 第三二號 | 〇、二、三、二 | 司法制度改良論  |
| 第一五號 | 二、一    | 辯護士倫理                               | 第三三號 | 〇、二、三、二 | 獨逸新經濟法   |
| 第一六號 | 二、二    | 獨逸國調停法草案及同理由書                       | 第三四號 | 〇、二、三、三 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率<br>契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之<br>部)             |
| 第一七號 | 二、三    | 英國監獄制度                              |      |         |  |
| 第一八號 | 二、四    | 獨逸國少年福利法草案同理由書及確<br>定法文             |      |         |  |

|            |                                     |             |   |
|------------|-------------------------------------|-------------|---|
| 第三五號 大正三、三 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例、墾國及瑞西之部   | 第四九號 大正三、七  | 米國ノ刑罰制度   |
| 第三六號 〃 一、一 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諸國之部) | 第五〇號 〃 一、八  | 獨逸國民訴訟改正律令  |
| 第三七號 〃 一、一 | 英國ニ於ケル略式刑事手續及予こつとにんどニ於ケル刑事手續        | 第五一號 〃 一、八  | 英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)                        |
| 第三八號 〃 一、二 | 佛國信家借地法                             | 第五二號 〃 一、九  | 英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及検屍官裁判所ノ組織)               |
| 第三九號 〃 一、二 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部) | 第五三號 〃 一、九  | 英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)                     |
| 第四〇號 〃 一、三 | 佛國監獄制度及同職員令                         | 第五四號 〃 一、一〇 | 佛國商事裁判制度  |
| 第四一號 〃 一、三 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)     | 第五五號 〃 一、一〇 | 獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令                           |
| 第四二號 〃 一、四 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南洋之部)     | 第五六號 〃 一、二  | 英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)               |
| 第四三號 〃 一、四 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)     | 第五七號 〃 一、二  | 獨逸國勞務契約法案及評論(附)佛國勞務法止                               |
| 第四四號 〃 一、五 | 英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度                  | 第五八號 〃 一、三  | 米國少年裁判法   |
| 第四五號 〃 一、五 | 英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)       | 第五九號 〃 一、三  | 英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係) |
| 第四六號 〃 一、六 | 英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)       | 第六〇號 〃 一、四  | 不定期刑言渡ノ制度   |
| 第四七號 〃 一、六 | 瑞西辯護士法                              | 六一號 〃 一、四   | 改善不能性犯人ノ處遇  |
| 第四八號 〃 一、七 | 露西亞事情                               | 六二號 〃 一、四   | 英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録                              |

|            |  |            |                                     |
|------------|--|------------|-------------------------------------|
| 第六四號 大正四、三 | 獨逸國後見制度(前編)  | 第八〇號 大正四、三 | 刑罰ニ關スル制度(其二)                        |
| 第六五號 〃 一、三 | 獨逸國後見制度(後編)  | 八一號 〃 一、一  | 北米合衆國ノ刑事裁判(其一)                      |
| 第六六號 〃 一、四 | 刑ノ執行猶豫制度   | 八二號 〃 一、二  | 北米合衆國裁判制度(一、カリホルニヤ州ノ裁判制度)           |
| 第六七號 〃 一、四 | 假釋放  | 八三號 〃 一、三  | 北米合衆國ノ刑事裁判(其二)                      |
| 第六八號 〃 一、五 | 國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議事録 | 八四號 〃 一、四  | 一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)               |
| 第六九號 〃 一、五 | 諸國ノ刑法草案  | 八五號 〃 一、五  | 陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授述陪審制度論           |
| 第七〇號 〃 一、六 | 英國司法警察論  | 八六號 〃 一、五  | 刑罰に關する制度(其三)                        |
| 七一號 〃 一、六  | 英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇                              | 八七號 〃 一、六  | 正義と貧民(其一)                           |
| 七十二號 〃 一、七 | 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)                           | 八八號 〃 一、七  | 正義と貧民(其二)                           |
| 七三號 〃 一、七  | 英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書        | 八九號 〃 一、七  | 刑罰に關する制度(其四)                        |
| 七四號 〃 一、八  | 漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所                                      | 九〇號 〃 一、八  | 刑罰に關する制度(其五)                        |
| 七五號 〃 一、八  | 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)                           | 九一號 〃 一、八  | 英國に於ける警察裁判所                         |
| 七六號 〃 一、九  | 獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書                         | 九二號 〃 一、九  | 司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務(第三篇)            |
| 七七號 〃 一、九  | 刑罰ニ關スル制度(其一)                                       | 九三號 〃 一、九  | 刑罰に關する制度(其六)完                       |
| 七八號 〃 一、一〇 | 佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概観)                     | 九四號 〃 一、一〇 | 英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一) |
| 七九號 〃 一、一〇 | 一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)                              | 九五號 〃 一、一〇 | 諸外國に於ける辯護士制度概観                      |

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 第九〇號 〃 一、一〇 | 歐洲諸國に於ける上訴制度           |
| 九一號 〃 一、一〇  | 佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限) |
| 九二號 〃 一、一〇  |                        |
| 九三號 〃 一、一〇  |                        |
| 九四號 〃 一、一〇  |                        |
| 九五號 〃 一、一〇  |                        |
| 九六號 〃 一、一〇  |                        |
| 九七號 〃 一、一〇  |                        |

|              |                                     |              |   |
|--------------|-------------------------------------|--------------|---|
| 第九八號 大正 五、三  | 佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)         | 第一一五號 昭和 三、八 | チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(總則篇)              |
| 第九九號 〃 五、三   | 國際行刑會議報告書集(一)                       | 第一一六號 〃 三、九  | 米國の勞働法制(上)                                  |
| 第一〇〇號 昭和 三、一 | 國際行刑會議報告書集(二)                       | 第一一七號 〃 三、九  | 米國の勞働法制(下)                                  |
| 第一〇一號 〃 三、一  | 公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)             | 第一一八號 〃 三、〇  | 刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)             |
| 第一〇二號 〃 三、二  | 公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)             | 第一一九號 〃 三、〇  | チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(各論篇)              |
| 第一〇三號 〃 三、二  | 英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一) | 第一二〇號 〃 三、二  | 佛國陪審に於ける發問の方式とその判例                          |
| 第一〇四號 〃 三、三  | 司法ニ關スル法制                            | 第一二一號 〃 三、二  | 賭博に關する調査                                    |
| 第一〇五號 〃 三、三  | 司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)            | 第一二二號 〃 三、三  | 佛國の檢察制度                                     |
| 第一〇六號 〃 三、四  | 司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完           | 第一二三號 〃 三、三  | フレデリック・バイウァーティス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二) |
| 第一〇七號 〃 三、四  | 保安處分                                | 第一二四號 〃 三、一  | 一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)                       |
| 第一〇八號 〃 三、五  | 陪審裁判所に於ける發問(總則篇)                    | 第一二五號 〃 三、二  | 大逆罪に關する比較法制資料                               |
| 第一〇九號 〃 三、五  | 陪審裁判所に於ける發問(各論篇)                    | 第一二六號 〃 三、三  | 一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)                       |
| 第一一〇號 〃 三、六  | ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)        | 第一二七號 〃 三、四  | 刑法改正に關する比較法制資料(前篇)                          |
| 第一一一號 〃 三、六  | 單獨裁判官と司法官制                          | 第一二八號 〃 三、五  | 刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)                        |
| 第一一二號 〃 三、七  | 國際行刑會議報告書集(三)                       | 第一二九號 〃 三、六  | 佛國裁判所の構成ニ關スル法令                              |
| 第一一三號 〃 三、七  | 國際行刑會議報告書集(四)                       | 第一三〇號 〃 三、七  | 米國裁判所の組織及び訴訟手續                              |
| 第一一四號 〃 三、八  | 佛國刑事裁判所の組織及び司法警察                    |              |   |

|              |                                   |             |                              |
|--------------|-----------------------------------|-------------|------------------------------|
| 第一三一號 昭和 三、九 | ソヴェエト露西亞の法制(前篇)                   | 第一五一號 〃 五、四 | 德川禁令考後案(第二帙)                 |
| 第一三二號 〃 三、〇  | ソヴェエト露西亞の法制(後篇)                   | 第一五二號 〃 五、五 | 佛國民商事裁判管轄                    |
| 第一三三號 〃 三、二  | 限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇 | 第一五三號 〃 五、六 | 佛蘭西に於ける檢事の職務                 |
| 第一三四號 〃 三、二  | 一九二七年伊太利刑法豫備草案                    | 第一五四號 〃 五、七 | 獨逸刑法及び行刑法施行法草案               |
| 第一三五號 〃 三、二  | 治安判事論                             | 第一五五號 〃 五、八 | 獨逸刑法及び行刑法施行法草案理由書            |
| 第一三六號 〃 四、一  | 各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究            | 第一五六號 〃 五、九 | 國際行刑會議報告書集 五                 |
| 第一三七號 〃 四、二  | 刑の量定(前篇)                          | 第一五七號 〃 五、〇 | 國際行刑會議報告書集 六                 |
| 第一三八號 〃 四、三  | 刑の量定(後篇)                          | 第一五八號 〃 五、二 | 國際行刑會議報告書集 七                 |
| 第一三九號 〃 四、四  | 佛に於ける家族制の變遷                       | 第一五九號 〃 五、三 | 德川禁令考後案(第三帙)                 |
| 第一四〇號 〃 四、五  | 陪審裁判手續に關する問(前篇)                   | 第一六〇號 〃 六、一 | 少年保護司指針                      |
| 第一四一號 〃 四、五  | 陪審裁判手續に關する問(後篇)                   | 第一六一號 〃 六、二 | 米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査 |
| 第一四二號 〃 四、六  | 德川禁令考後案(第一帙)                      | 第一六二號 〃 六、五 | 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)        |
| 第一四三號 〃 四、八  | 獨逸司法制度(前篇)                        | 第一六三號 〃 六、七 | 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)        |
| 第一四四號 〃 四、九  | 獨逸司法制度(後篇)                        | 第一六四號 〃 六、八 | 佛國司法制度(前篇)                   |
| 第一四五號 〃 四、〇  | ソヴェエト露西亞民法(前篇)                    | 第一六五號 〃 六、九 | 佛國司法制度(後篇)                   |
| 第一四六號 〃 四、一  | ソヴェエト露西亞民法(後篇)                    | 第一六六號 〃 六、〇 | 德川禁令考後案(第四帙)                 |
| 第一四七號 〃 四、二  | アメリカ合衆國に於ける少年裁判所                  | 第一六七號 〃 七、一 | 支那歷代刑事法制的思想(上卷)              |
| 第一四八號 〃 五、一  | ソヴェエト露西亞刑法                        | 第一六八號 〃 七、二 | 支那歷代刑事法制的思想(下卷)              |
| 第一四九號 〃 五、二  | ソヴェエト露西亞裁判所構成法刑事訴訟法 行刑法           |             |                              |
| 第一五〇號 〃 五、三  | 英米獨佛の手形法及小切手法                     |             |                              |



|              |                                     |               |  |
|--------------|-------------------------------------|---------------|--|
| 第一六九號 昭和 七、四 | 司法事務の經費節減、簡易化及促進<br>(獨逸裁判所書記同盟の改革案) | 第一八八號 昭和 九、二  | 一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にポロランド改正刑法及ポロランド違警罪法 |
| 第一七一號 〃 七、八  | 刑事事件集(附)刑事事件起按小手引                   | 第一八九號 〃 九、二   | 取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察  |
| 第一七二號 〃 七、二〇 | ソヴェイェト法の理論                          | 第一九〇號 〃 九、三   | 米國エタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に関する調査              |
| 第一七三號 〃 七、二二 | 德川禁令考(第二帙)                          | 第一九一號 〃 一〇、一  | 一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典(附錄重要附屬法令)             |
| 第一七四號 〃 八、三  | 德川禁令考(第三帙)                          | 第一九二號 〃 一〇、二  | 德川民事慣例集(動産の部)                              |
| 第一七五號 〃 八、五  | 民事事務修習の栞                            | 第一九三號 〃 一〇、三  | 獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法                            |
| 第一七六號 〃 八、八  | 德川禁令考(第四帙)                          | 第一九四號 〃 一〇、四  | 一九二八年スペイン刑法                                |
| 第一七七號 〃 八、九  | 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に說明書(一)             | 第一九五號 〃 一〇、五  | ポロランド新民事訴訟法(一九三三年)                         |
| 第一七八號 〃 八、一〇 | 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並に說明書(二)             | 第一九六號 〃 一〇、六  | 獨逸刑法提要(上)                                  |
| 第一七九號 〃 八、一一 | 捜査事務に就て                             | 第一九七號 〃 一〇、七  | ソヴェイェト・ロシアは犯罪を克服する                         |
| 第一八〇號 〃 八、一三 | 德川禁令考(第五帙)                          | 第一九八號 〃 一〇、八  | 伊太利刑法典                                     |
| 第一八一號 〃 九、一  | 獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)                   | 第一九九號 〃 一〇、九  | 伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條例                       |
| 第一八二號 〃 九、二  | 犯罪生物學原論                             | 第二〇〇號 〃 一〇、一〇 | 一九一二年 第二回 海牙萬國手形法統一會議議事錄                   |
| 第一八三號 〃 九、四  | 德川禁令考(第六帙)                          | 第二〇一號 〃 一〇、一〇 | 一九一二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に於ける審査委員會會議記錄          |
| 第一八四號 〃 九、五  | ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)                |               |  |
| 第一八五號 〃 九、七  | プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂                 |               |  |
| 第一八六號 〃 九、八  | 英國に於ける裁判と警察                         |               |  |
| 第一八七號 〃 九、九  | 德川民事慣例集(人事の部)                       |               |  |

|               |  |              |   |
|---------------|--|--------------|---|
| 第二〇二號 昭和 一〇、二 | 中華民國刑法・刑事訴訟法                                   | 第二二〇號 昭和 二、二 | 刑事政策(犯罪學を基礎とする)                             |
| 第二〇三號 〃 一〇、三  | ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法                                 | 第二二二號 〃 二、三  | 德川裁判事例(刑事ノ部)                                |
| 第二〇四號 〃 二、一   | 獨逸刑法提要(中)                                      | 第二二三號 〃 二、三  | 一九三〇年獨逸國株式會社法及株式會社會社並に說明書                   |
| 第二〇五號 〃 二、一   | 德川民事慣例集 不動産の部(上)                               | 第二二四號 〃 二、三  | 一九三一年九月獨逸國株式會社法改正に關する緊急律令                   |
| 第二〇六號 〃 二、二   | 佛國刑事訴訟法  | 第二二五號 〃 二、三  | 一九三五年六月二十八日の獨逸刑法改正法並に刑事訴訟法及裁判所構成法の改正條文と各理由書 |
| 第二〇七號 〃 二、三   | 伊太利刑事訴訟法典報告                                    | 第二二六號 〃 二、三  | 佛國法學通論                                      |
| 第二〇八號 〃 二、三   | 伊太利刑事訴訟法典報告                                    | 第二二七號 〃 二、四  | 初等英法教科書                                     |
| 第二〇九號 〃 二、四   | 佛國民事訴訟法改正草案                                    | 第二二八號 〃 二、四  | フランス、ドイツ及イギリスに於ける裁判所と判事                     |
| 第二一〇號 〃 二、四   | 米國に於ける指紋採取法(附)沃度法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程並に指紋分類規程及同規程附表 | 第二二九號 〃 二、五  | 第十一回國際刑法及び監獄會議關係論文集                         |
| 第二一一號 〃 二、五   | ナチスの法制及び立法綱要(刑法及刑事訴訟法の部)                       | 第二三〇號 〃 二、五  | 滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新刑事訴訟法典同草案                   |
| 第二一二號 〃 二、五   | 英國の刑事裁判  | 第二三一號 〃 二、六  | 獨逸刑事判決の作成                                   |
| 第二一三號 〃 二、六   | 德川民事慣例集 不動産ノ部(下)                               | 第二三二號 〃 二、七  | 新法律學の基本問題                                   |
| 第二一四號 〃 二、六   | 個人主義的國家概念と法人國家                                 | 第二三三號 〃 二、八  | 清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小山豐太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件記錄          |
| 第二一五號 〃 二、七   | 獨逸刑法提要(下)                                      | 第二三四號 〃 二、九  | 滿洲帝國民法典                                     |
| 第二一六號 〃 二、八   | 德川民事慣例集 訴訟ノ部                                   | 第二三五號 〃 二、一〇 | 將來の獨逸刑法(總則)                                 |
| 第二一七號 〃 二、九   | ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度の改正について                     | 第二三六號 〃 二、一〇 | 滿洲帝國商事法規                                    |
| 第二一八號 〃 二、一〇  | 新獨逸刑法に對する國民社會主義的總論(第一卷)                        |              |   |
| 第二一九號 〃 二、二   | 民事司法の疾患外三篇                                     |              |   |

- 第二三六號 昭和二三、一 將來の獨逸刑法(各則)上  
刑法委員會事業報告
- 第二三七號 〃 二三、二 滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法
- 第二三八號 〃 二三、四 將來の獨逸刑法(各則)下  
刑法委員會事業報告
- 第二三九號 〃 二三、四 一九三七年獨逸株式法理由書
- 第二四〇號 〃 二三、五 法律家たるの適性に就て(法律家特  
に判事の職務に就ての心理學的考  
察)
- 第二四二號 〃 二三、六 一九三七年獨逸國司法官試補指導者  
會議錄
- 第二四二號 〃 二三、八 株式會社貸借對照論(上)

14.5  
54

終